平成２８年　３月１１日開会

平成２８年　３月２４日閉会

（定例第１回）

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目　　次

第１号（３月１１日）

告　　示……1
招集議員……1
議事日程……2
本日の会議に付した事件……3
出席議員……5
欠席議員……6
事務局出席職員者職氏名……6
説明のため出席した者の職氏名……6
開　　会……6
会議録署名議員の指名……6
会期の決定……6
諸般の報告……6
陳情第７号（平成 27 年）……7
一般質問……7
１番　　國永美惠子議員……7
５番　　西本　篤史議員……１７
１１番　瀬石　公夫議員……２１
８番　　河内　賀寿議員……２９
４番　　清神　清議員……３５
３番　　松田　規久夫議員……４３
９番　　髙川　喜彦議員……５０
２番　　藤山　　巖議員……５８
議案第１号……６８
議案第２号……６８
議案第３号……６８
議案第４号……６８
議案第５号……６８
議案第６号……６８
議案第７号……６８
議案第８号……６９
議案第９号……６９
議案第１０号……６９
議案第１１号……６９
議案第１２号……６９
議案第１３号……６９

議案第１４号……６９
議案第１５号……６９
議案第１６号……６９
議案第１７号……６９
議案第１８号……６９
議案第１９号……６９
議案第２０号……６９
議案第２１号……６９
議案第２２号……６９
議案第２３号……６９
議案第２４号……６９
議案第２５号……６９
議案第２６号……６９
議案第２７号……６９
議案第２８号……６９
議案第２９号……６９
予算審査特別委員会の設置……７８
陳情第１号……７８
陳情第２号……７８
散　　会……７８
署　　名……７９

第２号（３月２４日）

議事日程……８０
本日の会議に付した事件……８２
出席議員……８４
欠席議員……８４
事務局出席職員職氏名……８４
説明のため出席した者の職氏名……８４
開　　会……８５
会議録署名議員の指名……８５
議案第１号……８５
議案第２号……８５
議案第３号……８５
議案第４号……８５
議案第５号……８５
議案第６号……８５

議案第７号……８５
議案第８号……８５
議案第９号……８５
議案第１０号……８５
議案第１１号……８５
議案第１２号……８５
議案第１３号……８５
議案第１４号……８５
議案第１５号……８５
議案第１６号……８５
議案第１７号……８５
議案第１８号……８５
議案第１９号……８５
議案第２０号……８５
議案第２１号……８５
議案第２２号……８５
議案第２３号……８５
議案第２４号……８５
議案第２５号……８５
議案第２６号……８５
議案第２７号……８５
議案第２８号……８５
議案第２９号……８５
陳情第２号……８５
陳情第４号（平成 27 年）……８５
議案第３０号……９５
議案第３１号……９５
閉会中の継続審査（付託事件）（経済厚生委員会）……９６
閉会中の継続調査（特定事件）（総務文教委員会）……９６
閉会中の継続調査（特定事件）（議会広報広聴調査特別委員会）……９６
議員派遣について……９６
閉　　会……９７
署　　名……９８

田布施町告示第６号

平成２８年第１回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０１条第１項の規定により、次のとおり招集する。

平成２８年２月２６日

田布施町長　長信　正治

１　期　日　　平成２８年３月１１日
２　場　所　　田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

國永美惠子議員	藤山　　巖議員
松田規久夫議員	清神　　清議員
西本　篤史議員	畠中　　孝議員
谷村　善彦議員	河内　賀寿議員
髙川　喜彦議員	木本　睦博議員
瀬石　公夫議員	石田　修一議員
林山　健二議員	

○３月２４日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

平成２８年　第１回（定例）田　布　施　町　議　会　会　議　録（第１日）

平成２８年３月１１日（金曜日）

議事日程（第１号）

平成２８年３月１１日　午前９時００分開会

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸般の報告
　例月出納検査の報告
　報告第１号　専決処分の報告について（調停の申立）
　常任委員会の調査報告
日程第４　陳情第７号（平成 27 年）「田布施町庁舎について現在地に新築を要望する陳情書」の取下げについて
日程第５　一般質問
日程第６　議案第１号
　専決処分の承認について（平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第５号））
日程第７　議案第２号
　専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
日程第８　議案第３号
　専決処分の承認について（田布施町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止する条例）
日程第９　議案第４号
　平成２８年度田布施町一般会計予算議定について
日程第１０　議案第５号
　平成２８年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第１１　議案第６号
　平成２８年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
日程第１２　議案第７号
　平成２８年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
日程第１３　議案第８号
　平成２８年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第１４　議案第９号
　平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第６号）議定について
日程第１５　議案第１０号
　平成２７年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定について
日程第１６　議案第１１号
　平成２７年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について
日程第１７　議案第１２号
　平成２７年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について

日程第１８　議案第１３号
　　平成２７年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定について
日程第１９　議案第１４号
　　町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第２０　議案第１５号
　　町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第２１　議案第１６号
　　田布施町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第２２　議案第１７号
　　田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
日程第２３　議案第１８号
　　田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
日程第２４　議案第１９号
　　田布施町実費弁償条例の一部を改正する条例
日程第２５　議案第２０号
　　行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第２６　議案第２１号
　　田布施町行政手続条例の一部を改正する条例
日程第２７　議案第２２号
　　田布施町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
日程第２８　議案第２３号
　　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第２９　議案第２４号
　　田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
日程第３０　議案第２５号
　　田布施町河川環境保全条例
日程第３１　議案第２６号
　　田布施町企業立地促進条例の一部を改正する条例
日程第３２　議案第２７号
　　田布施町消防団条例の一部を改正する条例
日程第３３　議案第２８号
　　広島市と田布施町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
日程第３４　議案第２９号
　　山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について
日程第３５　陳情第１号
　　「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
日程第３６　陳情第２号
　　現庁舎は耐震化し財源の見通しが立った後、現在地に新築を要望する陳情書

本日の会議に付した事件

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　会期の決定
日程第３　　諸般の報告
　　例月出納検査の報告
　　報告第１号　専決処分の報告について（調停の申立）
　　常任委員会の調査報告
日程第４　　陳情第７号（平成 27 年）「田布施町庁舎について現在地に新築を要望する陳情書」の取下げについて
日程第５　　一般質問
日程第６　　議案第１号
　　専決処分の承認について（平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第５号））
日程第７　　議案第２号
　　専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
日程第８　　議案第３号
　　専決処分の承認について（田布施町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止する条例）
日程第９　　議案第４号
　　平成２８年度田布施町一般会計予算議定について
日程第１０　議案第５号
　　平成２８年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第１１　議案第６号
　　平成２８年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
日程第１２　議案第７号
　　平成２８年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
日程第１３　議案第８号
　　平成２８年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第１４　議案第９号
　　平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第６号）議定について
日程第１５　議案第１０号
　　平成２７年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定について
日程第１６　議案第１１号
　　平成２７年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について
日程第１７　議案第１２号
　　平成２７年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について
日程第１８　議案第１３号
　　平成２７年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定について
日程第１９　議案第１４号
　　町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第２０　議案第１５号
　　町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第２１　議案第１６号
　　田布施町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第２２　議案第１７号
　　田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

日程第２３　議案第１８号
　田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
日程第２４　議案第１９号
　田布施町実費弁償条例の一部を改正する条例
日程第２５　議案第２０号
　行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第２６　議案第２１号
　田布施町行政手続条例の一部を改正する条例
日程第２７　議案第２２号
　田布施町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
日程第２８　議案第２３号
　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第２９　議案第２４号
　田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
日程第３０　議案第２５号
　田布施町河川環境保全条例
日程第３１　議案第２６号
　田布施町企業立地促進条例の一部を改正する条例
日程第３２　議案第２７号
　田布施町消防団条例の一部を改正する条例
日程第３３　議案第２８号
　広島市と田布施町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
日程第３４　議案第２９号
　山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について
日程第３５　陳情第１号
　「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
日程第３６　陳情第２号
　現庁舎は耐震化し財源の見通しが立った後、現在地に新築を要望する陳情書

出席議員（１３名）

１番	國永美惠子議員	２番	藤山　巖議員
３番	松田規久夫議員	４番	清神　清議員
５番	西本　篤史議員	６番	畠中　孝議員
７番	谷村　善彦議員	８番	河内　賀寿議員
９番	髙川　喜彦議員	１０番	木本　睦博議員
１１番	瀬石　公夫議員	１２番	石田　修一議員
１３番	林山　健二議員		

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	上部　能之君	書記	林　　大佑君
書記	松原　唯行君	書記	川上　美則君

説明のため出席した者の職氏名

町　　長	長信　正治君	副 町 長	東　　浩二君
教 育 長	尾﨑　龍彦君	総務企画課長	亀田　典志君
税務課長	堀川　　誠君	経済課長	向山　智章君
建設課長	鳥上　清史君	建設課技幹	田中　和彦君
町民福祉課長	川添　俊樹君	町民福祉課主幹	向山　幸和君
健康保険課長	中田　正美君	会計室長	大島　克己君
学校教育課長	本城　嘉也君	社会教育課長	中村　俊彦君
給食センター所長	中村　和宏君	代表監査委員	常見　京平君

午前９時００分開会

(ベル)

○議長（林山　健二議員）　平成２８年第１回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（林山　健二議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、谷村善彦議員、河内賀寿議員を指名します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２．会期の決定

○議長（林山　健二議員）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月２４日までの１４日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　異議なしと認めます。したがって、会期は３月２４日までの１４日間に決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．諸般の報告

○議長（林山　健二議員）　日程第３、諸般の報告を行います。

本日は例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めております。

例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○監査委員（常見　京平君）　昨年の１２月２０日に御選任をいただきました常見でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

平成２７年１２月末並びに平成２８年１月末及び２月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付してございます報告書のとおりであります。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（林山　健二議員）　次に、専決処分の報告についての報告を求めます。長信町長。

○町長（長信　正治君）　それでは、報告事項についてその概要を説明申し上げます。

報告第１号は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、専決処分により調停の申し立てを行いましたので、議会にその報告をするものであります。

詳細は、先の全員協議会で御説明いたしましたが、昨年１２月２８日の午後２時過ぎ、田布施町大字麻郷の町道遠岡線を自転車で運転中、一部舗装が欠けていた箇所に自転車の前輪が引っ掛かり転倒された事故に関し、本年２月２日付で損害賠償額に関する調停の申し立てを行ったものであります。

以上報告を終わります。

○議長（林山　健二議員）　次に、常任委員会における調査の報告は１件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、議長から報告いたします。

地方自治法第１２１条の規定により、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第４．陳情第７号（平成27年）

○議長（林山　健二議員）　日程第４、陳情第７号田布施町庁舎について現在地に新築を要望する陳情書の取下げについてを議題とします。

平成２７年１２月３日に提出されました陳情第７号田布施町庁舎について現在地に新築を要望する陳情書は、総務文教委員会に付託され、継続審査となっておりますが、お手元に配付のとおり陳情者より陳情の取下げが提出されました。委員会に付託された陳情の取下げについては、議会の承認が必要となります。

お諮りします。本件陳情の取下げについて、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　異議なしと認めます。よって、本件陳情の取下げについては、承認することに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第５．一般質問

○議長（林山　健二議員）　日程第５、一般質問を行います。

順番に発言を許します。國永美惠子議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　皆さんおはようございます。本日は住みよい田布施がますます住みよくなりますように、本町が行うべき新しい事業、そして、今ある制度のさらなる充実についてということを観点にお尋ねをいたしたいと思います。

それでは、通告に従いお尋ねをいたします。

今私が上を見ましたのは、ちょっと何かここ暗いんじゃないかなという感じがいたしましたんで、ちょっと上を見ましたんで、別に……。

それでは、１番の介護保険についてからお尋ねをいたします。

私は、ちょうど１年前の３月議会におきましても同じようなお尋ねをいたしております。医療介護総合法により、介護保険制度が改定となり、本町の対象者が希望する介護サービスが受けられない状況が出てくるのではないかと町長にお尋ねをいたしました。

はじめに、特養入居対象者についてであります。この入居は原則要介護３以上となりますが、影響について町長は、「入所要件の変更の影響については少ないと考えている」という御答弁でございました。その特養入所への影響はいかがでしょうか。

もう１点は、要支援１と２の対象者についてであります。この要支援者の訪問介護、通所介護を介護保険から外して、地域支援事業に移行することが決まっております。そのことは、２年間の移行期間があり、２９年度、来年の４月から実施となります。介護保険対象者から外れて、実施義務が自治体に移る、要するに、要支援１と２の訪問介護、通所介護は地域支援事業として田布施町が行わなければならないということであります。まさか、現行のサービスが受けられないというようなことはないと考えます。しかしながら、実際の問題としては、どこに住んでいるかということで、サービスの質や料金に差が生じてまいります。本町の財政状況や受けてくれる事業者があるのかということもここに影響すると考えます。地域支援事業の２９年度実施に向けて、現状のサービスが低下することなく、十分な対応ができますよう準備が進んでおりますか、お尋ねをいたします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　１点目は、介護保険制度についてのお尋ねであります。

まず、制度の改定による特養利用者への影響についてですが、平成２７年４月から在宅での生活困難な中重度の要介護者を支える施設として、特養の機能を重点化するため、特養への新規入所は原則として要介護の３以上の高齢者に限定されました。しかしながら、従来対象とされていた要介護１・２の方についても、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められた場合には、入所する特例的に入所することが可能とされています。

特養の入所は、施設ごとに設置される入所判定委員会が申込者の状態等の条件から、在宅での生活が困難な方を優先して、入所の順番を決めることとなっています。このため、居室が空いた場合は、介護度の高い方から順に入所されることになりますが、制度改定後となる平成２７年４月から本年２月末までに、町内の特養へ入所された方の要介護度は、要介護５が４名、要介護４が１４名、要介護３が４名の計２２名でした。２２名全ての方が要介護３以上でありましたので、要介護１・２の方で特養入所を検討するケースはありませんでした。

なお、本年２月末現在での待機者は、要介護３以上の方が４９名、要介護１・２の方が４２名で、計９１名となっています。

次に、平成２９年度から実施予定の地域支援事業についてですが、要支援者に係る訪問介護、通所介護は、今後、地域支援事業に移行することとなります。

町としましては、この課題に対応していくため、平成２６年１１月に役場の関係部署、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関で構成する「生活支援・介護予防サービスの基盤整備にむけた研究会」を立ち上げ、協議してきました。

研究会では、国のガイドラインを参考として、サービス内容、類型、提供主体などを検討し、ようやく素案を作成したところであります。

概要を申し上げますと、基本的な考え方として、現在実施している既存の事業をできるだけ総合事業に移行していく方針であります。

なお、一般介護予防事業については、来年度より一部事業を試行的に実施する予定にしております。

地域で自主的な運動教室を実践できるように普及していくこととともに、高齢者が気軽に行うことができる体操として、高知県が開発した「いきいき１００歳体操」を実践し、広めていきたいと考えています。

また、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、来年度から生活支援コーディネーターを１名配置し、基盤整備に向けて取り組んでいくこととしております。

次に、住む場所でサービスの質や料金に差が生じることになるが、本町は十分な対応ができているかとのお尋ねですが、近隣市町や関係機関と連携、協力しながら模索しているところであり、できるだけ自治体ごとの格差が出ないように、近隣市町と情報交換を行い対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　國永議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　わかりました。特養の入所希望者がなかなか入れない状況にあるというのは、これからまだまだ検討していかなきゃいけない課題かなと思っております。

介護保険は保険料が上がりまして利用料も払うわけですけれども、そういう中にあっては、望むサービスが受けられないというのは、本来違うんじゃないかなというふうに考えます。かといって、田布施町が特別養護老人ホームをつくるというのも、これもまた大変な財政的に難しい状況があろうかと思いますから、特養入所の希望に対して今後の対策というのは、待機者についてはどういうふうにお持ちか、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

それと、地域支援事業に移っていって、それぞれの町で格差が出ないようにと検討してらっしゃるということですから、その点につきましてはちょっと安心をいたしました。かといって、全体が上がるというようなことではいけないかなと思います。今までどおりの現状のとおりに抑えられていくべきではないかと。それと、今いろいろ心配をしておりますのが、最初にも申し上げましたように、本当に今までと変わることがないのかというのが心配されているわけです。御答弁によると大体いけるのかなというふうにも思いますがいかがでしょうか。

○議長（林山　健二議員）　中田課長。

○健康保険課長（中田　正美君）　それではお答えをいたします。

まず、特養の待機者への対応ということなんですけども、先ほどお答えをいたしましたように、本年２月末現在の待機者というのは９１名ということになっております。実際には何カ所も同時申請されるので、実際の順番はもっと早くなるということはあるというふうに思いますけども、町としてもできるだけ――先ほど特例入所の話がございましたけども、希望される方がちゃんと入れるような対応はさせていただきたいと思います。特に特例入所に関しましては、国が入所の指針をつくっております。県も指針をつくっております。町もそれを基本にしてできるだけ公平性を確保するために、入所判定の事務処理要綱をつくって対応しておりますんで、できるだけ判断基準に差異が出ないように対応を進めていきたいと思っております。

それと、２番目のサービス単価についてということでございますけども、まだ、サービス内容についてはそのものをつくっているような状況でございますけれども、単価については、これから国が定めた単価基準を参考にしながら、市町で定めていくことになっていくと思います。町長もお答えしましたように、国市町には、もう先行して実施しているところと情報交換をしながら、できるだけあまり差が出ないような対応をしていきたいと思っております。

それと、最後に今までされていることが変わりはないのかというような御質問だったと思うんですけども、基本的な考え方としては、現在実施している既存の事業をできるだけ総合事業にそのまま移行していくことからスタートするという国の方針もございますし、それがもちろん基本にありますけども、それプラス住民の方がいろんな選択肢が増えて介護サービスが受けられるように、今から、これまでのサービス提供主体というのは、従来の介護事業所の職員だけでございましたけども、民間企

業者とか、あるいは自治会とか医療団体とかボランティア等、多様な提供主体を今から確保していくことになると思います。

先ほども申し上げましたとおり、４月から生活支援コーディネーターというのを１名配置して、地域資源の開発とか、あるいは地域の資源とサービスを結びつけることとか、ネットワークの構築とかそういったことにも取り組んでまいりたいと思いますんで、できるだけ希望するサービスを受けれるように対応はさせていただきたいと思っております。

○議長（林山　健二議員）　國永議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　実際には、今利用してらっしゃる方に、いつごろその具体的なものが説明をされていくのか、まだもう１年ありますんで、これからさらに検討されていっていいものができていくんだろうとは思いますが、いずれ、今利用してらっしゃる方たちにこういうふうに変わりますよというのは説明していかなきゃいけないし、やっぱり、そこには本当に今までどおりなのかなという不安もあると思うんです。ですから、これから今利用してらっしゃる方に対してはどういうふうに説明をしていかれるのかということと、先ほど単価のことが出ましたけど、要するに利用料のルールというのを国がやっておりまして、国が示す単価を上回らないとか、介護保険のときと同じサービスなら１割以上とか、そういう話も出ておりますけれども、一体これが上回らないようにできるのかとかいろいろ思うわけですけれども、実際にはどうなんでしょう。町がやることになりますとなかなか厳しい点もあるんじゃないかと思います。

それと、今課長がおっしゃった民間事業者だとかいろいろな多様な提供とおっしゃったですか、そういうところに広げていくときの不安というのは、今まではヘルパー資格を持っていらっしゃる方が対応されてたんじゃないかなというふうに思います。そうすると専門外の人になるかなと、実際にこういう資格がなくてもいいのかもしれませんが、こういう資格面というのはどうなんだろうか、やっぱり、そこは専門職の方がおやりになるのと少し違ってくるんではないか、そのような不安とかはないんでしょうか。

○議長（林山　健二議員）　中田課長。

○健康保険課長（中田　正美君）　お答えさせていただきます。

まずは住民の皆様への説明についてなんですけども、おっしゃられるように今から内容を固めていって、固まり次第、事業所さんとか、あるいは住民の皆さんにも説明は当然していくことになろうと思います。できるだけ早い時期に説明できるように対応はさせていただきたいと思います。

それから、サービス単価についてでございますけども、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり近隣市町とあまり格差が出ないように、その辺は十分対応してまいりたいと思います。

それから、資格を持っていらっしゃるヘルパーさんが今までやってきて、それが変わってくることへの不安はどうかということでございます。

国の考え方としては、生活支援に係ること、例えばヘルパーさんが本来やるべき身体介護、それ以外の例えば買物支援とかごみ出しとか、いろんな生活支援のサービスをやっていらっしゃるということなんですけども。国としては、本来ヘルパーさんは、本来の専門職である身体介護とかの専門的な仕事をやっていただいて、それ以外の生活支援サービスについてはボランティアとか民間企業者の方がやっていただく。それによって、今介護等の人材確保という大変難しい状況にございますので、ヘルパーさんは本来の専門的な仕事をするという方向性でございますので、おっしゃられるようにちょっと状況変わりますので、そういった住民の皆さんにも不安はあると思いますけれども、そのあたりは、十分、ないように対応させていただきたいと思います。

○議長（林山　健二議員）　國永議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　そういう資格を持っていない方がおやりになるときに、もしかすると田布施町がそういうヘルパーの資格を取れるように支援するのもどうかなというふうに１点は考えるわけです。それも協力してくださった方に対しては、国家資格が二、三週間で取れるんですか、ち

ょっとはっきり覚えておりませんが、そういう支援があるとさらにいいんじゃないかというのと、ボランティアというふうになりますと、私が一般的なところでは、自分が自発的にそういういろんな活動に無償で報酬なしで参加するという思いがちょっとあるんですけど、それぞれボランティアの受けとめ方というのは違うのかもしれませんけど、要するに奉仕活動、無償のものというふうに考えている。そうすると、そこが介護保険に入るというのは、本来、町がやるべきものにボランティアとあわせてやっていいのかな、国がそう言うんだからと言えば仕方がないのかもしれませんが、どうもなじまないんじゃないかなと。ボランティアというのは災害ボランティアとかいろいろ言われておりますけど、ちょっと方向性が違ってくるんじゃないかな。本来は、介護は介護保険で国が見るべきところでありますから、保険に乗らないというのでボランティアというのはどうかなということが非常に気にかかる部分なんですが、いかがでしょうか。

○議長（林山　健二議員）　中田課長。

○健康保険課長（中田　正美君）　まず１点目のヘルパーの支援への対応なんですけど、これはそういったことも町として、これから検討はさせていただきたいと思います。

それと、ボランティアについてでございますけども、確かに無償のボランティアというのはなかなか難しいと思います。やはり、実際には何らかの負担金をとって有償ボランティアという形にはなると思います。そうは申しましても、今田布施町の中で小行司地区というのがあるんですけれども、小行司には助け合い、支え合いシステムというのがあります。私も去年ちょっと見に行ったんですけども、３１人のボランティアの方が登録をして、４年前にスタートをして、地域内の送迎とかごみ出しとか買物とか、そういったものを無料でボランティアでやっていらっしゃる。草刈りとかそういった作業については有料でやられますけど、そういったところもあるわけでございますけれども、今からはそういった地域でのボランティアを町のほうがいろいろ、特に担い手の育成とか確保というのが課題になってくると思いますので、４月以降、地域支援コーディネーターの方も配置をされることになっておりますので、そういったことも進めていきたいと思っております。

○議長（林山　健二議員）　國永議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　地域の支え合いとかということと、この介護保険に対してのボランティアというのが、さっきも言いましたようにちょっと違うんじゃないかなと思うんです。やっぱり、地域の中でみんなでやろうよという、それこそ自発的なといいますか。それと、町はボランティアでお願いするというのは、ここに何がしかの金銭が絡んできますと、それはボランティアではなくて、町がパートであったり臨時であったりと、そういう形で雇い入れるような格好になりませんか。今すぐこれがどうこうと言ってもなかなか難しいんでしょうけども、その辺は区別すべきことじゃないかなと私は思いますので、何もかもボランティアって町が押しつける、決して押しつけるもんではないと思いますので、その辺もお考えいただいたらと思います。１問目はこれで終わります。

次、２問目をお伺いいたします。

子ども医療費の助成についてでございます。昨年９月議会におきまして、私と髙川議員が子ども医療費の助成についてお尋ねをいたしましたが、町長のお考えは「現時点では考えていない」ということでございました。しかし、１２月議会で髙川議員が再度問われましたところ、「無料化を検討する」という御答弁に変わってまいりました。そのことによりまして、私は、新年度から子ども医療費の助成が実施になるのでは大変期待をいたしておりました。しかしながら、小学生以上の医療費助成は準備を進めて、平成２９年度から実施予定ということであります。そこで、この助成制度がどのような内容となりますのかお尋ねをいたします。

今、格差や子どもの貧困が問題となっております。町長が９月議会で御答弁されましたように、子どもの医療制度は国の責任で全国一律の制度として、国が実施すべき事業であることは全く私も同意見でございます。子どもの医療助成に係る国保の国庫負担調整措置を廃止するにつきましては、地方６団体――これは、全国知事会、市長会、町村会、都道府県議長会、市議会議長会、町村議会議長会、

この６団体が昨年１２月に要望を出しております。

また、子ども医療費助成制度を国の責任でという要望も、町村会、市長会、知事会が行っております。このことを町長も御存知と思います。

厚労省は、昨年９月に子ども医療制度のあり方等に関する検討会を立ち上げ、子どもの医療分野においてこの後のあり方等について検討を行うとしました。検討項目の１つである子どもの医療に関する課題・対応では、子どもの医療のかかり方、子どもの医療供給体制、子どもの医療の自己負担のあり方、国保の国庫負担のあり方があるということであります。この検討委員会は、夏ごろに報告の取りまとめをするということでしたが、先日の新聞記事では、「厚労省は３月にも結論をまとめる予定」とありました。国制度で子ども医療が行われることになれば、今後に予定しております本町の制度内容にも変わる可能性が出てまいります。ますます充実を図ることができるのではないかと考えます。

また、県制度で現行で行っております就学前の医療費の窓口無料に対しましても、国保へのペナルティ廃止も望むところであります。国保に関するペナルティも含めて、子ども医療に対しての国の動向がわかりましたらお答えをいただきたいとお尋ねいたします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　それではお答えします。

子どもの医療費助成につきましては、今までも多くの御質問をいただいております。少子化に歯止めがかからない現代、子育て世帯の負担軽減という視点から、子どもの医療費助成は重要な施策だと考えております。

こうしたことから、本町では、これまで概ね県の乳幼児医療費助成制度に沿って、未就学児の医療費助成を行ってきましたが、平成２９年４月から、助成対象年齢を小学校第３学年修了時まで拡大する計画で、具体的な準備に取りかかっております。これは、先ほど質問いただきました９月、１２月の御質問に対してお答えしたときの経緯もございまして、そういう方向で進めていきたいと思っております。

計画では具体的な準備に取りかかっております。現在では、所得制限や窓口負担につきましては現行どおりの方式とする予定で、制度の拡充に伴う準備として、システムの開発や国保連合会への委託に関する具体的な協議などを行うこととしております。

なお、厚生労働省におきましては、現在、子どもの医療費制度のあり方等に関する検討会で、子どもの医療費に関する議論が進められております。子どもの医療費を無料にした場合、国はその内容に応じて市町村国保への国庫負担が減額される調整を行っており、この減額調整制度については、市町村や都道府県より廃止を求める意見書が国に提出されています。國永議員が先ほど述べられたとおりであります。

今後、この議会では、各方面から出された意見について論点整理がなされ、子どもの医療費を助成する仕組みをどう考えるか、また、市町村が医療助成を行った場合、国庫負担を減額する仕組みがどう考えられるかなどについて、今年の夏ごろをめどに、意見取りまとめに向けて議論が続くものと認識しておりましたが、先ほど言われたように３月にそういう状態が出た場合は、またこの件が早くなっていくという状況になりますので、早急にそれに対しての対応もこれから考えていかなきゃいけないいうふうに思っております。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　國永議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　２９年度からの内容につきましては現行の制度でとおっしゃったんで、対象者が３年生まで広がるということだろうと思います。ただそれだけかな。そうしますと、窓口無料とか選出方法――選出方法というのは所得制限ということになりますか、こういうものも現状と変わらずに、ただ対象者が３年生までに広がるということなのかという確認を１点させていただき

ます。

それと、これからのことにもなりますけれども、今、子どもの貧困率というのは過去最悪を更新して６人に１人と言われております。これは、次の就学援助についても同じことが言えますが、こういう中では、ちょっと３年生までというのは、少しよくない、もっとここを広げるべきじゃないかなというのが私の思いなんです。最低でも小学生は当然であって、本来は義務教育までというのがこういう制度ではないかなというふうに考えますので、町長も３カ月でお考えを変えていただきましたので、もしかすると２９年度にはちょっとお考えが変わられて、せめて小学校６年生まではやろうよと、そういうふうにお考えが変わられるんではないかと思って、ちょっと期待はいたしておりますが、３年生はちょっと寂しいんじゃないかな、６年生まではいかがだろうかと思いますが。

○議長（林山　健二議員）　川添課長。

○町民福祉課長（川添　俊樹君）　今の御質問ですけれども、今の乳児医療制度を拡大するかどうかということですけど、方針はそうです。だから、今の乳児医療制度というのは現物給付といって、カードがあれば窓口で無料で受けられる、それは県内に限りますけれども。

現状では、例えば広島のほうの病院で受けたら償還払い制度といって、一旦自分がお金を支払いをして、あと給付をするという制度なんですけれども、２通りの方式がございますけれども、償還払い制度にするとかなりの事務量が発生しますので、現行報酬の現物給付の方式で小学校３年までということでございます。

それから、今の小学校３年までを拡大してはどうかという意見でございます。国のほうでも基本的には、医療費については無償化にすると医療費が増大するという基本的な考え方があるんです。国のほうの制度も少子化問題と今の医療費の問題とで、両論を併記するような形で議論が進んでいる状態です。町の方もいろいろ御提案いただいておりますけれども、いろいろなシミュレーションをいたしまして、基本的な医療費が、小学校３年までの医療費が３年生以降と比べると、やはり約半分になる。例えば、小学校３年までの１人当たりの医療費が１２万、年間。４年生以降は６万ぐらいになります。結局、一番、費用対効果を言うわけじゃないんですけれども、どういった対象に持っていくかということで、現時点では小学校３年までの医療費がかなり高いので、その点を一応考慮して検討しています。以上です。

○議長（林山　健二議員）　國永議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　確かに、子どもは成長していきますとお医者さんにもあまりかからなくなっていくというのが現状でしょうから。むしろ、医療費がかからなくなるんであれば、町がそこを見ても財政負担は逆に言えば少ないんではないかなというふうに思うわけです。たくさんいるところだけを見ようよではなくて、そっから先を見ても、今の医療費計算からすると６年生まで、中学３年生までというのが、それほど逆にかからない。そういう町財政の負担というのが、そこを考えるとあまり大きくないんじゃないかなというふうに思いますけれども。何かと言えばシステム改修システム改修といってここに随分お金がかかるんですけれども、いっそのこと義務教育の部分、全部一気にやってしまえばいいんじゃないかなとこのように思いますけれどもいかがでしょう。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　随分検討してきたんです。１２月議会以降、再三、担当所管と検討しながら、一番町も財政厳しい折に負担を抑えていくには、どういう時期がタイミングがいいんだと。だけど、私はちゃんと約束したから早急にやれよという話と、じゃあどこまでやるんかという話で進展してきました。一気にというわけにはなかなか今の状態では厳しいし、そして、先ほども申し上げましたように国の動きと、私が思ってるのは全部国が見いちゅうのがいつも頭から離れないんで、その動きとも十分整合性を保ちながら早急に対応していきたいが、今すぐ、じゃあ義務教育という状況にはなりません。段階的には、やはり、そういったとこまで持っていけるように、国の動きを検討しながら、そして、財政的な面を検討して進めていくというお答えにさせてください。よろしくお願いします。

○議長（林山　健二議員）　國永議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　今朝の新聞なんですが、きのう１０日の参議院の内閣委員会で子どもの医療費問題を取り上げてやり取りがされております中で、加藤１億総活躍担当大臣が、「子どもが家庭環境に左右されず成長していけるよう、しっかり取り組んでいきたい」というふうに答弁をされている。これ今朝の新聞記事でございますから、そうすると、ちょっと良いほうに解釈をしますと、もし、国が就学前までの無料化、これも所得制限なしに行うということになりますと、今度は逆に、さらにそこから田布施町が独自策で充実できるんじゃないかと、ここに上乗せをしていくとできるんじゃないかと、もしかすると、県もそれをやってくれたらさらに良くなるんじゃないか、こういう期待も少ししてるんでございますが、もし、国の方針が突然いいほうに変わった場合見ようということになりますと、さらなる上乗せというのはお考えになりますか。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　今ちょっと、私も加藤大臣が言われたことしっかり見てないし、ちょっと確認してないんですが。いい方向で進めば、その対応についてはうちもそれに沿って対応していかなきゃいけないと。国がやってくれと要求してもなかなかやってくれないから地方が非常に窮地していると。これをちゃんと国がそこまでやってくれた場合は、やっぱり所得制限とること、はずすこともできるし、いろんな形でいいほうにとっていけるという認識は私は持っておりますんで、決定ではありません。想定的なものでありますんで、今私がこうしますとは言いませんが、よくなればよくしていきたいというのが本音でございます。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　國永議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　先ほどお尋ねしたことも含めて、３月中には何らかの方向を国が出してくるのかなという思いもございますし、実施されるまでに、残念ながら２９年度ということでまだ１年ございますので、もしそうなりますと、この間にさらに町長のお考えを変えていただいて、より田布施町の子ども医療制度が充実するようにしていただけたらいいと思いまして、これで、２番目の質問を置きます。

３番目に教育長にお尋ねをいたします。

就学援助についてでございます。文部科学省が、平成２５年度就学援助実施状況等調査などの結果について、昨年１０月に発表いたしました。子どもの貧困対策に関する大綱において、国と就学援助の実施状況等を定期的に調査し公表するとともに、各市町村における就学援助の活用充実を図ることから調査を実施したというふうにございました。

今、子どもの貧困は、先ほど申し上げましたが、６人に１人と言われております。このような状況にあって、本町におきましても、就学援助の役割はますます重要になってきております。

まず、就学援助制度の周知についてであります。

以前、私は新入児童・生徒に対して、制度案内を配布していただく旨申し上げました。このことは、現在も行われていると思っております。文科省の調査によりますと、毎年度の進級時に書類を配布する自治体もあると。また、全児童・生徒に、もしくは保護者に申請書を配布する自治体もあるということでありました。本町の就学援助制度の周知は十分でしょうか。

２番目に、就学援助の認定基準についてであります。

申請は、小中学生がいる家庭において誰でもできますが、認定基準がありますので、申請すれば全員が受けられるというものではありません。この認定基準は実施する自治体が決めます。本町の認定基準は、町民税も所得割課税の税額をもとにしております。これを生活保護基準額に係数を掛けた場合の認定基準に当てはめますと、係数は幾らになるかということでございます。

３番目に、就学前準備金についてお尋ねいたします。

小中学校へ入学する際には、制服等々、多額の出費となります。就学援助は準備金を含めて、１学

期末の支給となりますので、早期支給はできないかと思いまして昨年６月議会でお尋ねをいたしましたところ、「認定前支給は困難」という教育長の御答弁でありました。しかし、早期支給を行っている自治体もあること、また、入学準備資金貸付制度を新設した自治体もあることを加えて申し上げました。貸付制度であれば、町財政への負担も少なくて済みます。保護者にとっても、こういう制度があれば大変喜ばれると思います。制度の検討はしていただけましたでしょうか。

最後に、本町の就学援助について教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（林山　健二議員）　尾﨑教育長。

○教育長（尾﨑　龍彦君）　失礼いたします。それでは、３点目の就学援助についてのお尋ねに対してお答えをいたします。

まず、第１点は就学援助制度の周知が十分かとのお尋ねでございますが、周知につきましては、毎年３月の広報等を利用して詳しく案内を掲載しておりますが、新しく入って来られる１年生に対しましては、入学前に各学校で１日入学がございますので、そこで保護者の方に制度について御案内を引き続きいたしております。

また、加えて、前年度の受給者におかれても、受給されると見込まれる方につきましては、個人宛にその申請案内等を送付しておるところでございます。

加えて、その他学校との連携や窓口の御相談につきましても、丁寧な説明に心がけているところでございます。

次に、２点目の本町の就学援助制度の認定基準は、先ほど御案内の町民税の所得割、課税額をもとにしているが、これを生活保護基準額の係数を掛けた場合の認定基準に当てはめると、何倍ぐらいかというお尋ねでございます。

本町の認定基準と多くの自治体が行っております生活保護基準に、係数１．３を掛けた場合との比較についてのお尋ねだと思いますが、これは一概には比較をするのは難しうございますが、大体１．２倍程度になるものと予想されます。

次に、３点目の就学前の入学準備資金貸付については、検討したかとのお尋ねでございます。

春に國永議員さんより小学校、中学校の入学時の貸付金の導入をしてはどうかという御提言を頂戴しておりますが、近隣市町等の動向、または、町の財政等踏まえ、現在課内で検討をいたしておりますが、いまだ結論が出ていない状況でございますので、今後、これに向けて十分対応していきたいというふうに思っております。

本町では、奨学金制度を拡充し、新たな制度で奨学金制度を進めております。始まったばかりでございますので、これにつきましても、少し動向を見極めさせていただきまして、できるだけ早いうちに結論を出させていただきたいというふうに思います。

４点目の本町の就学援助制度の内容等について、教育長の見解を求めておられますので、それについて申し上げます。

本町の就学援助費に係る認定基準につきましては、平成１６年度まで国の基準、先ほど申し上げました１．３倍により認定検査が行われておりましたが、本町では平成１７年度から国の補助金制度が廃止されて税源が移譲されたこと、それから、認定基準についてさまざまな検討がなされ、町独自の認定が定められたところは御案内のとおりです。しかし、平成１９年度から定率減税が廃止されたこと等から、当時の対象になってる方に不利益をこうむることがないように、再度認定基準が改正されております。

現在の認定基準につきましては、先ほど申し上げましたように、他市町との比較では田布施町の基準はやや厳しい状況ということは認識しております。児童・生徒の就学においては、保護者により多くの支援をして差し上げたいという気持ちでいっぱいでございますが、こうした多額の予算を伴う問題は、町全体で十分考えていく問題であると考えております。

ちなみに、就学前の準備金等につきましては、町としてはもう少し検討させていただきたいと申し

上げましたが、田布施町社会福祉協議会さんでは、中学入学時の「学びの友奨学金給付制度」やひとり親家庭を対象に、小学校入学、中学校卒業に祝金等を贈呈しておられますので、こういった制度についてもあわせて御紹介をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林山　健二議員）　國永議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　先ほど子どもの貧困というのを申し上げましたが、２６年度の要支援、準要保護といいますか、これが、確か１５．６から１５．７％ではなかったかと思いますが、決算時で見ましたときにそれぐらいではなかったかと思いますが、ちょっと確認をさせてください。

○議長（林山　健二議員）　学校教育課長。

○学校教育課長（本城　嘉也君）　２４年度に関しましては１６．８％、２５年度に関しましては１５．５％、２６年度に関しましては１６．６％になります。

○議長（林山　健二議員）　國永議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　１６．６％ですか。そうしますと、かなり受給者というのが増えてるなと思っております。

文科省の教育長もごらんになったと思いますけれども、２５年度の調査、そのときが１５．４２％、要するに、そういう数字が６人に１人の貧困というわけです。ですから、田布施町も決して例外ではない。田布施町もこのような状況にあるんだというのをしっかりと認識していただきたいと私は思うんです。

先ほど町長に対して２問いたしました。これも、どこに住むかというのによって環境が変わってきて、そこにどれだけの優遇策がどういうことになるのか。住む町によって全くそこが変わってくる、環境が変わってくる。これは、特に子どもたちにとっては決していいことではないというふうに考えます。

まず、最初に申しました周知についてでございますが、文科省が調査結果を発表しました結果のところにもございますが、言いましたように進級する毎年配るということをやっている。さらに、申請の書類までつけてるとこもあるというふうに聞いております。ですから、さらに充実させよう、さらに周知を図ろうということになると、こうゆうことも必要ではないか、もう一度この辺も検討していただきたいと思います。

それから、さっき教育長もおっしゃった社会福祉協議会の制度、こういうものも――なかなかひとり親の場合は割と気がつきやすいんですけれども、それ以外では気がつきにくいというのもあろうかと思いますので。その辺もできれば、単純に広報だけとかっていうのではなくて、もっと、実際に子どもを抱えてる家庭に知らせていただく方法はないかなというふうに思います。

まず、そこをお尋ねいたします。

○議長（林山　健二議員）　尾﨑教育長。

○教育長（尾﨑　龍彦君）　これは、今はできる範囲の数でやっているつもりですけど、周知というのがどのぐらいかという調査はすることにしておったろうと思いますが、今やっているのは、先ほど申し上げましたが、学校と連携しながら校長等からそういった保護者の情報提供を受けて、逆にこちらのほうから保護者に声をかけたというのもあります。一番いいのは、これのちょっと検討はさせていただきたいと思いますが、学校は学校評価をやっております。その学校評価は全保護者、全家庭対象に、いろんな学校の学習の指導内容であるとかいろいろあるんですが、こういったものの中に就学指導に関するそういった御質問等を加えていくということになれば、これは非常に正確な情報が出てくるし周知もできるんじゃないかと思いますが、今議員が御質問のあったときに、こういうのは有効な手段かなというふうに思いましたんで、ちょっと校長とも相談してそういった学校評価の中へ入れていけば効果があるんじゃないかなというふうに思っております。ちょっと、もしこういった議員がそれはいいなというふうにおっしゃれば、そういうこともちょっとまた検討したいなと思います。なか

なか相手さんがどういうふうに捉えておられるかちゅうのが難しい面もありますので、正直なところ十分知っておるつもりですけど、そういったこともある程度考えていく必要があるんかなというふうに思います。

○議長（林山　健二議員）　國永議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　いつも申し上げておりますように、制度を使わないという人はこれはこれでいいかと思います。ですけど、知らなかったというのが、これが一番問題になろうかと思いますので、また教育長も検討いただきたいと思います。

就学援助の認定基準や制度改正が――田布施町がこの方針を変えましたときに、本当に下がったなと思いました。今聞きますと１．２倍。生活保護基準そのものが下がっております。以前に比べて。そうすると、田布施町が１．２になるということは、以前よりもさらに田布施町は下がってきたという、悪くなってきたと、受けられない人がいっぱい出てきたと、その線までにいかない、ちょっとのところでいかないんだろうと思うんですけども、そういうところは、やはり、私は改善すべきと、当然その基準を緩和すべきだということが申し上げたいわけです。６人に１人の貧困。こういう中では制度の基準もほかに比べて大変厳しい状況ですので。１．５倍というところもございます。もっとさらにという上を目指す。ただ、今度、先ほどお尋ねした医療費なんかのことが、もう皆さんに行きわたるように制度が充実してまいりますと、それはまた、就学援助の中身も変わってくるかと思います。それは、当然学校給食を無料にしたりというところもあるわけですから、町がそういう全体に取り組んでいけば、またそれはそれで変わってまいりますが、現状では、私は今の基準は低すぎると、緩和すべきだと思います。

きのうも卒業式で、子どもたちは大変元気よく頑張って、いい卒業式だったと思いますけれど、やっぱり、そういう中にも実情はこういうことがあるんだということを教育長にしっかり見ていただいて、ぜひぜひこの基準を緩和をしていただきたいとおもいますがいかがでしょうか。

○議長（林山　健二議員）　尾﨑教育長。

○教育長（尾﨑　龍彦君）　今申されましたように、特に今、子育てを、しっかり若い方に子どもたちが少しでも田布施で育ててもらえるということは皆思ってることです。そういった流れは大きく今向いております。そうした中で、今も申し上げましたように決して十分だとは思っておりません。財政等も十分加味しなら、できるだけこれが少しでも２から３、もしくは３からもっと上になれるように十分協議したいと思いますし、申されましたように、総合的な形で、子どもたちを十分育てられるような形で、また、首長さんとも今度は総合教育会議もできましたんで連携をしながら、これだけじゃなくて、今おっしゃられた総合的な形で、田布施で育てるといいよねというようなそういうような形で進めていきたいという強い信念を持っておりますんでまた御支援いただけたらと思います。

○議長（林山　健二議員）　國永議員。

○議員（１番　國永美恵子議員）　子どもたちも頑張っておりますが、保護者も大変頑張っている。ですが、今の社会情勢の中ではいたしかたがない、どれだけ頑張ってもという部分もあろうかと思います。「働けど働けど、我が暮らし楽にならざり、じっと手を見る」という啄木でございますが、そこに比べましたらいろんな制度が充実してきておりますので少しは救われるかなと思いますが、特に子どものことですので、教育長にはしっかり検討いただいて、１．５くらいまで上げていただいて、本当に田布施町っていい町、暮らしやすいと、子育てにいい町だなと言えるように、もちろん町長にも申し上げなきゃいけないことですけども、そこは、教育長しっかりと踏ん張っていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（林山　健二議員）　以上で、國永美恵子議員の一般質問を終わります。

……

○議長（林山　健二議員）　次に、西本篤史議員。

○議員（５番　西本　篤史議員）　それでは、２問御質問いたします。どちらも一問一答でお願いします。

最初に太陽光発電設備の税収入はいくらか、長信町長にお聞きします。

再生可能エネルギー推進とグリーン投資減税の影響か、町内至るところに太陽光パネルを目にします。メガソーラーや田んぼや畑、空き地への設置などどんどん増えております。町にどれぐらいの税収入があるのか、また、税の種類は何か、償却期間は何年か、法人設置と個人設置があるがどのように違うのか御質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　それではお答えいたします。

まず、平成２７年度の太陽光発電設備の償却資産に係る固定資産税件数は４５件で、税収は約１,６００万円です。償却資産税の対象となるものは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税、または所得税の規定による所得の計算上、損金、または必要経費に算入されるものとなっております。太陽光発電設備の耐用年数は１７年です。

次に、法人設置と個人設置の違いですが、固定資産税という範疇では、事業の用に供している資産であれば、法人、個人の違いなく償却資産として課税対象となります。

また、太陽光発電設備の設置により、間接的に関係する税の種類ですが、事業の形態により異なり、事業所得、不動産所得、雑所得による所得税、住民税があります。

そういう状況でございます。

○議長（林山　健二議員）　西本議員。

○議員（５番　西本　篤史議員）　ありがとうございました。なぜ私がこのような質問をしたかといいますと、例えば、家の屋根に１０キロワット以上の設備をしたと、そうしたときに、後、固定資産税が変わってきた。最初、業者にお願いしたときにそんなにかかるとは思わなかった。いざ税金の請求が来たときに見てびっくりしたと、そういうとこと、今、農地にたくさん太陽光パネルされておりますけども、これも業者が２０年契約で、一反当たり１０万掛ける２０年で２００万円、これを頭金でぽんと出されて、これはやったと思っておったら税金の方が年間１０万円とか請求来たと、これでびっくりしたと。この辺も事業者はなかなかそこまで詳しく言ってこないんです。実際、開いてみたら税金いっぱい来たから、この辺も設置するときにちゃんと役場のほうが説明してくれればよかったのかもしれんのんですけども、説明なしに業者任せでやったらたくさんの税金が来たということで、もっと説明がほしかったんではないかと思いましたが、その辺どうでしょう。

○議長（林山　健二議員）　堀川税務課長。

○税務課長（堀川　　誠君）　一応、太陽光発電設備を設置する場合に、土地の所有者から問い合わせがありまして、その場合はこうですよ、というような形で、税金が要するに宅地並みの評価になって、この評価に７割を掛けたもの、さらに整地度を掛けたものということで、大体固定資産税額を所有者の方にはお知らせするような形にはしています。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　西本議員。

○議員（５番　西本　篤史議員）　さっきから答弁の中で、当然、設備の固定資産税、例えば、農地を今まで田んぼの地目であって平米当たり３０円とか安いんですけど、これを地目変更して雑種地にしたときに税金が大体１００倍増えますけども、それの説明はされておられますか。

○議長（林山　健二議員）　堀川課長。

○税務課長（堀川　　誠君）　問い合わせがあった場合にそういった説明はしております。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　向山課長。

○経済課長（向山　智章君）　農業委員会の方へ農地の転用等が出てきた場合は、農業委員会の方で受

け付けるときにも説明はしております。で、取り下げられた例もあります。

○議長（林山　健二議員）　西本議員。

○議員（５番　西本　篤史議員）　私も農業委員でいろいろ農業委員会に出るんですけども。最近は資金不足で太陽光パネル設置を取り下げるというところも増えてきておるらしくて、今まで業者の言いなりじゃったのが、いろいろ皆さんも知恵が出てきたといいますか、やっぱり、この辺も行政の方ももっともっと設置される前に説明されたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　説明というか、やはり、太陽光パネル等を設置される方が、自分でしっかりその辺を認識してやってかないと、うちのほうからお宅やってですか、こういうことですからという説明は、ちょっと行政の方からはできません。ですから、しっかりとその辺を調べられて、そして、わからない点については行政の方へ問うというのがベターだろうと思います。皆さんがそれぞれやらなきゃいけないちゅう規定されたもんではありませんので、私どもが非常に気にしてるのは、景観等含めて、やっぱり、近隣の関係の方に迷惑がかからないことがずっとその中に入ってきます。環境問題を含めて。ですけど、個人で行われる方がそういう被害にならないように、相談受ければ、ちゃんとうちのが先ほど説明したような説明はしてかなきゃいけないし、そして、農地に対してはそういう農業委員会においてちゃんと説明していく。全然関係ない土地に設置された方もおられるみたいですが、やはり、住民、近隣からの苦情等がないことが一番でありますので、その辺を踏まえて早目に相談をされてから取りかかられるっていうのが大事だということを思います。どなたが設置されるかどうか分からない点がありますんで、その辺はまた、議員さん方もお聞きになったら相談したほうがいいよということでやってくだされればいいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　西本議員。

○議員（５番　西本　篤史議員）　そのとおりだと思っております。

１，６００万円税収入があるということで、当然、町民の方もこの中に税金を納めておられますのでありがたいことですけど、反対に町民の負担にもなっておりますので、その辺もいろいろ考えていきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、２問目に移ります。

土曜授業、土曜学習の来年度計画はいかがでしょうか。尾﨑教育長お願いいたします。

文部科学省は、学校の土曜日教育活動を推進しています。学校が主体の土曜授業、土曜課外授業と、学校以外のものが主体の土曜学習があります。境界がはっきりしていないし内容もわかりづらく、土曜授業は年間どれぐらい行うのか、また、コミュニティ・スクール、学校運営委員会の土曜学習は何をするのか、企業等の土曜学習は可能なのか、来年度の予定はどうなのか御質問いたします。

よろしくお願いします。

○議長（林山　健二議員）　尾﨑教育長。

○教育長（尾﨑　龍彦君）　失礼いたします。西本議員には、平素より学校教育や青少年の教育活動に多大な御尽力を賜り、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

それでは、子どもたちの土曜日の教育活動の形態ごとの御質問についてお答えします。

本町におきましては、土曜日が休業日となって以降も各教科の授業時数が確保されており、土曜日を活用して教育家庭内の学校教育活動を行う状況にありません。しかし、教育課程外の学校教育を行う「土曜日の課外授業」や「土曜学習」等につきましては、希望者を対象として、主体的学習の推進や補充学習の充実を図る点からも、コミュニティ・スクールによる教育課程外の学習機会の充実が進むよう、念願をしているところでございます。

１点目の土曜授業の年間の実施回数について、実施の義務や回数に定めはなく、学期に１回、月に２回等実施している自治体においても、年間の回数や授業内容はさまざまなようでございます。

２点目のコミュニティ・スクールと土曜学習との関係につきまして、コミュニティ・スクールにおいて土曜学習をしなければならないといったことはありませんか。学校課題等に応じて、学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会を提供することは、十分可能です。その場合、地域の団体、ＰＴＡ、企業、ＮＰＯや民間事業者等、主体が公的でない者については、教育委員会と連携、協力しながら実施すると文科省でも決められております。

田布施町では、これまで土曜学習は実施しておりません。また、現在のところ、来年度の実施予定はありません。

以上、御回答は申し上げましたが、子どもたちの土曜日の教育活動について、もう少し補足をさせていただきます。

学校週５日制につきましては、学校・家庭・地域が互いに連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てるという基本理念のもとで、平成４年５月から段階的な実施を経て、平成１４年度から完全実施をされておるところです。

子どもたちの健やかな成長には、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がありますが、土曜日の教育活動について、その実施主体や扱う内容により、御指摘のように幾つかの形態に整理できます。

そのうちの一つが児童・生徒の代休日を設けず、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」です。土曜授業は、児童・生徒の全員参加によるものであり、土曜授業を行うことが可能であることをより明確にするため、平成２５年１１月に学校教育法施行規則が改正されました。このことにより、山口県でも防府市が土曜授業を始めておるのは御存知のとおりです。

このほか、教師が行うものとしては、学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」と呼ぶべき形態があります。また、学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習の機会の提供を行う「土曜学習」と呼ぶべき形態もありますが、この土曜学習については、主体が公的なものと主体が公的でないものがあります。

本町における児童・生徒の土曜授業の過ごし方につきましては、田布施中では、ほとんどの生徒が学校の部活動へ参加しており、充実した土曜日が過ごせております。また、土曜日や夏休みには、部活動終了後に顧問等が中心となって学習指導――課外学習を行っている部活も多数あります。また、２学期から３学期にかけましては、週２回の割合で希望者を対象とした退職教員等の指導により、放課後の課外学習を実施しております。

小学校におきましては、麻郷小や田布施西小において、学校・保護者・地域が連携した夏休みの課外授業――いわゆるサマースクールと申しておりますが、進められております。しかし、土曜日の過ごし方につきましては、「家で勉強や読書をしている」「習い事やスポーツ等に参加している」「友達と遊んでいる」と有意義な土曜日を過ごしている者が８０％を占めておるものの、家庭でテレビを見たりゲームをしている者が２０％いることから、教育や体験活動に差が生じていることも事実です。そうしたことから、休日の読書活動の充実や家庭学習の習慣をはじめ、学力に不安のある児童・生徒の補充学習が進むよう、コミュニティ・スクール等をとおして充実を図ってまいりたいと思っておりますので、引き続き議員におかれましては、御支援のほどよろしくお願いしたいといふうに思います。

終わります。

○議長（林山　健二議員）　西本議員。

○議員（５番　西本　篤史議員）　ありがとうございました。来年度の予定はないということで。国が今進めております――先ほど答弁がありましたが、土曜授業、土曜課外授業、土曜学習。土曜学習が主体が公的なものと公的でないもの。ここの境目がちょうど半分半分といいますか、わかりづらいところなんです。今のお話で大体わかりました。

実際、土曜日、急に授業をやろうとかこういったことをやろうと、今まで生活が土曜日ははあ休みというのが念頭にありますので、それで家庭でいろいろな予定をされておると思います。急に今度か

ら土曜日授業じゃということになりますと家庭のほうもいろいろ混乱するんじゃないかと思いますけども、今度、年間通じて何日とか、あと国の進めておりますＮＰＯとか企業参加の土曜学習、これも、これから順次取り入れていけばいいと思いますが、その辺どうですか。

○議長（林山　健二議員）　尾﨑教育長。

○教育長（尾﨑　龍彦君）　土曜授業につきましては今申し上げましたように、教育課程内の学習については、田布施町においてはほぼ授業時数を十分確保しております。特に、小学校なんかはもう十分な時間がありますので、土曜授業をやる必要がほとんどありません。中学校については、３年生がやはり卒業式が早いので非常に厳しい状況ではありますが、授業の確保については十分確保するように指導しておりますし、問題はないので土曜授業を行う必要がないということです。ただ、御指摘のように文科省が進めているというのは、やはり、全国学力学習調査が始まりまして、どうしても学力が十分でない学校等については、いわゆる、いろんな特活とかそういった総合的学習とかこういったものを土曜日に行って、その土曜日、平常時に行っていたものを授業に振り替えていくというようなことをやっているようですが、本町ではそういったことをせずに、もう学力は十分子どもたちが上げておりますんで必要ないということで、実際はそういうふうな文科省としては状況がある、土曜日にやっていくということで、なかなか学力を上げていくために、文科省もそういった配慮をして、先ほど申し上げましたように、学校教育法一部改正を行った、やりやすくしたということだと思います。

ただ、申し上げましたように土曜学習とかそういう課外授業については、これから学力をもっと上げてくためには、やはり補充学習――できない子をしっかり見てやることと、家庭学習がやはり、我々の子どものときに比べれば身についておりません。やはり、あまり言いたくはありませんがゆとり教育等の時代を経て、これが非常に２０年近くありましたものですから、やはり、そういった我々の時代のしっかりやった家庭学習というのがなくなってしまっているようだし、仕組みが。やっぱり保護者とか地域とかが、家庭学習の充実というのが我々の親の時代はありましたけど、そういったものが欠落している状況の中では、再度、家庭学習充実を図っていくことが一番大きな問題といえると私は思っております。これによりまして、たとえ土曜日を休みにしても子どもたちは十分自分たちの計画のもとに学習していくし、今後はアクティブラーニングといったようなより主体的な学習といいますか能動的な学習、受動から能動へというふうに変わっていく場合は、やはり、土曜日を逆に子どもたちが自分で計画をして学習していくような取り組み変えていかないといけないと思ってますし、本町では先駆けてそういったものを取り組んでおりますし、コミュニティ・スクール等含めて一つの体系化をしてまいりたいというふうに思っておりますので、もう土曜授業はやる予定はありませんが、課外授業とか家庭学習については十分これから活用していきたいといふうに思っています。

○議長（林山　健二議員）　西本議員。

○議員（５番　西本　篤史議員）　田布施の子どもはとても勉強ができるということで認識しております。それプラス、生活の知恵といいますか、いろんな地域の方を含めて、いろんな学習を進めていってもらいたいと思います。これからもよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林山　健二議員）　以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

午前１０時２６分休憩

……

午前１０時３６分再開

○議長（林山　健二議員）　休憩前に引き続き、一般質問を行ないます。 瀬石公夫議員。

○議員（１１番　瀬石　公夫議員）　私は、通告のとおり３件の質問を行います。質問方式は一問一答でお願いいたします。

１点目の質問は、がん対策について伺います。答弁者は町長でお願いします。

それでは質問をいたします。私の知人や周りの人にがんを発症した方や亡くなられた方がおられ、

家族の皆さんは早くがん検診を受診していればよかったと悔んでおられる。がんは国民の２人に１人が生涯に経験する身近な病気であると言われており、高齢者だけでなく子どもや働き盛りの成人など、誰もが被患する可能性があることから、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっているがんは、全国同様山口県田布施町でも死亡原因の第１位となっており、平成２５年に山口県ではがんで５，００７人の方が亡くなり、その割合は２７．１％で、田布施町では５４人の方が亡くなり、その割合は２４．３％である。部位別の死亡者は、高い順に、男性では肺、胃、大腸であり、女性では胃、肝臓、肺である。

このようにがんによる死亡原因の第１位に上げられる一方でがん検診の受診率はまだ低く、平成２６年の町実施のがん検診受診率は、胃１０．５％、肺２６．３％、大腸２０％、子宮２２．４％、乳２３．８％と、国が目標としている受診率５０％達成にはほど遠い数値である。

がん検診を受診しない理由を見ると、「心配なときはいつでも医療機関を受診することができる」「面倒だから」「費用がかかるから」「時間がとれなかったら」「毎年受ける必要を感じないから」でなどである。がんに対する正しい知識を持ってがん対策の取り組みの重要性、とりわけがん検診の受診の重要性に対する理解を深める必要があると考える。

がんは、定期的にがん検診を受診し、早期発見、早期治療に努めることで治癒率を高めることが可能と言われている。

町民の皆様がいつまでも健康であり続けるために、町が役割の中心を担い、がんの検診の受診率の向上に向けて取り組みを進めていかなければならないと考える。

町では、がん対策としてがんの早期発見、早期治療に向けたがん健診の受診率向上にどのように取り組まれるかお尋ねいたします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　それでは、がん検診についてのお尋ねであります。

日本の年間のがんによる死亡者数は約３５万人となっており、昭和５６年以降、がんが死因の最上位になってます。

また、山口県や本町においても同様に死因の第１位を占めており、住民の生命及び健康にとって重大な問題となっています。

県では、がんから県民の命と健康を守るための総合的な対策を県民総ぐるみで推進するため、県、市町、医療機関連携し、１０月にはピンクリボンキャンペーン月間による乳がん検診の啓蒙普及を、９月から１１月には、平日の昼間にがん検診を受診できない人のために、休日・平日夜間に「子宮がん・乳がん」のがん検診を実施しています。

本町においても、平成２５年３月に策定した健康増進計画の中で、生活習慣病・がん対策として推進していく中で、がん検診受診率の目標値を２５％とし、受診率の向上に努めているところであります。

平成２６年度のがん検診の受診率は、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんは、前年度と比べると若干増加していますが、胃がん検診の受診率は減少しており、国や県の目標値としておる５０％と比較しますと、まだまだ低い水準で推移している状況であります。

なお、町独自の健診として平成２６年度から前立腺がん検診を実施しておりますが、１８９人の方が受診し、受診率は１６．７％となっております。

一方、健診結果を今後どう生かしていくかも大切でありますので、町では精密検査の受診勧奨にも力を入れております。対象者の皆さんには、訪問、または郵送によって精密検査の必要性を職員が説明し、未受診者には文書により受診勧奨を実施しております。

この結果、精密検査の受診率は８０％から１００％まで高い受診率を示しており、各健診とも県平均を上回っています。

議員御指摘のとおり、がんは早期発見、早期治療に努めることで治癒率を高めることができるため、

がん健診の受診率の向上対策の取り組みは重要な課題でありますので、来年度から新たな事業を予定しています。

具体的には、これまで集団検診のみで実施していました大腸がん検診を医療機関でも受診できるようにするとともに、特定健康診査とがん健診を一度に総合健診として日曜日に実施します。

また、特に受診率が低い傾向にある働く世代への受診率向上対策として、５０歳の方を対象に全てのがん検診の負担金を無料とします。これらの取り組みにより、受診しやすい環境づくりに努めてまいります。

また、がんは生活習慣、生活環境の見直しにより予防することができます。生活習慣の改善を図ることにより、発症のリスクを低下させることが可能でありますので、食事の指導や運動の普及と健康づくりにも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　瀬石議員。

○議員（１１番　瀬石　公夫議員）　私がこれを質問したのは、親しくしている方の奥さんががんで亡くなれまして、その人の励ます会をしてあげようということでいたしまして、そのときえらく気丈夫に振る舞っておられたが、その方が県会でもこのがんに対する質問をされました。そういうことで、私も県とよくタイアップされてがん検診をされたらいいんじゃないかと思って質問したわけでございます。

県のほうでも積極的にこれから進むと先ほど言われましたように、休日、平日夜間等も行うということでございます。積極的に行っていただきたい。そして、こないだの新聞ですがステージ１の１０年生存率は８６．３％です。ステージ２では６９．６％と、早期発見、早期治療の重要性が伺われるわけで、がんも今では治る病気と理解していただき、先ほど、確かはがきが未受診――私も未受診のことがありましてはがきが来たけど、そういうとき、これからはいい薬も出て治るんだというようなパンフレットも入れてＰＲをされたら、もっと再受診も増えるんじゃないかと思うんですが、ちょっと担当のほうからその辺の御説明をしていただくと。

○議長（林山　健二議員）　中田課長。

○健康保険課長（中田　正美君）　議員おっしゃられますように受診率の向上対策に取り組むという、大変重要な課題だと思っております。おっしゃられますように、特にがん検診の必要性というのを、やはり、いろんな場で皆さんに周知をしていかなければならないと思っておりますので、さらにそういったことをしっかりお伝えをしたいと思います。

○議長（林山　健二議員）　瀬石議員。

○議員（１１番　瀬石　公夫議員）　今課長が答えてもらいましたが、新しい抗がん剤、分子標的薬と言うんですか、そういう悪いとこだけを攻撃して治すというような薬も出てきて、新しい治療薬も出てるということで、今では治るということをしっかり啓発していただき、先ほど受診の紙が来ますが、そういうものにもパンフレットを入れていただくと助かるとこのように思っております。では、がん対策については質問を終わらせていただきます。

それでは、２点目の質問を行います。質問事項は障害者差別解消法についてでございます。答弁者は町長でお願いします。それでは質問をいたします。

障害者差別解消法が平成２５年６月２６日に公布され、平成２８年４月１日に施行される。この４月からすぐにであるが、この法律は障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定められ、全ての国民が障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。障がいのある人もない人も、それぞれの人格と個性が尊重され、その人らしい生き方が保障される社会の現実にこの法律を生かしていくべきであり、これまでにない新しい考え方、合理的配慮の提供は、こうした社会の現

実に大きな役割を果たすものと期待している。行政、民間はもちろん、全ての町民が関わらなければならないものであるが、町民への周知度はいかがなものか。この法律がどんな人でも生きやすい社会になるためにも、多くの町民の皆さんに知って理解していただきたいと思う。行政機関は、この法律の趣旨である不当な差別的取り扱いの禁止、障がい者への合理的配慮の提供が法的義務となり、国は職員の取り組みを確実なものにするため、法に基づく対応要領を定め、作成後、公表しなければならない。また、地方公共団体などには対応要領の作成を求めている。こうしたことで、当該行政機関、当該分野における障がいを理由とする不当な差別的取り扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を対応要領に定め、障がいがあることで障がいのない人たちとは違う扱いをすることがなく、障がいに合った必要な工夫ややり方をすることが求められた。障がいのある人が困らないように、職員が障がい者に適切に対応するための対応要領の早急の作成が必要と思うが、取り組みについてお尋ねします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　それではお答えします。

障害者差別解消法は、障害者基本法の差別の禁止を具体化したもので、行政機関等及び事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的な取り組みを求めるとともに、普及啓発活動を通じて障がい者も含め、国民一人一人による自発的な取り組みを促しております。

障がいのある人とない人が分け隔てられることなく平等の機会を得られるよう、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供、相談、紛争防止・解決のための体制整備の仕組みを定めております。

行政機関においては、障がいを理由とする差別を解消するための処置について、職員による取り組みを確実なものとするため、「対応要領」を定めることとされています。

国は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針や具体例として、「不当な差別的な取り扱いになるような行為」や「合理的配慮として考えられる好ましい事例」等を示し、「対応要領」や「対応指針」を作成しております。

地方公共団体における対応要領の策定につきましては努力義務とされていますが、町も国により示されたこれらの基準を参考にして対応要領を作成しております。

管理職員に対しては研修などにより既に周知しておりますが、今後、職員や民生委員等に対する研修、住民への周知などを予定しております。

また、障がい者関係の協議会などにも連携して、意見集約に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　瀬石議員。

○議員（１１番　瀬石　公夫議員）　対応マニュアルはもう作成された。作成されるか、されたように聞いたんですが、努力義務ではございますがこれを早急にやって、先ほど申しましたように町民への周知ということがなかなかいってないわけです。障がい者と差別をしてはいけんと、気持ではわかってるけどそれがなかなか法的な縛りがないんで、今まではそれをやってもやらんでも何にも起こるわけではないわけですけど、今度は行政とか民間企業にとっては差別を、そういうことをすると法的にも違反になるということでございます。

そして、このたび新しく出たものに「合理的配慮」ということが出まして、これは、民間は努力義務ですが町はこれをしっかりとやらないと、合理的配慮の不提供――提供しないことが法的に禁止されたということになりました。そういうことで、今対応マニュアルを町でつくられると。それにあわせて、現在もあると思います職員の対応マニュアル等もやりかえんといけなくなるんじゃないかと思うんですが、その点をちょっとお聞きしたいと、このように思っております。

○議長（林山　健二議員）　川添課長。

○町民福祉課長（川添　俊樹君）　まず１点目ですけど、町民等への広報についてですけれども、４月の広報で周知をするように――若干遅れましたけれどもしております。いろんな会議――民生委員と

か人権推進協議会とかいろんな会議では、既に障害者差別解消法のいろんな考え方等を御説明を申し上げていますし、先ほど町長言いましたように、管理職員には、先日マニュアル等も含めて配付をしておりますので、次いで関係職員のほうにも周知される。それから、また職員の研修もこの解消法を予定をしております。

以上です。（「職員対応マニュアル」と呼ぶ者あり）対応マニュアルについては、既に作成をしております。４月１日から施行というか活用できるようになっておりますので。マニュアルについては、当然職員には周知をいたしますので、それに伴ういろんな今後の対応については、それに基づいて周知していくという形になると思います。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　瀬石議員。

○議員（１１番　瀬石　公夫議員）　新しい法律でございます。この合理的配慮というのが新しく出たもので、大きなものであると思いますので、よく周知徹底をしていただきと思っております。

県議会でも障害者差別解消法の質問があり、その県知事の回答として、部長じゃったか、道路や公園などのバリアフリー化について、障がい者ら利用者のニーズを踏まえ、計画的に進める考えを示されておりますが、町も道路や公園で障がい者が困らないように合理的配慮を行っていただきたいと、このように思うわけで、またもう一つ、庁舎にエレベーターがございません。それで、一般質問でもあるようにこれをつけて欲しいということが今までも言われてきておりますが、今後は、障がい者への合理的配慮の提供が法的義務となったということになれば、これは放置できないんじゃないかと思われるんですが、そのあたりちょっと。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　障がい者のこの法、新たなやつについて合理的配慮ということは、あくまでも障がい者に対してのそういった配慮は十分合理的にやりなさいよということが基本になってくるわけですが、今言った庁舎に対する問題は、エレベーターとか何とか障がい者というよりは、あくまでも町民の皆さんの利便性を考えた対応をこれから考えなきゃいけない。障がい者じゃない方も足が悪い方いっぱいおられる、そういう意味から言って障がい者に特化した対応での庁舎の問題については考えておりません。それよりか、今言う、特に段差があるとか、あるいは障がい者が困っておられるということに対して、住民みんな含めて、庁舎の職員を含めて、みんながその辺のことを配慮して徹底していくということが大事だろうというふうに思っております。

障がい者に対しては、これまでもいろんな方と、障がい者関係の方とも私もお話をさせてもらってるが、困ったことは遠慮なしに言ってくださいよと言うんですが、なかなか障がい者の方自体がその辺が話せないという経緯がありますんで、これからは役場の担当所管含めてそういった方に対して十分周知して、皆さんが困ってることは十分言ってくださいと、そういう状況で町は対応していきますよということが回答できるような形にしていかなきゃいけない。ここの庁舎のエレベーターなくて、障がい者の方が「エレベーターなきゃ、わしら庁舎の２階、３階行かれんじゃないか」という状況等が実質的にはっきり出てくれば、我々はそれに対して必ず配慮していかなきゃいけない。図書館の階段を上がるんだって、何か椅子の（発言する者あり）あれをつけたり、これも全てそういう配慮のもとでいくわけですから、障がい者の方が本当に困っておられるものは、やはり、ちゃんと対応していくということが、それが障がい者配慮に係る大きな改変だと思っております。議員の言われてることはよくわかっておりますし、先ほど担当課長が申しましたように、今一生懸命その取り組みを含めて、マニュアル等含めて取り組んでおりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（林山　健二議員）　瀬石議員。

○議員（１１番　瀬石　公夫議員）　前向きに取り組んでおられるということで、ひとつ心強くいたしました。ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、３番目の質問をさせていただきます。

質問事項は、地域交流館東側広場の整備についてでございます。答弁者は町長でお願いします。それでは質問いたします。

田布施町地域交流館と図書館の間にある田布施町の中心地の広場は、長年整備されずに放置されている。

この広場は「たぶせ桜まつり」の開催や各種のイベントなどで、多くの方々が集い楽しまれている。また、隣接の交流館は１日９００人、年間３３万１，８４４人の利用者があり、売上高は３億７，５９８万３，０００円と、町内外からの買い物客でにぎわっている。

この広場からは、毎日広島バスセンターまで８往復の高速バスが運行され、多くの方々が利用されている。

また、商工会館サリジェでの各種催し物や会議の駐車場としても利用され、利便性を発揮している。

このように多くの方々が利用され、町の中心地でもあり、町の顔であるこの広場は、未舗装の砂利のままで広場と道路は工事用のパイプの車止めで仕切られているなど、町の顔としての景観にそぐわないと思われる。

ある物を磨き、活用することは重要である。この広場をふるさと詩情公園と一体化した公園駐車場として差し向き整備し、身近な生活環境を向上させ、町の魅力を発揮することが、町民がこの町に住むことへの愛着や誇りを持つこととなり、また、ＵＪＩターン者を増やし、町に住み続けたくなるものと認識する。

このままの状態でこの広場を放置するわけにはいかないと思う。今後の利用計画及び整備計画はどのように考えているかをお尋ねいたします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　お答えします。

地域交流館東広場の整備について、今後の利用計画並びに整備計画はどのように考えているかとのお尋ねであります。

御指摘のように、この広場は雨天時にはぬかるみや水たまりができるなど、利用者の方に御迷惑をおかけしております。

この用地は、総合計画にあります「従来から要望のあった文化センターの建設についても、引き続き公共施設の複合化も含め、検討します」としている関係もあり、具体的な利用方法が決まらず、また、整備経費も多大となることから、長年未整備となってる状況であります。

しかし、昨年１０月に策定しました「まち・ひと・しごと総合戦略」で、子育て広場や各種交流イベント等の開催を予定しており、平成２８年度予算に、この広場の約半分程度となる地域交流館側の駐車場の舗装を行うとともに、あわせて、良好な子育て環境向上のため、県の河川占用の許可を得て、植樹の一部を撤去し、滑り台やスプリング遊具、ベンチ等を整備し、町民の憩いの場となればと考えております。

残りの半分につきましては、当面現状の形で管理していきたいと考えております。

説明の中で滑り台、あるいはベンチ等につきましては、現在、河川側の遊歩道と同時にできる部分のところを利用して、これから計画を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　瀬石議員。

○議員（１１番　瀬石　公夫議員）　今ここの広場については、予算審査特別委員会資料が２月９日に送ってきまして、私が質問出した後でございましたが、大体今説明された図面等も見させていただきました。そうすると、半分を舗装するようになっておりました。向こうはそのまんまだというのは、ちょっとそのあたりにも周りに植栽をやるなり、周りだけでも舗装するなりして、田布施町の一等地でございます。そこの見栄えがいいようにしていただきたいと思います。私もこういう質問をするので、バスに乗って広島まで行って帰ってきました。確かに山口県へ入ると似たりよったりみたいなと

こで、バス停に屋根がないということで、どこへついちょるかのと思うのを目的で行ったんですけど、広島の沼田道路手前、広島修道大学あたりにはみんなバス停屋根があったけど山口県にはないんで、あまり私も言われないわけですけど、向こうに行きますと、トンネルを抜けると、大変河川も木々もきれいにしてあるし、周りにはクスノキが植えてあって、そのように都市環境が整ってるように思えました。そういうことで、今申し上げたように半分はそのまんまというんですけど、周りを舗装して真ん中は砂利でもいいんですけど、きれいな砂利を引くとかそのように、ちょっと、やはり田布施町の一等地でございます。考えるべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　答弁の中でも申しましたように、あそこは文化センターの用地という形で、通称コンベンションセンターの建設予定地であったり、町の総合的な行政区域内の一環という形等が関わっておりまして、やはり、そのときには議員さんにしっかりと説明して、舗装したが剥ぐんかというようなことが起こっとると思います。そして、高速バスの発着、多く利用していただいております。ただ、こちらから行く便ばっかりで、広島からあそこへ乗って来る方が何人おるんか。本町から出て行くばっかり、ただし、行ったら帰って来ますから間違いなく往復です。だけど、広島から本町に来てくれる利用者がほとんどない。別にあそこが悪いから来んというふうに私は思っておりません。この対策も今の総合戦略の中のまち・ひと・しごと創生に関わって考えていかなきゃいけない。せっかく来た方がこれじゃあちゅうんじゃまたおかしな話じゃのというのもありますし、河川公園なり、あそこの駐車整備をちゃんとしていきたいなというのを含めて、このたび計画予定として予算を計上させてもらってる。じゃあ、残ってる部分も一緒にやったらどうかという御質問だろうと思いますが、今バス停を利用される駐車場部分の方は、これは道路挟んで河川側じゃなしに反対側のところへ置いておられるんで、あれも一応町の用地であります。そういった面も今後考えながら、また議員さんのほうへ御相談申し上げながら進めていかなきゃいけない、町の重要な用地でありますんでお話をさせてもらおうと思います。ですが、当面は舗装やるだけでも残りをやれば１，０００万円以上かかるような事業費になったり、舗装せんと砂利だけ入れてというふうに言われるかもわかりませんが、これまでも再三何かイベントがあったたびにあそこを整備しながら追加の砂利を入れたり、穴ぼこを修繕したりしてやってきた経緯があります。それは、費用的にはたまげたことじゃないんですが、何か活用するという状況等を含めて、あくまでも将来的なことをしっかり踏まえた計画のもとで整備という形をとらないといけないなというふうに思ってますし、ただ舗装だけとか、あるいはただ植樹するだけというんじゃなしに、将来のことを考えた計画にもってかなきゃいけないかなという思いがしておりますので、当面はちょっとあの状態に置かせといていただきたいということを御理解いただきたいと思います。

○議長（林山　健二議員）　瀬石議員。

○議員（１１番　瀬石　公夫議員）　私も質問で差し向き整備をしてと言いましたのは、あそこから役場から図書館周りちゅうのは、行政文化ゾーンとして昔から計画されていると。そして今言われたようにコンベンションセンター、文化センターも建てようということであそこを確保しているというのは十分承知しております。それはもうずっと昔――相当前から計画されてるんで、差し向きどうにもならん整備をそのまま放ってるというのはどうにもならないわけで、半分よりちょっと少ないと思いますがこれだけ舗装される、それはいいことです。いいことですけど、今度、半分残った周りだけをやって真ん中にバラスでも入れておかれたら、周りを歩く人は非常に助かるんじゃないかと思うということを申し上げたわけでございます。

そして、あそこの車どめ、今は工事用のパイプが置いてあって水が入れてある、プラスチックみたいなもんで飛ばないようにやってあるが、そのあたりは擬木等を使って駐車場とこっちと分けて、出入り口なんかははっきりされたほうがいいと思うわけなんです。先ほど言われたように、町の一等地ですからある程度景観というものも心得てやらなきゃいけないと思うんで、もう一度その辺をお伺い

いたします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　おっしゃることはよくわかります。計画をしっかり練っていかないと、やはり、あの辺ももう将来田布施の町の中心であり顔だというのは私も同じように思ってますし、多くの皆さんが田布施はいいな、あんな広いところがあってと、広いところがあってと言われるんじゃが、あねいな状態でええんかいのと思いながら、よく聞くんです。ただ、それを固定化したようなことだけはできないんでしっかり研究したいというのがあるのと同時に、先ほど申しましたように議員さん方にもその辺をしっかり踏まえていただいて、行政がこうやったらあんたらわしらも一緒になってやろうじゃないかというような気持ちがないと、いや、ああは言うたがちょっと待てやというんでも困るし、町としても財政を伴うものが大分にあります。以前話したかと思いますが、財政窮地を解消するためにはあの部分をということを申し上げた途端に問題がございましたから、私はその部分についてはもう処理するとか、あるいはコンベンションどうだとか、行政ゾーンをどうするということにはちょっと触れてはいかんなという気もしておりました。ただ、この度はそういうひと・しごと創生関係に対する関係を含めて、やはり、多くの皆さんがそこを利用されるんで、何かイベントがあっても利用される。そしたら、やはり、一部はちゃんとしておかないかんという気持ちがあってこの度計画を上げて進めるわけであると同時に、もう１点は、残りもいろんなことを考えながら進めていかなきゃいけない部分として残っておりますんで、それは議員の言われるとおりと違いないんですが、そしたらすぐそれをどうするという状況に今は思っておりません。将来にかけてこういう状況にやったほうがいいよということがあったり、駐車場として利用すると言ったって、半分までいかんにしても舗装した部分だけでしいて間に合うんかというのも一つ懸念がある。

それともう１カ所、今言われた入口んとこへパイプがあるのでバス停の部分でも利用しておりますが、これはまた、町が便宜上やっているということであります。バス利用されるバスの運行者であります防長交通ともしっかり話しながら、防長交通さんのほうで費用を少しいただけるというとかゆうような話があるとうちは助かるんですが、今のそういう話しは私はちょっと聞いておりませんので。ただ、先ほど申したように、もう少し広島から田布施へ人をよこしてくださいよと、受け入れるほうの田布施も御希望があればしっかりと農地の関係で来たいとおっしゃるか、あるいは授業で来たいとおっしゃるか、田布施のほうに対して顔をのぞけるように協力を願いますということで、交通関係、今後は広島との広域に新たに入ってきましたんで、田布施があそこのバスの発着点ということで、議員も乗って実際に広島まで行かれたということなんでよくわかってらっしゃると思う。１時間２０分ぐらいで広島につきます。これだけ便利なところをしっかり広島にもわかってもらいたいし、やはり、田布施に向けて多くの人が集まってきてくれるってことを願ってやまないところで、あまり長く放置する気はないんですが、当面は少し待ってくださいという表現にさせていただいております。御理解をいただきたいと思います。

○議長（林山　健二議員）　瀬石議員。

○議員（１１番　瀬石　公夫議員）　よくわかりましたんで、十分議会とも一緒になって、一等地として見栄えのいいように、よそから来てもこれが田布施かというようにできればと、このように思っております。

ちょっと通告と変わるかもわかりませんが、答えられんにゃ答えられなくてもいい。平成２８年度の予算案で公共施設総合管理計画の策定事業というので２１６万円組んでありました。これは、今町長が言われたようにコンベンションセンターとか文化センターとか昔計画があった、そういうものを含めたものの計画をされるということでしょうか。それとも、この前総務課長が言われたように、何か全体的な大きな枠でしかつくる気はないよ、ちゅうみたいなことも言われたようなんですけど、できりゃ、せっかく２１６万円かかるんですからもっと詰めたものでやっていただければというような気がいたしますので、これは通告にないことを言いました。

○町長（長信　正治君）　通告にないんで、予算審議に関わりますから答弁しません。
○議員（１１番　瀬石　公夫議員）　はい、すいません。
○議長（林山　健二議員）　いいですか。
○議員（１１番　瀬石　公夫議員）　どうもありがとうございました。
○議長（林山　健二議員）　以上で瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

……

○議長（林山　健二議員）　次に、河内賀寿議員。
○議員（８番　河内　賀寿議員）　それでは一般質問いたします。質問方法は一問一答でお願いします。質問事項は３問です。

まずはじめの質問は、高校生議会やこども議会を開催してはということで、答弁者は長信町長でお願いします。

ことしの１月２０日に、県内各地から選ばれた高校生４７人が村岡知事ら県当局に質問し、新しい施策を提案する第１回やまぐち高校生県議会がありました。

県議会の本会議場を使用し、若者の県内定住や情報発信のアイデアなど、次々と披露されました。

実際の質問人数は４７人の中の代表１０人でした。

テレビの夕方のニュースでも流れていましたので、見られた方もいらっしゃると思いますが、なかなか堂々としたものでした。

１８歳選挙権のスタートや若い人に政治へ関心を持ってもらうことが開催理由の主な点のようです。

本町も、かつて平成１１年に小学生、平成１２年に中学生とこの町議会議場をつかってこども議会が開催されたことがあります。この会に参加したかつての子どもたちは、今や３０歳前のいい大人になっております。若者の政治離れが叫ばれる中、このときのこども議会を経験した人たちは、政治に対してまたちょっと違った感覚を持っておられるのではないでしょうか。

県庁での高校生議会終了後の感想インタビューの新聞記事を読むと、「政治に参加する第一歩は、将来を考えることだと気づいた。選挙権を得たら必ず投票したい」というような前向きな記事が書かれていました。

このように、若者を取り巻く社会状況が刻々と変わる中、現場での調整など大変だとは思いますが、本町も高校生議会やこども議会を開催してはいかがでしょうか。

町長、答弁お願いします。
○議長（林山　健二議員）　長信町長。
○町長（長信　正治君）　それではお答えします。

高校生やこども議会の開催についてですが、本町では平成１１年８月に執行部席も議員席も小学生だけのこども議会を開催し、翌年の平成１２年８月には、執行部席には町長をはじめ町の執行部が担当し、議員を中学生という構成でこれまでこの議事堂で開催しております。

このこども議会は、将来を担う子どもたちが田布施町の諸問題をはじめ、夢や希望について自ら考える機会として模擬町議会を体験することにより、町議会の重要性と町政への関心を高め、さらに、行政や議会の仕組みなどを学び、ふるさと田布施のまちづくりを考えていく一助とするために実施されたものです。

公職選挙法の改正により、選挙権年齢が１８歳以上に引き下げられることに伴い、次世代を担う高校生が県議会の役割や県行政への理解と関心を高めることを目的として、山口県議会の議会改革の一環として「第１回やまぐち高校生県議会」を企画され、今年１月２０日に開催されました。

平成２８年度以降は中学生も対象にして、継続開催する予定と聞いております。こうした高校生議会やこども議会の開催は、学校の負担も大きく、また、指導等が参加する一部の児童・生徒に偏る問題等がありますので、開催する場合には、あらかじめ教育委員会、小中学校と十分協議する必要があると考えております。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　河内議員。

○議員（８番　河内　賀寿議員）　前にこども議会を開催してはというのを、私も２０１０年の１２月の議会で一般質問でしたことがあって、今回高校生の議会もセットでの質問なんですけど、そのときの答弁も今の返しの答弁と同じような形で、現場のことが本当に大変なのでなかなか協議とか、趣旨はいいと思うけどそういうのがいろいろ大変ですという返しでしたんで、今の答弁の返りもこのときとほぼ同じような返りでございますんで、教育委員会とも協議という形で――実際の実現というのにはいろいろすごい慎重なことがあると思います。それはもちろんわかっておりますが、先ほどの高校生議会に関しては、県に集まったような将来の県会議員さんが質問するような内容でございますから、またちょっと違うかもしれませんけど、ここで開催する形のこども議会なり高校生議会の場合ですと、またちょっと、話が身近な話題のほうの――我々町会議員のようなのが質問するような内容といいますかそういうので議員にして、子どもさんたちなり高校生の方が来られるようなのを、私、意図して質問、そういうのどうですかというやつなんですけど。この場とかでそういう質問をもしやれたら、またこの場で立候補して将来町会議員でもなってみよう、県会議員にもなってみようとか、そういう政治に対しての意欲がわくというのは、本当に素朴に思ってもらえればいいなというのもあって、私も議員にならしていただきましたけど、どうしても若い方つうのは、なかなか立候補というのも難しいという形で、そういう意味もあるので、将来立候補してみようというような気持ちになってもらうような助けというか、そういう表現をしたらちょっと変かもしれませんけど、の気持ちもあります。

実際問題、ちょっと話を少し戻しますが、教育委員会とこういう協議とかをされたことがありましたか。実際やってみようとか、それとも、やっぱり難しいかという話があったかどうかちょっとお願いします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　河内議員が一生懸命こども議会をやりたいというのは、以前の質問にもありました。当時お答えしたことと答弁は一緒だというふうに言われましたが、当時お答えの中に言ってなかったのかなというのがちょっと気になったんですが、第１回のこども議会小学生対応でこちらでやらしていったときに、私も議員の一員であったとともに、子どもの健全育成町民会議という役職をいただいておりまして、何か子どもたちに新しい、その取り締まりばっかりじゃないんだと、こういういろんな経験をさせてやるのも子ども健全育成の一つだよと、育成というのはそういうとこにあるからということで、当時の健全育成担当の先生にお願いして何とかなりませんかということでやった経緯があります。大変苦労されたというふうにも聞いております。ということは、多くの子どもたちに同じようにやはり経験させてやりたいちゅうのが指導される諸先生方でもあるし、そうすると、こども議会で全部呼んだって、今ここにおる執行部と議員さんの数、幾らか空いてますからまた少し増えます。その程度しかここで子どもたちは体験できんじゃないかと、それを言われたときに、じゃあずっと続けてやればちゅたら子どもは成長していきます。小学校で五、六年生やったら次は中学生になり、中学生でやりよっても３年もせんうちにみんないく、全員がやれるわけないでしょということもいただきました。だけど、ひとつ経験だけは希望者があればやってみてくださいねということで最初は小学生、２度目は、じゃあ今度は中学生にもやってみてもらったらどうですかと。中学生に執行部側ちゅうのは、逆にどれだけ経験したことを要望するには議員でということで、たしか中学生は議員席だったように思っております。

もう十数年前の話を今ここでしては申し訳ないんですが、今河内議員が一生懸命になってその辺に取り組んでおられることがあれば、それをやっていく方法を、ひとつ、教育委員会、あるいは学校、あるいは子ども会、あるいは健全育成、そういうところにしっかりと働きかけて一緒になってやりませんかと。費用負担は、当時町民会議の費用の中から、いろんなネームやここと同じような形で子どもたちのことをつくって、そしてよくやったねということで最後にわずかな記念品をお渡しして、こ

れからもしっかり勉強してくださいということで終わった経緯を私は覚えておるわけです。ですから、我々執行部が率先して、あるいは行政が率先してこども議会をやったわけではありませんので、もし、そういうことで皆さんのほうからこども議会やりたい、こういう体制もつくりました、こういう教育委員会とも話しました。そして、親御さんとも多くの方の理解をいただいたから、人選して各校区、あるいは学校等から選んでやっていきますという方向で出て、じゃあ田布施町さん議会として引き受けんのかと言われたらそんなことはありません。ちゃんと引き受けてやります。だけど、その方法論をここで申し上げたような状況で本当に申しわけないんですが、そういう方法論をいろいろと研究されて、じゃあ子どもたちのためにこういうことをやったら将来の田布施を背負う子どもたちと、だったらこういう議会の経験も小さいときにやっておったらいい、あるいは中学でもいい。特に高校生ちゅうことになると限られてきますけど、その辺は十分踏まえてやらないといろんな問題が出てきますから言えませんが、小中学生であれば、河内議員の言われるようにしっかりとやる経緯をしっかりと作っていただいて、申し入れていただければ決してできないことはないということだけ申し上げておきます。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　河内議員。

○議員（８番　河内　賀寿議員）　受け皿といいますか、十分前向きな回答だったと思います。その辺は、もちろん保護者にしても子どもたち自身にしても、こういうのをぜひ田布施もやってみたいというような参加してみたいというようながあれば、十分対応されるというふうに言われましたので、それはこれからの課題としてまたいろいろやっていければと思います。この質問はこれで終わります。

それでは、質問事項の２にいきます。

場外舟券売場オラレからの収入を小中学校のエアコン設置財源にしてはということで、答弁は町長でお願いします。

場外舟券売場オラレが、ことし１２月から営業を開始します。本町には売り上げの２％、年間１，４４０万円が入る予定です。内訳としては、１日の売り上げ予想を２００万円掛ける３６０日分の２％がこの金額です。予想の金額ですので多少の上下はあると思いますが、この新財源の使われ方がまだ決まっていないなら、小中学校のエアコン設置代にできないでしょうか。

オラレの誘致の際、青少年の教育環境に悪影響を与えるなど反対される方もおられました。このイメージをプラスにするためにも、設置意義はあると思います。モーターボートの収益金には、町民グラウンド整備でも本町はお世話になったこともあります。長年の利用状況から見ても、青少年の健全育成、利益の社会還元、公営ギャンブルのイメージアップになったと思います。

さて、暑い時期のエアコンがどれだけ学習環境に重要かは、昨年９月の一般質問にしましたので詳細は省きますが、設置された機械に「オラレ財源より」などの字が書かれているのを学生が見ることは、公営ギャンブル全体のイメージアップにも通じると思います。

ちなみに、グリーンジャンボ宝くじの売り上げは、公園緑化財源として使われるそうです。

エアコン設置を切実に望まれている保護者の方の話によりますと、アメリカの教室の中の備品の多くには、寄贈された企業名が入っているとのことでした。それを見ると、その企業を見る目が高印象に変わったと言われていました。それらも踏まえて、オラレからの収入を小中学校のエアコン設置財源にしてはいかがでしょうか。もちろん、全部とは言いません。一部でもいいですからどうでしょうか。答弁お願いします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　オラレ田布施、仮称でありますが、事務協力費を小中学校のエアコン設置の財源にしてはとのお尋ねでありますが、お答えします。

昨年９月議会の一般質問で小中学校の教室のエアコン設置について教育長が答弁しておりますが、各学校のエアコン導入の現状につきましては、各小学校とも保健室やパソコン教室への導入に加え、

近年、職員室や校長室への導入を進め、加えて東田布施小学校の特別教室にエアコンを設置し、平成２７年度には麻郷小の通級教室にエアコンを導入したところです。また、平成２８年度は城南小学校の特別教室にエアコンを整備する予算として１１９万６，０００円を計上しております。

田布施中学校においては、事務室、保健室、応接室、会議室、パソコン教室、ＬＬ教室、視聴覚教室に空調設備を完備しておりますが、職員室や校長室へはいまだ未整備となっております。

現在、教育委員会の試算では、普通教室のエアコン整備に中学校では４５０万円、小学校４校では約１億数千万円の経費が必要とされております。学習環境改善計画の中で、エアコン等機械設備の検討をしていますが、特に小中学校の風通しの悪い一部の教室については、平成２８年度において壁掛け扇風機の取りつけ工事を実施する予算として６３万５，０００円を計上しております。

なお、オラレ田布施の事務協力費につきましては、昨年１２月２８日に周南市と協定を締結し、年２回に分けて売上額の２％に相当する金額が入ってくることになっております。

その事務協力費の使途につきましては、昨年９月の全員協議会に「田布施オラレ夢基金条例（素案）」の資料で御説明しておりますが、教育及び子育て環境整備、環境保全、地域福祉向上や地域づくりなどの財源に活用したいと考えております。

しかしながら、オラレ田布施につきましては、今年１２月にオープン予定で準備を進めている段階であり、また、本年の事務協力費につきましては年度末に入金される予定であることから、建設の進捗状況等を見ながら議会とも協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　河内議員。

○議員（８番　河内　賀寿議員）　今の最後のほうの答弁で年度末、もちろん１２月からなんで、今年の収入つう形で考えていなくて来年度とかの話になると思うんで、年末ということなんで、まだ白紙に近いような話のように、今聞いた感じでは感じたので、ぜひエアコンの設置というのにかなり重きを置いて予算を組んでいただければと思います。

そういう点と、あと、この前９月に一般質問をしたときの答弁でされたとおりのことをもう１回言われたんで、大体、前回と同じなので、学校の現状とかはそういう感じだと思います。

そして、今回、今白紙みたいならまた考えてもらうというので十分なんですけど、もう一度言いたいこととして、隣町の平生町の新築した小学校の校舎の普通に五、六年と一、二年の教室にはエアコンがついてまして、２８度以上のときにはエアコンを暑い時期にかけたという話を聞きまして、三、四年の教室は古い校舎でしたのが扇風機ということでしたけど、隣の平生がエアコンがついてるんで、ぜひぜひ普通教室には、表現としては言っちゃ悪いかもしれんけど、負けないという表現をしちゃいけんのんですけど、はるか遠い東京の話じゃありませんから、ぜひぜひ一刻も早く整備していただければと思っております。

もちろん、平生も校舎が中学校なんかも古いですから、恐らく小学校につけとるんで中学校もエアコンは最初からつける計算で新築するんだったら設計されると思いますんで、そういうこともよく考えていただければと思います。

あと、我々大人になったら５６歳が５７歳つうのは、さほどじゃないかもしれませんけど、１５歳の受験の時期とかいうのは、その子にとってその１回しかありませんから。だから３年先までにはとか５年先までとかいうんじゃなくて、ぜひぜひ早急に整備していただきたいというのが素朴な気持ちでございます。

今、これからいろいろ考えていただければということで、この質問はこれで終わります。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　質問された中でちょっとお答えしましたが、私が今答弁の中で４５０万円って中学校の説明、言ったかと思いますが、自分では４，５００万円というつもりで口先は４５０万円と言っておったんです。大変申し訳ございません。修正のほどよろしく……。

○議長（林山　健二議員）　河内議員。

○議員（８番　河内　賀寿議員）　私もあれって確かにそう思ったんですけど、ちょっといろいろそういう設備についてはそういうこともあるんかなと思ったんであれですけど、片方が小学校のが１億なんぼですけ、えらい安いなあと私もそう思いました。これからの検討課題としてオラレ財源をということで考えていただければというのをよろしくお願いいたします。

そして、３問目にいかせていただきます。

旧麻里府小学校体育館を劇場にしてはということで、答弁者は町長でお願いします。

旧麻里府小学校の跡地は、地元の人たちのコミュニティの場として、現在も行事などで利用されています。

ただ、今後寂れたりしないように次の一手として、体育館の劇場化を考えてはどうでしょうか。照明、音響などの整備はしなくてはいけませんが、月１回の音楽イベント等、活気にあふれた場所になると思います。

町内には、芸術性に富んだ和太鼓のグループ等があり、活動の場として利用してもらえれば、観光バスも停まるような盛り上がりをみせることに、ゆくゆくはなるはずです。

もちろん、周辺の整備も考えないといけませんが、体育館劇場化いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　それではお答えいたします。

旧麻里府小学校体育館を劇場にしてはとのお尋ねであります。旧麻里府小学校は昨年３月末で閉校し、その後、維持管理や各施設の使用などについては、昨年５月２０日に、「旧麻里府小学校跡地を考える会」と協議を行いました。

体育館につきましては、麻里府体育館との名称として、従来から週２回利用している団体以外の利用方法はないということで、その他の利用については麻里府地域と協議をしていくとしています。

使用する際は、申請書を社会教育課、または麻里府公民館に提出することにより、先日もカキ祭りや春季消防訓練など、さまざまな利用がされてます。

劇場にしてはどうかとの提案ですが、麻里府小体育館は吊り天井であり、非構造部材耐震化工事を実施しなければなりませんが、実施するための事業費は約２，１００万円となっており、補助事業がない状況です。

城南小学校や田布施西小学校の屋内運動場は平成２７年度に実施しましたが、補助事業がない東田布施小学校や田布施中学校の屋内運動場は未実施となっているため、麻里府体育館の非構造部材耐震化工事の計画は、現時点ではありません。

このため、劇場の照明、音響等設備の整備は困難であります。

以上であります。

○議長（林山　健二議員）　河内議員。

○議員（８番　河内　賀寿議員）　耐震に関しては隣の教室はしてないということでございました。ちょっと使えないと、体育館はたしかできてるような私聞いちょった、ちょっと認識が違うんであれなんですけど。それはそれとして、麻里府の小学校がなくなったということは、どうしても地域の活性化と言いますか、どうしても火を消さないようにという運動というかそういう形で、何とか跡地をどうしようこうしようというような皆さんで考えられてるのは、今もずっとだと思います。

それの１案としての今回の劇場案なんですけど、劇場という表現で一言で言ったらちょっと大そうなものになるかもしれませんけど、パイプ椅子とかで済ませばいいわけですし、照明とか音響というのもどっちにしろ――できたら、固定でいいところに穴あけてしたりするのもいいかもしれませんが、実際のところは取り外し可能でから持ち込みみたいで移動可能なようなことにしとけば、設備の代金としてはさほど、ずっと使えたりもしますので、実際のところは、費用としては大した金額にはなら

んと思います。

あとは人呼んでやるときに、認識がちょっとあれでしたけど、耐震の関係でいけないっつうんだったら、そもそも今も使っちゃいけないと思うんで。その辺はちょっとわかんないんですけど、逆に、今週２回の利用と言われてましたけど、大丈夫なんですか、耐震。そこをちょっと聞きたいです。お願いします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　耐震化も２通りあるって言ったら変なんですが、当初の主要構造部の耐震はやってあります。ですから、体育館としての耐震は十分かなと。ただ、内装材とか、あるいは天井材とか主要構造部を外れて落下が危険されるもの、これの耐震をやりなさいよということで、その後、国のほうから耐震要件に対して、学校等に対しては通達があってやれるとっからやってきたわけです。今できない部分は補助予算の関係等、さっきも申しました２，０００万円以上かかる費用ですから、ちょっと、状況的に落下物等の非構造部に対する耐震をやってないということで、使用については支障はないという覚えをしております。できるだけ早くできることはやっていかなきゃいけないのは、これは大きな案件ではあるわけですが、利用度がどんどん増していってそんなとこじゃということになればやらなきゃいけないし、東も中学校も、今やってない部分については、これから順次予算的な措置を考えながら、非構造部に対する耐震はやってかなきゃいけないと思っております。

あと、城南とか西とかはやってきておりますので、残っているのを順次いかなきゃいけないという思いはしています。また、担当の所管の学校教育課等から出ると思います。そういう状況であります。

もう一つ質問、あそこで利用しているのは、麻里府地区の関係者が申し出をされて、麻里府学校跡地を考える会等が募集されて、学校教育課、あるいは麻里府の公民館にここの体育館を使わせてくださいという申し出をされて使用はできるという状況でありますので、劇場のような規定的な、それですよというんじゃなしに、あくまでも利用は麻里府地域の皆さん町内あげて、同じ田布施町民が利用できるんだ、ということだけを御理解いただければと思います。

ですから、あそこで音楽活動で利用したいから歌の勉強をするよとか、そういうのに使われるのに、音響がええ、悪いはわかりませんが、使用は申請されて了解いただければ使えるということであります。

○議長（林山　健二議員）　河内議員。

○議員（８番　河内　賀寿議員）　今の答弁で、使用は申し出をされて使われるっつうんだったら、大改造という前提なるといろいろ差し支えるんだと思いますが、いわゆる音響とか照明を持ち込みで、本当にそのときそのときでやる分には問題ないというふうな答弁だったというか解釈できるんですけど。そういう点において、先ほど答弁で言ったように、太鼓のグループなり他のコーラスのグループなり、町内にはいろんな立派なグループがございますので、麻里府地区の活性化にもつながりますので、そういうグループとかでどんどん公演なり何なりやってもらったらいいなと思っております。

あと、他にもそこの体育館利用だけじゃなくて、周りに自然食のレストランなり簡易テントなり、イベントで食べるとこなんかの吟味したのをつくったりとか、ちょっとしたテーマパークみたいな形に今後、発展させていただければなという意見も聞いたりもしましたが、どうですか。今の耐震でだめな校舎に関しては――潰すのにも十分かかるとは思いますが、潰して更地にしてちょっとした牧場みたいなテーマパークみたいなもの、また、そういうレストランみたいなのをつくったりとか長期構想みたいなのは、町は考えがあったりするんでしょうか。

○議長（林山　健二議員）　亀田総務課長。

○総務企画課長（亀田　典志君）　いろんな御意見いただいてありがとうございます。やはり、麻里府の地域とかは昨年５月にお話しましたけど、やっぱり、麻里府小学校の跡地を考える会という組織がありますんで、そこといろいろと協議して決めてく問題だろうというふうに思ってます。

先ほどは麻里府の体育館ということでございますけど、いろんな使い方というのがあると思います

ので、そういったことで麻里府地域の御了解が得れれば、さまざまな利用をこちらとしても考えて協議していきたいというふうに思ってます。

○議長（林山　健二議員）　河内議員。

○議員（８番　河内　賀寿議員）　じっくり協議していただいて、麻里府が栄え、体育館周辺がすごく本当に栄えてという形になればと思いますので、ぜひ、いろいろ努力よろしくお願いいたします。

これで、質問を終わります。

○議長（林山　健二議員）　以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

午前１１時５５分休憩

……

午後　１時２８分再開

○議長（林山　健二議員）　休憩前に引き続き本会議を開きます。

平成２３年３月１１日に発生しました東日本大震災から５年が経過します。犠牲となられた多くの方々の御冥福を祈るため、１分間の黙祷を捧げたいと思います。御起立をお願いいたします。黙祷。

〔黙祷〕

○議長（林山　健二議員）　終わります。

御協力ありがとうございました。

……

○議長（林山　健二議員）　次に、清神清議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　通告に従いまして、３問質問をいたします。質問方式は一括質問、一括答弁、２回目より一問一答方式でお願いいたします。いずれも長信町長に答弁を求めます。

その前に、先ほど議場が暗かったのが、昼休みに明るくしていただきまして、ありがとうございました。「やればできる」ということを（笑声）言いたいところでございます。

最初の質問は、防犯カメラの設置はと、題して質問いたします。

平成２４年９月議会と昨年の３月議会でも防犯カメラの設置を要望しましたけれども、多額の費用がかかることや設置しても事件は減少しないなどで、当初の回答は設置を考えていないとのことでございました。しかし、その後の報告では、駅前駐輪場での自転車盗が後を絶たないことから、防犯カメラをその後設置したとのことでございました。

駅前の無料駐輪場には看板が設置されておりました。「防犯カメラ作動中、監視中」と表示されており、カメラは防犯パトロール隊詰所に１台設置されております。

御存じのように、この駐輪場には、東側と西側に出入り口が２カ所ございます。東側の出入り口に防犯カメラが設置されております。現場に行けばよくわかりますけれども、西側の出入り口のほうが広く、自転車の過半数はカメラの設置されていない西側を出入りされているのが現状でございます。カメラの設置は最低でも２台、対面方式で設置すべきと思います。

自転車は盗難に遭わないことが一番ですが、しかし現実には盗難に遭っている方も少なくありません。盗難に遭ってからビデオの解析をしても、ほとんどが映っていないのではないかと思われます。

つい先日、柳井の警察署職員より、「田布施に防犯カメラを設置してあるが、設置場所と画像が悪いため、解析時に効果が発揮できない。もう少し台数を増やすか工夫をする必要がある。清神議員さん、私は議会だよりを読みました。警察にとって防犯カメラの設置はありがたいことですが、現状では解析が難しいです」と指摘を受けました。今後カメラの増設や設置場所の変更、見直し、画像の精度を上げるなど見直しを行う予定はございませんでしょうか。

続きまして、２問目の質問ですが、調整港の現状について質問いたします。答弁者は長信町長、お願いいたします。

現在、麻里府尾津漁港に調整港として遊漁船を停泊する施設がありますが、毎年、毎年停泊数が減少し、停泊限度の確か６８隻と私確認しましたけれども、違っていれば訂正ください。６８隻が現在

２７隻と半数以上割っており、ガラガラの状態であります。

近くの住民や調整港を利用している方から、「今何とか対策しないと、このままだと停泊数がますます少のうなるよ、平生と比べて料金が高過ぎる。俺も今、月当たり７，０００円を払っているけれども、料金を改正しないと平生に移るぞ。おまえ議員じゃろ、町長に言うて、料金を改正するように伝えてくれ」とのお叱りを受けました。

早速、田布施の利用料金を調べてみますと、船の長さによって料金が決められておりました。５メートル未満が月当たり２，５００円、５メートルから６メートルが３，５００円、６メーター以上７メーターが４，０００円、７メーター以上８メーター未満が５，０００円。８メートル以上９メートル未満が７，０００円、９メートル以上１０メートル未満が１万円と、だんだんと船の長さが長いことに料金が高くなっておりまして、１０メートル以上となると１カ月が何と１万５，０００円にもなります。さらに町外の使用料金は、その１．５倍になると設定をされております。

早速、平生町に私も出向いて現状を調べてみました。隣の平生町では船の長さに関係なく一律４，０００円と決められております。また、町外の方も同一料金となっております。当然のことながら田布施に停泊している７メーター以上の遊漁船、いわゆる停泊料金が田布施より高い５，０００円以上の持ち主のほとんどの船が平生のボートパークに流出しているのが現状でございます。早急に田布施の利用料金を平生と同額に見直しをして、流出した船を迎え入れる努力をして遊漁船の確保に努める必要があると思うが、いかがでしょうか。

最後の３番目の質問ですが、シモラク、熊南酪農センターとあそこには書いてありますけれども、通称我々はシモラクと言っておりますが――の跡地の有効利用できないかということで質問をいたします。これも答弁者、長信町長お願いします。

下田布施の長田にありますシモラク、やまぐち県酪とも言いますが、熊南酪農センターは、以前酪農従事者が搾乳した牛乳を回収して、牛乳や加工乳にするための中間施設でありましたが、酪農農家が減少し続け、現在では使われなくなった建物は老朽化し、電気も水道も止まりガラスも一部割れ、中はごみとクモの巣に覆われお化け屋敷状態で、全くの閉鎖状態になっております。敷地は雑草が繁茂し、野放し状態でございます。見るに見かねて近所の方がボランティアで草刈りを実施したり、年に一度町内一周マラソンの中継点になっているために、町のスポーツセンターの職員も草刈りをしているのが現状でございます。

最近ある県の関係者の情報では、建物を解体して更地に戻す計画があると耳にいたしました。せっかくの建物を解体して更地にするのではなく、この際有効に活用できないかと思い、先日下関市の菊川町にあるやまぐち県酪の総務部総務課の岡田課長に電話をして問い合わせてみたところ、草刈りや立木の枝を切ってくれとの地元からも再三言われ、今のところ管理ができなくて手が出せないのが現状で困っているところだとのことでございました。

私は、建物は解体せずに、イノシシの解体するジビエセンターとして改装して有効利用したいという思いを課長に相談いたしました。そうすると、返ってきた答えは「ありがたい話だ。この際、そのような話があることは願ってもないことだ」と言われました。さらに、「早速理事会にかけて相談してみるが、反対するものは誰もいないだろう」とも言われました。

町長、この土地と跡地を格安で、もしくはただ同然で払い下げてもらい、私のかねてからの念願、要望事項のイノシシの解体施設、ジビエセンターとして再利用したら最高だと思いますが、いかがでしょうか。施設の周辺には民家はありません。駐車スペースも広く最適ではないかと思いますが、こんな好条件はほかにないと思いますが、いかがでしょうか。

以上で最初の質問を終わります。答弁よろしくお願いします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　それでは、順次お答え申し上げます。

第１点目は、防犯カメラの設置についてのお尋ねです。

まず、防犯カメラの設置後の被害状況についてですが、平成２７年３月７日現在、駅前駐輪場での自転車盗難届は１９件提出されています。

防犯カメラの解析についてですが、こうした被害届等に伴い、警察の要請で記録データを提出しております。必要に応じてレコーダーで記録した画像データを直接、警察官が確認できるように取り決めております。

画像データの鮮明化の問題ですが、記録画像は犯人逮捕への重要な証拠となります。その際、防犯カメラの画像の解析時に、ピンボケや光量などにより画素が粗いものになることがあります。しかし、議員御指摘のとおり、そこから対象の特徴を抜き出すことのできる画像データでなければなりません。そのため、今後、解析時に今あるレコーダーやモニターなどから画像の鮮明化の処理方法ついて警察と協議していきたいと考えております。

次に、防犯カメラの台数ですが、平成２８年度当初予算で防犯カメラを１台増設する経費を計上しております。防犯カメラの設置場所は、増設する際に、光の方向や死角となる場所ができるだけできないように、警察と協議して設置してまいります。

今後も安全で安心なまちづくりを進める上で、警察との連携はもとより、防犯パトロール隊や補導委員会、自治会での防犯対策や安全活動を支援していきたいと考えております。

次に、２点目の調整港についてのお尋ねです。

尾津漁港調整港の使用料については、平成４年の供用開始から減免期間を経て平成２０年度より現行の料金となっております。

係留隻数は、平成１１年度までは１００％の利用率でありました。平成１６年ごろから減少傾向が続き、平成２２年度末４１隻、平成２３年度３７隻、平成２４年度３４隻、平成２５年度３１隻、平成２６年度３１隻、現在は２８隻という状況であります。

こうした、プレジャーボート等の小型船舶の減少について、日本小型船舶検査機構に尋ねましたところ、田布施・平生・上関において平成１７年度は４９１隻、平成２６年度は３７１隻と減少しており、本町の調整港の利用隻数と類似しております。また、全国的にプレジャーボート等の小型船舶は、減少の一途でございます。

現在、ひらおボートパークでも、利用率は９０％程度と聞いております。また、周南市にあります県営のプレジャーボート施設におきましても、空きがあると聞いております。

係留を廃止される際に、利用者にその理由を尋ねたところ、漁獲量の減少、高齢により船の維持管理が困難、趣味の変更等が主な理由でありました。

また、調整港利用者の平均年齢は、６０歳以上が６０％、若い世代の遊漁者が少ないことから、今後さらに調整港利用者は減少するのではないかと予想されます。

こうしたなか、国では、現在、大きな社会問題となっている人口減少、高齢化等に対し、各地域がさまざまな特徴を生かした社会を創生できるよう地方創生事業に取り組んでおります。

本町におきましても、今年度「田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人材の定着・還流・移住の推進、観光産業の育成、支援等を行うこととしておりますので、調整港の利用についても新たな視点から見直しを行い、地方創生の一助になればと考えております。こうした見直しの際には、利用料金等も含めて検討してはと考えております。

３点目のシモラク跡地の有効利用についてお答えします。

ジビエセンターにつきましては、以前の質問にもお答えしておりますが、野生鳥獣を屠殺、解体し、食肉として販売する場合は、事業者は食品衛生法の規定により、食肉処理業などの営業許可を受ける必要があること、さらに都道府県に定められる衛生管理ガイドラインに沿って捕獲、運搬された個体を、同ガイドラインの基準を満たす施設及び設備で適切に処理する必要があります。

また、処理施設の設置箇所は、一般的に迷惑施設となるため、市街地及び近郊は避け、その場合でも環境面に配慮した上で周辺住民の理解が得られることが必要となります。

さらに、施設の運用に当たっては、安定的に供給が可能となる絶対的な捕獲頭数が見込まれること及び流通ルートの確保並びに施設のランニングコストを考えた適切な価格設定等の検討が必要となります。

このことから提案にありました箇所においても、事業実施者の検討、絶対的な捕獲頭数の確保、流通ルートの確保等の課題を総合的に判断した上で取り組まなければ施設の維持が困難になるおそれがあるため、現在本町が単独で設置、運営することは、さまざまな面で困難を伴うものと考えております。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　まず、防犯カメラの件から再質問いたします。

私が通告をいたしましてから、町の職員で現場を見にいかれたでしょうか。まず、その辺から聞きます。

○議長（林山　健二議員）　亀田課長。

○総務企画課長（亀田　典志君）　当然見に行っております。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　その際に、先ほど町長からも２８年度にもう一度設置するというふうに言われましたが、前もって２８年度に設置しようと思ったのか。それとも私の質問後にやろうと思ったのか、どちらかを正直にお願いいたします。（笑声）

○議長（林山　健二議員）　亀田課長。

○総務企画課長（亀田　典志君）　予算要求は昨年の１２月で予算要求しておりますので、もう清神議員の通告前には予算要求して予算を確認しておりますので。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　ありがとうございました。

あそこに、私も何遍か行ったんですが、確かに今設置してあるところの通路は狭いし、設置してないほうは通路が広い、そこを７割ぐらいの人が行って、今防犯カメラがあってもあまり効果を発揮していないというふうに思いますので、こう向いておれば逆に対面して設置するのがベターと思います。先ほど光の関係、逆光とかそういう面もあるかというふうに言われましたけれども、向こう向くのは北方向向くのでありますので、それは心配ないというふうに思います。ぜひ、その辺を２８年度に設置されるときには、よく場所も考えながら設置していただきたいというふうに思います。

それから、そこに防犯パトロール隊の詰所というのがありますね。そこに今カメラが設置してあるんですが、この防犯パトロール隊の詰所というのは中を見ると、詰所じゃなくごみの置き場みたいになっているんです、本当に詰所として使われてますかね。そこまで見ないでしょう。

○議長（林山　健二議員）　亀田課長。

○総務企画課長（亀田　典志君）　そこの、防犯パトロール隊詰所と書いてありますけど、一本松の自治会と共有して使っているものでございます。その詰所の中には、あそこの巡回したときに、日誌を書くように日誌も置いてありますんで、そういうことで対応しているということで、ずっとそこに詰めているわけではございませんけど、巡回して見たときに、そこの日誌に書くということで対応しております。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　それならいいんですが、見た感じでは全く人が入った形跡のないような状態だったので、ぜひあそこをもう一度見直していただいて、整理整頓して本当の詰所というふうに書いてあるんであれば、詰所として使えるような状況にぜひしていただきたい、これは要望でございます。

私申しましたように、もう１台２８年度に設置していただけるということでありましたら、私の要

望が通ったという確認いたしましたので、この件は質問を終わらせていただきます。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　では、２問目の調整港の件についてですが、先ほど町長のほうから平成１１年度は１００％、そしてどんどん少なくなり、２７年度は２８隻というふうに言われました。実際にこれ泊められる限度は何隻ですか、先ほど私６８隻というふうに言ったんですが、それで合ってますかね。

○議長（林山　健二議員）　向山課長。

○経済課長（向山　智章君）　７０隻でございます。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　７０隻で現在は先ほど２８隻というふうに言われましたが、私も事務所に行ったら２７隻というふうに言われたんですが、これをパーセントで示しますと約３９％ぐらいになると思います。過半数を大幅に割っております、これでは採算はとれないんではなかろうかと。このまま下がっていけば、もう二、三年しますと１０隻ぐらいになるんじゃなかろうかというふうに思います。

　そこで質問なんですが、今調整港を管理委託しておりますね。年当たりいくらで委託しておるんですか。

○議長（林山　健二議員）　向山課長。

○経済課長（向山　智章君）　今年度までは５０万円で委託しておりましたけど、２８年度から隻数も少なくなったということで４０万円としております。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　それでも、逆に私は少し多いんじゃなかろうかというふうに思います。と申しますのは、その調整港を私、実は、平生と田布施の調整港の写真を撮ってまいりました、同じ日の同じ時間です。これが平生です、約９０％、田布施は約４０％以下、がらがらです。

　実は、さらによく調べてみますと、船にステッカーが貼ってあります。こういうふうに「２７」というふうに貼ってます。これは２７年度に登録してお金を払って、許可をしたものとみます。ところが、こういうふうに「２５」というのがあるんです、「２６」もあります。これはお金を払っているんですかね、それともこの方がステッカーを貼ってないんですかね、その辺の確認をされていますか。

○議長（林山　健二議員）　向山課長。

○経済課長（向山　智章君）　毎年ステッカーを料金の納入時に、うちのほうから許可としていたしております。今のところ全部、お金のほうは全部滞納等もございませんし、ただ私どもの持ち主が貼るの忘れておられるか、船の他の場所につけておられるんじゃないかと思います。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　貼るのを忘れたというふうに言われますが、２年も忘れちょるんですかね。やはりこねぇなんは指導しなきゃいけないんじゃないですかね。免許は取ったが免許証家に置いちょるんと一緒じゃないですか。それを早急に所有者に、船の、名前も私わかっていますので、調べたらわかると思いますので、早急に２８年度、もうぼちぼち受け付けをすると思うんですが、２８年度には必ず貼っていただくようにお願いしたいですが、それは大丈夫ですか。

○議長（林山　健二議員）　向山課長。

○経済課長（向山　智章君）　２８年度ステッカーのときに、きちっとそのことも指導したいと思います。また、うちも見回り等もしたいと思います。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　それと、全くステッカーの貼ってないのが２隻ほどいました。私の目に見えないかもわかりませんが、無断停泊した場合、警察が無断駐車したように、罰金制度か何かあるんですか、それと指導的なものがありますか。

○議長（林山　健二議員）　向山課長。

○経済課長（向山　智章君）　漁港区域内、無断で停泊した場合、放置艇というような扱いになって、うちのほうがそういうふうな情報等を得たら当然指導等もいたします。また、それでも言うことを聞かれてない場合は、やっぱり海上保安庁のほうに通報するようになります。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　先ほど町長のほうの答弁から、確かに時代の流れで全国的、もしくは平生、田布施もどこも皆、私も光も調べましたし、上関もいろいろ調べました。確かに遊漁船の保有者数は少なくなっているのは、私も確認してます。

逆に、平生のほうが一律で４，０００円ということなんです、１０メーター超えても。ですから、わかりやすく言いますと、私のこの背広が４，０００円と片や１万５，０００円の背広だったら、向山課長どちら、１万５，０００円買われます。

○議長（林山　健二議員）　向山課長。

○経済課長（向山　智章君）　当然安いほう買います。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　ということは、料金の改正はしていただけるのでしょうか、どうでしょう。その辺が言われてなかったと思いますが。

○議長（林山　健二議員）　向山課長。

○経済課長（向山　智章君）　先ほど町長の答弁でもありましたように、今後見直しをいたしまして、料金等も改定していきたいと思いますし、またさっきから議員が言われるように、本当にもうこの１０年後にはどこもこういう施設はがらがらになると思います。今若い人は、５０歳以下の人で釣り船を持っておられるという方は２０％足らずなんですよ。うちの場合でも、もうほとんどの人が高齢です。調整港が始まったころは５０歳以下の方が５０％以上超えておりました。

これからはそういうふうになりますので、今後ことし策定いたしました田布施町まち・ひと・しごと総合戦略において、あの辺の、人との交流等もやっていきたいと思い、今後はあれを、建設省が道の駅というのがあるじゃないですか。その海バージョンがあるんですよ、海の駅というのが。

関西のほうから九州のほうへ船で自分で行かれる方とか、そういう方かなり増えて、広島県内には今海の駅が１０数カ所できていると聞いております。うちの施設の国交省と今後相談いたしまして、海の駅登録等ができれば、そういう方には給油で寄られるとか給水で寄られるとか、そういうようなほうも考えていきたいと思います。当然料金も改定いたします。

それと、あそこにはまた艇庫もあります、カヌーができる。そういうのも利用して、やっぱりマリンレジャーの一つの行える場所であろうと思いますので、役場としてもいろんな方との交流をできるようなものも考えて、今後調整港のあり方について料金は当然下げる方向で考えおりますので、そのときは議員の皆様も御協力よろしくお願いいたします。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　実はこれ、停泊数が少なくなったのは、平生にかなり流れているんです。田布施の方が平生に何名ぐらい停泊されているという実態を掴めておられますでしょうか。

○議長（林山　健二議員）　向山課長。

○経済課長（向山　智章君）　それはちょっと把握しておりません。うちに町外の方は２名ほど停泊されております。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　じゃ、私がお答えします。田布施から平生に停泊されている方は１５隻、１５名いらっしゃるそうです。この方の中にも、もし田布施が平生と一緒になれば戻ってきてもいいということも私聞いておりますので、ぜひその辺を早急に。先ほど早急にというのがありましたが、「早急に」とはこの４月１日なのか。来年の４月１日なのか、その辺をはっきりしていただ

いたら、その停泊している方にもそのように伝えたいと思います。「もし、変えんのやったら私はもう平生に移るぞ、早急に４月から移るぞ」という方も聞いておりますので、その辺の早急にというのがいつごろになるか教えてください。

ことしか、来年か、再来年かでもいいです。

○議長（林山　健二議員）　向山課長。

○経済課長（向山　智章君）　今後、総合的なちょっと、先ほど申しましたように考えていきたいと思います。料金だけということではなく、全体的なことも考えていきたいと思いますので、また条例改正等も伴ってまいりますので、すぐといっても２８年度中にその辺は策定したいと思っております。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　それから、先ほど田布施に町外の方が２名いらっしゃるというふうに聞きました。町外の方は１．５倍というふうに聞いております。これは噂なんで何とも言えませんが、町外の方で田布施に名義を借りて泊めているんじゃないかという噂があるんですが、ちゃんと１．５倍払われてます。

○議長（林山　健二議員）　向山課長。

○経済課長（向山　智章君）　はい、払われております。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　では、それを信用したいと思いますが、私もまた個人的にそれを調べていきたいと思います。

それから、今料金の改正をしていただけるというお約束をされましたので安心しましたけれども、実はあそこに事務員さんが２名いらっしゃいます、女性の方と男性の方がいらっしゃいます。事務員の女性の方が何度も役場の経済課のほうにも、何度もかどうかわかりませんが、料金の改正の要望をお願いしたんじゃが、なかなか聞き入れていただけなかったという話も聞いておりますので、この一般質問終わりましたら、すぐ私もそちらのほうに行って、２８年度には改正されるという方向で動かれるということを言ってもよろしいでしょうか。

○議長（林山　健二議員）　向山課長。

○経済課長（向山　智章君）　間違いありませんので。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　では、調整港の件はこの辺で終わらせていただきたいと思いますが。どうしてもお隣、平生と田布施というのは、田布施の人はそのまま周防大橋渡ったら、すぐ平生のボートパークというところにむしろ近いんですね。近くて安いということは、もう心情的にあちらのほうに変わられるのは当たり前のような気がいたしますので、できるだけ早急な形で。「もう変えんにゃ平生に変わるぞ」、という方には、私のほうから「変わるな」ということを言っておきたいというふうに思いますので、うそをつかないようにぜひ実行していただきたいと思います。この電気と同じように、やればできるというふうに確信しております。

では、続きまして、最後のシモラクのところの質問させていただきます。先ほど町長のほうの答弁にありましたように、もしこういうものをやる場合は、単独では非常に難しいと。また、場所的にも市街地だというようなことも言われましたけれども、そのままでありますと、下関の酪農センターの方はもう更地に戻して、そのまま町に戻すか誰かに買っていただけるというような形になるかと思いますが。私はむしろ、確かに地元の方の反対があるかもわかりません。ということは当然、私も思いましたので、今の現自治会長さんから前自治会長、元自治会長さんで長老さん、いろんな地域の方１５名ばかり、その話をこうこうで一般質問しますということを根回しといいますか、問い合わせてみました。ほとんどの方が、「それはいいことじゃ、何も使わんのじゃったら、あそこもきれいになるし、民家もないし、それはええんじゃ」ということを言っておられました。ただ、その言った次の日に、ちょっと待てよと、近くに小学校があるから、においがしたり、またそういうものが生で見れ

るような状況では困るということの御指摘は確かに受けました。

ということで、まだまだここ２年、３年先にどうこうというわけにはいかないかもわかりませんが、ぜひ私としては、よその市町村とお互いに連絡とろうと思ってやりますと、なかなかこれは連携がとりにくいんです。ですから、とにかく田布施がまず、まずどっかにつくる、そのシモラクがだめであれば、極端な話、田布施・平生合同斎苑で、あの左側の上が町有地がありますよね。ありますね。あそこでも逆にいいんではなかろうかというふうに思います。採算がとれないとか言っておられましたが、最初からは多分私は採算はとれないと思います。

実は、経済厚生委員会で、昨年岡山の吉備中央町にそういうジビエセンターに視察に行きました、経済厚生委員会で。確かに最初はとれなかった、でも努力次第で近くの飲食店、または販売ルートを十分に検討して努力した結果、今では採算がとれてるというふうにも言われましたので、これはやり方次第というふうに思います。その辺をちょっとすいませんが、全くないのか、それともまた別のところで考えるのか、その辺がわかりましたらお願いします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　以前から清神議員さんが、柳井の屠殺場であるところの指摘をされたり、下関でやってるジビエセンターにも行かれて、先の山本知事と一緒に行かれたということも聞いております。

一つには、ジビエセンターがこの地域でちゃんと対応していけるかどうかちゅう、これから調査していかなきゃわからない点もありますが、行政がそこまでやって、イノシシをなくすることには一生懸命するし、他の鳥獣害の被害には一生懸命取り組むんですが、下関あたりでしたら鹿肉とか、岡山もそうだと思います。そのイノシシだけの肉じゃないんです。ジビエちゅうて、野生の肉を一緒に扱ってやってる、そういうところと、この今の周南地域、この田布施含めて柳井近辺、大島まで含めて、ほかの鳥獣害の肉がちゃんと活用できるかなというのが一つ不安の材料の一点ではあるんです。

私のところも被害をしっかり見てますから、イノシシは本当悔しくてならんのですが、それをちゃんとやることによって、ジビエセンターの運営ができるかどうかちゅう不安材料が大きくあるのはそういう点。それと同時に、じゃ、シシが少なくなったら、そこはどうするんだ。ジビエじゃない他の家畜をそこでやるんかということもまた変わる。じゃ、あなた、イノシシをこの地域で飼うんかということがしいてええか悪いか。

以前島根県の津和野町で、やはりそういうシシを飼いながらやってらした方がおるが、やめられてますし、年でやめられたんかちょっと私もようわからんのですが、やめられてます。

そういった将来的な不安材料を抱えている中で今、私がジビエセンターほいたらしっかり頑張って対応しましょうという回答ようしないんですけど、しっかり研究はしなきゃいけないし、以前から言われているんで、いろんなところの話を聞きながら私なりに一生懸命やってますが、議員さんが、清神議員さんが、どうでもどうでもということを言われて、はい、そうですかというわけにいかない部分があるということだけは理解いただきたい。

それはそこまでちゃんと整理して、じゃ、イノシシ以外の食肉加工ができて、ジビエとして、その肉を十分提供できるだけの店舗はないし、流通経路にのせられるかということもしっかり研究してからでないと、なかなかその対応が難しいんじゃないかなという気がしてなりません。

今、担当の所管のほうでは、猿の肉だって、猿の肉は到底無理だよという話をしてますから（笑声）猿も非常によく出てきて困ってる、特に小行司を含めて。鹿がこっち来だしたらまた困るのという話であるが、逆に鹿が来たらジビエは可能かもわかりません。そんなもんじゃないと思いますんでね、一生懸命研究さしてください。今ここでちょいとその回答をお答えするわけにはいきません、御理解をいただきたいと思います。

○議長（林山　健二議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　理解しがたいんですが、理解せざるを得ないというふうに思ってお

ります。

では、私の参考までになんですが、実は平成１５年に狩猟免許取らしていただきました。最初は１年間は全く、イノシシの習性もわからないし、交通事故に遭ったイノシシを１頭だけ処理したのが最初でした。次の年からいろいろと、わなの改造や工夫をしますと、１年間に７１頭捕獲できました。

それで、一番多いのが、昨年が自己の記録ですが８０頭捕獲しました。ことしは昨年の１０月１９日からきょう現在まで１１０頭捕獲しました。多分これは山口県でも余りいないんではなかろうかというぐらいに、たくさんのイノシシを捕獲しました。その解体の仲間がほとんど口をそろえて言うんですが、「どうにかジビエセンターができたらのう。せめてガソリン代の一部でもなるんじゃがのう」というような状況で、ほとんどがボランティアの形でやっております。

先ほど町長が捕り過ぎてイノシシが少のうなったときにどうするんかという話もありましたが、ハエと一緒で、何ぼとっても増えてます。そのうち鹿来たら、じゃジビエセンターやるかといったら、またそのときは検討しますということになりそうなので、もういっそのこと鹿を連れてこようかと思ってるぐらい、今そういうような状況なんですが。

そうはしませんけれども、近い将来近隣の市町村と協力しながら、常にそういう目を見ていただいて、将来はこの田布施、衆議院議員もいます、参議院議員もいます、県会議員もいます、こんなそろった町はないんですよ。これでできないというのは何か、電気じゃないですが、その気になってないのかなという気もいたしますので、ぜひその気になるようにまた、検討重ねながら検討していただきたいということのお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林山　健二議員）　以上で、清神清議員の一般質問を終わります。

……

○議長（林山　健二議員）　次に、松田規久夫議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　私は、一問一答で３問の質問をします。いずれも答弁者は町長でお願いします。

それでは、第１問、情報漏えい対策と題して、マイナンバーは１月から実施され、日本国民は情報の漏洩に敏感になっている。田布施町のマイナンバー登録の進捗状況はどうか。個人情報漏えいが心配で手続をしない人、マイナンバー登録の必要を感じない人、マイナンバーに無関心な人が多いと思える。

個人情報の漏えい防止という観点から、町役場窓口業務で受付カウンターに隣と仕切る衝立が必要ではないか。他人に聞かれたくない案件では、受付窓口対応でなく別室に案内し対応する必要もあると思うが対策はどうか。町長、お願いします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　それでは、お答えいたします。

御指摘のとおり、マイナンバーなどの手続は、通常の窓口業務より情報管理について厳格な運営が求められます。

２月末現在で、町内に住民票を有する約１，１００名の方がマイナンバーの交付申請をされております。しかしながら、１日の処理数に限界がございますので、１日に２０から３０人程度を目安に申請された方に通知し、本年１月からマイナンバーカードの交付を住民係窓口に２台の専用端末機器を設置し、現在５００人程度が手続を終えておられます。

交付の際には本人の確認と暗証番号の入力など端末機器を操作して入力するようになりますが、一人で操作できるような人はまれで、多くは職員が説明しながら同時に入力していくこととなります。

２台の端末の間に簡易の衝立を設置しており、御夫婦や子どもさんなども一緒に２人以上の方が同時に申請された場合と、個人だけで申請される場合など状況に応じて対応しております。

また、入力されている間に、第三者の方が近づかれないように配慮するなどして、プライバシーが

守られるように配慮しております。

衝立の使用は、現在、マイナンバーとパスポート申請の２カ所で使用しておりますが、窓口のスペース等の現状から、これ以上増やすことは困難であります。しかしながら、情報管理は厳格な運用が求められますので、利便性とプライバシー保護との両面を勘案し、適正な運用を行ってまいりたいと考えております。

議員から、受付窓口での別室対応について御提言いただきましたが、年間に数回程度ではありますが、本人からの申出により特別な事情がある場合については、１階の会議室などを利用して個別に相談に応じております。

しかし、庁舎スペースも限られており、また、セキュリティ面から人目のない会議室にこうした重要な端末を置くことは問題もあります。このため、通常の窓口対応は基本的に端末を操作しながらの受け付け対応となりますので、端末のない部屋での受け付けは難しいと考えております。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　マイナンバーの登録については、１日に２０から３０人ぐらいの能力があって５００人ぐらいが終わったというふうにお聞きしたんですが、町長、この進捗状況は順調というふうな理解でしょうか、それともももう少し能力からいったらどうですかね。１カ月が２０数日で３０としたら二三が六百の１，２００ぐらい、もう少し進むべきか、順調というふうにお考えでしょうか。ちょっとこのあたり、お聞きしたいと思います。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　順調といえば順調だし、いや、もっとしっかり頑張って受付やって増やせやと言われれば、そうかもわかりません。１月からスタートしてるんですが、正直な話、今正式な数字は５００人ぐらいといいますが４９０何ぼぐらいです、まだちょっと５００いってないです。

議員さん、庁舎見られたら、入ったところですぐやっておりますので、よくおみえになると思いますが、結構時間等もかかっておりますし、そうはいっても担当は今アルバイトじゃないんですが将来町の中心になろうかという者を今つけてやってる状況でありますし、なかなか難しい状況。ほかの業務を兼ねながら緊急に出た端末の操作状況でありますし、マイナンバーの関係でありますので、この状況でいって決して遅れているとは思わないんですが、できるだけ早くマイナンバーに登録される方がスムーズにいくことを願っております。

○議長（林山　健二議員）　松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　僕は、制度が始まりましたんで、マイナンバーの登録の進捗状況で関心がない人ということも言いましたが、今終えられた方とか、ちょっと待っておられる方というのは、逆に関心のある方だと思うんですよ。だから、もう２カ月経ちましたんで、何もしなければ申し込みが、さっきの調整港じゃありませんけども、だんだんじり貧になるような状況じゃないか。

大きな理由は、パスポート申請に規格の決まった写真が要りますよね、マイナンバーも同様に申請に写真が要りますよね。パスポートは自己都合の申請で、ですから写真代金、写真屋でとれば１，０００数百円かもわかりませんが、この負担は耐えられる負担だろうと思うんです。マイナンバーは自己都合の申請じゃありませんので、その１，０００数百円が少額か高額かは別にして負担を伴うんで、わずかでも負担を伴う申請は、積極的な登録申請は今後望まれんのじゃないじゃろうか。と考えていくと、今ふるさと納税で、それなりに貢献してもらえれば、お返しというものがありますよね。

ですから、マイナンバーも登録してもらえれば、写真代程度は図書券になるんか何になるんかわかりませんが、負担したぐらいはお返ししましょうあるいはマイナンバーのカードをもらうときには窓口に来なきゃいけませんが、申請も窓口に来てもらって写真撮影すれば、無料で申請できますよとか、何らかのよその市町村がやってないような、独自の何か方法というのを考えてもらえれば、田布施町

も本当にマイナンバー登録を増やしていこうというお考えがあるんでしたら、何らかの対策が必要じゃないかというふうに私は考えております。このあたり町長、どうでしょう。

○議長（林山　健二議員）　川添課長。

○町民福祉課長（川添　俊樹君）　確かに議員が言われましたような選択肢はあると思います。マイナンバーカード、要するに各家庭に町が出すわけじゃないんですけど、中央のＪ―ＬＩＳという機構があって、そこが通知カードを発行するんですけれども、通知カードは必ずもう皆さんに行ってます。通知カードをもらったときに、個人番号カード申請してくださいという文書が入ってて、義務じゃないんです、これは。だから、あくまでも任意で番号カード申請したい人がするという、基本的にはそういう形です。

よく、メリットを聞かれました。メリットは、平成２９年の７月から地方公共団体等の機構とつながりますんで、それまではあまりメリットは見えないのも確かなんです。今申請されてる人は、当然関心がある人だろうと思いますけれども、利用される利用というのは、基本的には個人は認証できるかわりになることと、それからｅ―Ｔａｘなんかの税金を申告するときには必要です。それ以外に今時点ではメリットがないんで、基本的に国のほうは個人番号カードできるだけ早くというような形で多分進めているんだろうと思いますけれども、本当に活用ができる２９年の７月をめどに状況を確かめながら町としては一応対応したいと思いますので。

考え方としてはありますけれども、基本的には今申請される人が、本当にいろんなメリットがあると思われる人が申請されている状態がごく普通で自然な状態ではないかというふうに思います。

○議長（林山　健二議員）　松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　わかりました。

もう一つ、マイナンバーを含め個人情報漏えい対策は、田布施町はある程度――ある程度ちゅうちゃ言けんな、完全なものができているというふうに現時点で、情報システムは完全のものが今できてるというふうにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（林山　健二議員）　亀田課長。

○総務企画課長（亀田　典志君）　今までも御説明してきましたけど、マイナンバーに関するものについては、基幹系のシステムを使いましてやっております。今、基幹系とイントラ系という２種類でやってきて、年金機構みたいにメールでやるということでウイルスに侵されるという危険性はありません。

ですけど、国のほうはさらにセキュリティを上げなさいということで、今回は国の補正予算でセキュリティの強化対策ということで打ち出してきてますんで、それにも対応して、さらに強化していこうということで、今３月補正をお願いしようということで考えております。

○議長（林山　健二議員）　松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　私、議員になって、ちょっといつの時点か忘れましたが、マイナンバーについて国の施策などで町の支出がない方向で、このマイナンバー制度ができていくんでしょうかというふうな質問を全員協議会だったかどうかちょっと忘れましたが、した記憶があります。

この３月議会で予算書をもらいましたけども、２７年度の補正あるいはまだ２８年度は日にちがありますんで詳しくは見てないんですけども、システムの改修費とか委託料とかいうのが、非常に情報関係多いんですよね。

田布施町苦しい財政の中で、その情報漏えいがあっちゃいけませんので、その支出やむを得ないかもわかりませんが、負担の金額が多いような気がしますので、ちょっとこのあたりを指摘して２問目に移ります。

○議長（林山　健二議員）　どうぞ。

○議員（３番　松田規久夫議員）　２題目は職員採用と題して、ふるさと田布施で町民の考える安定した働く場は、町役場、学校の先生、金融機関などであり、非常に狭き門となっている。長信町長は定

数管理に基づき、多くの若い職員を採用実施してきたが、ことしの採用予定は。

町の総合戦略で若い世代の人口流出を防ぐとあるが、その対策として高校卒の職員採用をどのように考えているか。予定なしとすれば、なぜ高校卒を採用しないのか町民が納得できる理由をお願いします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　それでは、お答え申し上げます。

来年度の職員採用についてのお尋ねであります。近年、本町の職員採用につきましては、職員数の減少や団塊世代の退職などにより、高校卒の職員採用試験は土木技術に限って募集をしておりました。

今回作成しました人口ビジョンでは、若い世代の人口流出は、１０代後半から２０代前半の若年層が大学進学等をきっかけで転出し、そのまま町外で就職している状況から、「多様な働く場所の不足による若年層の流出を止める」としております。

このため、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、基本目標１「産業振興による雇用の創出」や基本目標２の「人材の定着・環流・移住の推進」を掲げて、アクションプランで具体的な取り組みを実施しております。こうしたことから、平成２８年度から、高校卒の職員採用試験を行う予定としております。

質問の中に「今年度採用は」ということでありますが、予定はしておりますが、人数はまだ決定しておりません。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　高校卒の人数は確定してないが予定がということですので、もう一つ、これも以前に言ったかと思うんですが、外国には少数のグループを優遇するマイノリティーという制度があります。それに似た考えで複数の職員を採用する場合、田布施町出身枠を設ける考えは。

田布施町出身者であれば、災害時の異常時のときの駆けつけ処理あるいは総合戦略にもありましたように、若者の地元への定着という両面で非常に田布施枠を設けるのは効果があると思うんですが、町長には相変わらずそのような考えは、どのようなもんでしょう。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　私になってから５６名ぐらい本町職員の採用しております。そのかわり、それ以上６０名以上の退職が出てるということで、数字的には職員定数が全体を確保しながら、なおかつ何ぼか足らない状況で行政運営をやってるという状況であります。

ちょうど１０年目になりますが、職員採用は最初の１年、２年ちょっとあるので約８回、８年間の続きでやってきたという状況であります。採用予定に対しての希望あるいは本町受けるに対してのことはちゃんと広報通したり、いろんな形で報告してるんですが、本当不思議なことに田布施町で受けられる方も若干いるが、どうしてもその数は非常に少ない。それじゃ田布施町枠でつうて田布施から受けたら全員採るんかと、そういうことはちょっと行政上の採用から言いますと、職務的なものを含めてできない状況があるということで、一応試験を全部受けてもらった中で随時決めさせていただいているということでありまして、できるだけ優先的に成績がよければ、田布施町枠を採っていこうじゃないかということでやってはおります。

ただ、正直なところ、田布施のここの職員の採用に向けて、志願されてくる方が少ないというのが何となく不安材料の一つでもあるんですが、せっかく優秀な職員で近郊におられても、やはり２つも３つもまたにかけて、早めに採用したら必ず次の採用試験のほうに流れていって、合格通知出しても「申しわけございません、ちょっとほかのところへ行きますから」ということ、何度もそういう苦い経験をしてきております。本当は来てほしい職員がそういう形で流れるということ、何かいい工夫を考えにゃいけないなという思いをしてます。

できることなら、田布施で育って田布施でちゃんと働いてくれる職員が本当にうれしいわけですが、

議員の皆様方にも、相談をかけられたことはあろうと思いますが、そのときにはそういった面で紹介等できればというふうに思っておりますが、あくまでも採用基準は試験に基づいての合格面接で進みますから、紹介したら採ってくれるんかというような状況ではありません。ちゃんとした成績であって採用できる、そしてできることなら田布施に住んでいる、田布施に居住するという気持ちで来てくれる職員でないと困るということでありまして。

皆さん御承知かと思いますが、今おる５０数名の中で、田布施町には大方半数ぐらいがこの地に住んでくれてるというふうに思いますので、よそから来たからよそのほうへ皆住むんだという気持ちは持っておりません。

まず試験を受けて面接で、田布施に住む気があるかないかを確認しながら、田布施に住むという条件を一つにはつけたいなという気持ちでおります。ただし、個人の問題でありますから、確定してそれを基本にはできませんが、田布施に住んでくれますかという質問は必ずして、それを一つの参考にもしながら、できるだけ若い職員には田布施から出てほしいし、田布施に住んでもらいたいという気持ちでやっております。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　枠は設けないが、田布施出身者を若干の優遇する、あるいは将来採用後に田布施に住民となってくれる人を優遇するていうふうに理解はしました。よろしくお願いします。

採用で、もう一つ、きょうも町長が報告第１号で賠償額確定請求事件のことについて言われました。以前私は、司法試験に合格した法律家の採用を提案したことがあります。職員に法律家がいれば、組織内で、この町役場内で迅速に処理が可能だと思います。

町が支払う弁護士顧問料を職員手当として給与ベースを増額すれば、田舎に住んでみたいということで、この田布施に応募する人がそのような法律家がいるかもわかりません。麻里府地区の産廃問題や新たな条例作成、今回の賠償請求事件などスムーズに事が運ぶと考えられます。行政職の採用で法律家を通常の職員とは給与ベースを、手当を変えて法律家を募集する考えはやはりお持ちじゃないでしょう。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　今そういう思いはないんですが、うちにもちゃんとした法の弁護士さんがちゃんとおられて、よその弁護士さん雇っておりません、本町出身の弁護士さんにお願いしとるという状況であります。その方に支払うと、職員として法律専門としてここへやって、用がないときは雇用外の仕事せえやと、大事なときだけ法律の頼もうと、そういうことが私の判断でできるかなと今思いながら聞いておりましたが、そういう無駄な行動はまた、それをやる試験を受けてくれる子がおるかないかという問題もあるんですが。

やっぱり法的にしっかりと勉強して法律家になる法律家の人ちゅうのは、やはり自分の動きがあって、役場の職員を兼務してそれをやると、役場の給料ぐらいでというような考えを持たれる方がおるかどうか不安ありますが、私自身としてはまずいらっしゃらないと思って、今おる、今やっていただいている弁護士の先生、できるだけ協力をいただきながら、そして役場には法科を出た子もおります。それはどういう意味で役場へ入ったかちょっとわかりませんし、またもっと目的がある仕事、あるいは法科をもう諦めてほかの仕事というのもあるんかもしれません。

そういうんで、ちょっと法科を出たかどうか私一々チェックしておりませんが、以前そういう記憶を持っておりますんで、その子は確か入ったかどうかも記憶はないんですが、やっぱり法科出た子もおるんですが。しっかりそれが自分の学んだことを生かしながら社会に出て活用してくれるという状況で、本町に入ってくれるんであれば、これほどうれしいことはないです。しっかりとその辺も今後検討はしますが、その専用としてということは、まず今のところ考えておりません。

○議長（林山　健二議員）　松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　２問目の最後の質問にします。

一般会計の収入において、自主財源は３分の１の２０億円弱であり、残りの３分の２は依存財源だ。支出においては、人件費が１０億円で自主財源の半分が人件費となっているようです。少子高齢化が進み、人口の減少による税収の減少、高齢化による１人当たりの税収の減少と……

○議長（林山　健二議員）　松田議員、何の質問になります。

○議員（３番　松田規久夫議員）　はい。

○議長（林山　健二議員）　どの辺の質問されてます。

○議員（３番　松田規久夫議員）　いやいやいや、最後まで聞いてください。僕は職員定数のこと言うんですが。ええ。

○議長（林山　健二議員）　簡単にしてください。

○議員（３番　松田規久夫議員）　それじゃ、最後だけ言いましょう。先ほど町長、約６０人ぐらいの採用をされたと。ですから、職員のもう３分の１強は町長が採用して若返ったような現状ですね。

少子高齢化で、自主財源は今後どんどん減少の方向にあります。そういう中で職員の定数管理の方向で、退職しました、それじゃ、その人数を採用していきますという形をとっていくと、田布施の財政は近い将来もたなくなるんじゃないかという私は心配があるんですが、今後も町長はその職員の定数管理という、こういう考えに基づいて採用計画は続けられていかれるのかお聞きします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　ありがとうございます、大事な質問でありますが。私になって人数確かに多く入っております。これはもうその当時の方が全部高齢になって退職されたということ。その職員のバランスをとるために再雇用等も利用しながら、うまく後についていけるようにすることと同時に、職員の中には３８歳ぐらいまでで採用できるような枠を設けながら、やっぱり年齢バランスもしっかりとっていかなきゃいけない。この辺が私が町長になって一番非常に苦慮した関係があります。一気に１０何名も職員がやめたとき、それだけの専門職でずっとやってきて、あるいは行政でしっかりやってきたものが一気に１０何名もやめた場合は、後を引き継ぐ若い職員ちゅうものが大変だと。だったらバランス持った職員体制をとっていくことも、私は行政に町として与えられた責務だということで、その辺をしっかりと研究しながら、現在進めておる状況です。

ですから、言われるように、将来職員の給与によって、この町の財政が窮地に追い込まれるということじゃなくして、その財政自主財源の確保のための施策もしっかり研究していかなきゃいけないという思いもしてますし、歳出もしっかりやっていかなきゃいけない、そういうバランスをとりながら、町は将来に向けての田布施町をちゃんと維持していけるという意味でやっていこうという思いであります。職員に限らず全てのものに対して、それはやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（林山　健二議員）　松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　人件費コストを考慮した考え方あるいは働く場が少ない田布施町で、若い人を一人でも多く残ってもらうための定数管理の考え方、この相反するようなちょっと方向性ですが大いに理解できますので、ケースバイケースで今後も単独調整が存続していくように、かじ取りをよろしくお願いいたします。

じゃ、３問目に行きます。

長期休暇の職場対応と題して、町民福祉課環境係の係長が当分の間不在でパート対応され、係員のみの業務であったと認識している。職務の中心的立場の係長の不在は、住民サービスの低下につながる非常事態であったと思える。なぜ係長の配置が実行されなかったのか。今後も長期不在の場合、役職の配置はないのかお尋ねします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　お答えします。

長期休暇の職場対応についてのお尋ねであります。

議員御指摘のとおり、今回、係長の急な体調不良等により、約６カ月間、係長不在となった係がありました。年度途中で他の係長を異動させることや、新たに係長に昇格させるということも困難な状況でありましたので、担当課長と相談し、その係長を実際に経験した役場ＯＢ等を臨時職員として雇用し、係員の負担を少しでも軽減できるよう、また、住民サービス低下につながらないように対応してまいりました。

昨年１２月からは予算編成期も控えておりましたので、課長補佐を同係長兼務として対応しております。

今後、役職が長期不在の場合、当然その補充を前提に対応いたしますが、それが困難なケースもありますので、その際には、まず、住民サービスの低下につながらないことを念頭に置き対応していきたいと考えております。

○議長（林山　健二議員）　松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　６０歳退職、再雇用の場合、管理者経験者が残られる、役職を経験したことのある退職者が再雇用で残られるケースが多いように私は感じられます。

それで、今回６カ月不在であったということで、そのＯＢを臨時雇として、僕はその役職経験のあるＯＢをオールマイティー的に、その仕事上の穴を塞ぐべく便利屋として、配置されているんじゃないかと。

それで今後も、退職再雇用者が、私の前にもおられる事務局長も候補の１人でありますが、便利屋として職場の穴を塞ぐべく配置されているんじゃないかという、そういう懸念を感じますんで、ちょっと質問をさしてもらったわけです。町長、このような便利屋的に使うということはありませんよね。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　大変言葉上ちょっと便利ちゅうような言い方したら、職員さんに対して、私は何という思いがしてなりません。

○議員（３番　松田規久夫議員）　あ、失礼しました。

○町長（長信　正治君）　再雇用はちゃんと身分を認め、町の中でも十分協議して、やはりもう少ししっかり町の行政を助けてくださいよということも込めて、再雇用を望まれる方にはお願いをしてるわけですから、決して便利的にあんたちょっと残ってやってくれやというような考えは毛頭ありませんし、またやってくれる職員は若い職員を一つ育てることも再雇用の業務でお願いしますねということで、辞令を交付して私はお願いをしております。

特に若返った職員を何とか早く一人前に１人でも対応できるようにしてもらいたい。それには役職を経験し、退職する人には力を貸してほしいという意味もあるし、本人ももう少し頑張ってということがあった上でお願いしているわけですから。無理やり再雇用を要請したわけでもないし、便利的に残らしたわけでもありません、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（林山　健二議員）　松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　大変失礼な表現をしましたと反省しております。申し訳ありません。

じゃ、最後の質問にします。長期休暇者が出た場合の職場対応ということで質問をしましたが、大事なのは長期に欠勤するような人が出ないような一歩前の対策をするほうが、出てから対策じゃなくて出る前の予防的なものが大事だというふうに思います。

それで、長期休暇者を出さない取り組みをしてほしいわけですが、町財政は大変苦しいんですけども、病気欠勤者を職場から出さない、そういう取り組みというのはされているんでしょうか。住民という外に目は向けられているのは当然かもわかりませんが、職員という内にも目を向けて、長期に休むような職員が出ないような取り組みということをしてほしいので、これを最後の質問としてお聞きします。

○議長（林山　健二議員）　亀田課長。

○総務企画課長（亀田　典志君）　長期休暇の防止策ということでございますけど、今健康面、体のほうにつきましては、毎年、健康診断、人間ドックの助成ということでやっておりますけど、やっぱり精神的な面というのもやっぱりある部分も出てきてるというのが現状であります。これはうちだけではなくて全国的な傾向もありまして、そういったことで労働安全衛生法の法律改正がありまして、労働者が５０人以上いる事業所では、ストレスチェックをしなさいというのが決まりました。

来年度の予算にも載せておりますけど、ストレスチェック、ストレスに関する質問表を労働者に配って、それに答えてもらって、それを産業医も含めた指導等を行っていくシステムをやっていくということで、その予算計上もしてるというような状況でございますので、そういったことで、まずはしっかり精神的な面の防止策についても、早めのチェック、早めの防止策を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（林山　健二議員）　松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　そのような積極的な対応をよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林山　健二議員）　以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

……

○議長（林山　健二議員）　暫時休憩いたします。

午後２時５５分休憩

……

午後３時０５分再開

○議長（林山　健二議員）　休憩前に引き続き、本会議を開きます。

次に、髙川喜彦議員。

○議員（９番　髙川　喜彦議員）　私は、本３月定例議会で、通告のとおり長信町長に３問、尾﨑教育長に１問御質問いたします。よろしくお願いいたします。なお、質問方式は、最初は一括質問、３問通して質問いたします。２回目より一問一答でお願いをいたします。

本日の３月定例会初日の午後の再開に当たって、皆さん御一緒に黙祷をさせていただきました。本日が東日本大震災のちょうど５年にあたるということでありますが、５年前のあの日ちょうど議会中でありまして、私どもは当日予算審査特別委員会で、平成２３年度の審議をしておりました。ちょうど休憩になったとき、地震の発生に当たりました。町長が大変なことになっていると、今テレビでやりよるけれども大変なことだということで言われたこと思い起こしました。テレビの前で釘づけになって、ほんとに未曾有の大災害ということ、今も思い出し、驚愕したことを思い出しております。あの日からもう５年ということですが、今日本国民の誰もが、この悲しみを新たにし、また風化させてはいけないという思いを新たにしていることだと思います。そして、復興への誓いを新たにいたします。

昨日、中学校の卒業式が挙行されました。１２８名の卒業生が中学校を義務教育を終えて巣立って行かれました。その前途を心より祝福申し上げた次第であります。本当にいつも田布施中学校の卒業式、感銘を覚え、また心から祝福をした次第でありますが、特にことしから開式前に校長室へ３名の代表が来られまして、３年間お世話になりましたと、そしてきょうは忙しい中、卒業式に出席してくださいましてありがとうございますと挨拶をし、お礼を言われて、よろしくお願いしますと言って心引き締めて私も式に参列をさしていただいたのでございます。ほんとに、蛍の光、仰げば尊しを改めて聞きながら、感銘をいたした卒業式でありましたし、ほんとに卒業生の前途を心から祝福した次第であります。

さて、質問に入らせていただきます。きょうは、難しい言葉ですが、内部統制ということ、役場の内部統制と行政の継続性の観点から、庁舎問題が今、急浮上しております。このことについて、町長

の御認識をお尋ねしたいということで質問いたしております。

皆様よく御承知のように、数年前北海道夕張市の財政破たんが報じ要られました。６３２億円という負債を抱えて、どうにもにっちもさっちもいかなくなったということから、大変衝撃を与えられました。夕張の関係者、さらに市民の苦しみというのは、本当に察して心が痛んだことを思い起こします。

また、昨年から、東芝やことしに入ってからはシャープという日本を代表する、いわゆる家電の大会社がそれぞれ経営状況が厳しいということで経営困難に陥りました。東芝では経営者の引責辞任とか、またシャープでは台湾企業の鴻海っていう会社の傘下に組み込まれたと、このニュースが大きく、日本だけでなく世界を駆け巡りました。夕張市は行政の、東芝やシャープはそれぞれの企業の中での内部統制の欠如が招いた非常に悪い、残念な事例であります。

現在本町では、役場庁舎や移転問題という重要案件が急浮上しておりますが、私は性急、拙速なそういう結果に陥ってはならないと思い、皆さんともう１度立ち止まってよく考えたいと思って、今発言を求めている次第であります。

そもそも内部統制っていう言葉は、皆さんにはなじみがないか、あるいはよく御存知か存じませんが、かいつまんで言葉の内容を説明します。内部統制とは、行政機関やまた企業の中において業務が適正かつ効率的に遂行されるよう、組織を統制するための仕組みを言います。

そして、この内部統制をしっかりすることによって、組織内で不正とか違法行為とかミスなどの発生を防ぎ、組織が有効に運営されるように業務に関する方針や規則の基準、あるいはプロセスを規定して運用をするとともに、内部統制やリスクの評価を継続的に行うことによって、この内部統制というのが確立をいたします。

役場には役場の、住民の皆さんに約束したことがちゃんと１つ１つ着実に実現されていかなければいけないし、私どもそれに関わるものは、その責任をしっかり果たしていかなきゃならんということでございます。

ただいま、冒頭で申し上げた行政の破たん、財政破たんや大企業のつまずき、こういった問題もこうしたことがおろそかにし、内部統制に照らしてよく検討すべき他山の石ということが言えると思います。

まず、内部統制の観点から、４つの項目、重要なポイントを順にお尋ねします。

町長、なぜ役場を移転しようとお考えになったんでしょうか。そこで移転という選択肢が出てくるのはなぜですか。この移転案については、まず第１は旧田布施工業高校へ移転するその有効性と効率化を明確にお示しいただきたいと思うのであります。しょせん旧田布施工業高校は学校であります。役場ではありません。しかも役場機能の全部が入れる庁舎ですと大変それはよくわかるんでありますが、町民の利便性は著しく損なわれることになるんではないかと危惧いたしております。これがまだ正式に決まったわけではありませんが、町長に私は一時的な避難ですかということをお尋ねをいたしましたが、町長は恒久的なものとすると御答弁なさいました。ほんとにそれでいいのですか。

そして、工業高校跡地の一部を県から購入するということでありますが、この購入する面積というのは一体何平米ぐらいになるんでしょうか。約１億円近いお金がいるのかと思いますが、その校舎も含めた面積はどのくらいありますか。この内部統制で大事なことは、こういう大きなお金を払って、そのお金が有効か、有効に生かされ効率化を図っていけるもんなのかという点の観点が非常に大事だということであります。

次に、内部統制の第２のポイントは、財務報告がいい加減ではいけないということです。どこやらの会社は、非常に業績がいいんだということで、財務報告を粉飾し続けたということも報道されております。既に議会からも指摘があったように、財務報告は本当に信頼されるものでなくてはいけません。執行部の説明のたびに移転に伴う金額はどんどん増えております。いまや８億２，０００万円と膨れ上がっているわけであります。しかも、その金額の大部分は、起債を充てると言われます。起債

っていうのは借金であります。これはほんとに町政にとって、今財政はあまり豊かではありません。こんな中でこんなことをしていいのかっていうことを非常に危惧しております。近隣のまちの先例を見ても、大変堅実に取り組まれています。そういうことではないと、信じたいのですが、町長は公約の財政の健全化、財政の再建、この町民に訴えられたこのことは、もう投げ出されたでしょうか。そうでないことを信じたいと思いますが。

第３は、これまで決められた役場での決めた方針や計画を守ることは大事です。これは、まず法令の遵守が大切であることは言うまでもありません。このためには、既に述べた点を丁寧に正確に議会をはじめ町民に説明されることが大切です。少なくとも、これまでの経緯は、私は議会軽視に思えてなりません。ボタンのかけ違いという言葉もありますが、それもいたし方ないと思います。私は、守るべきはこれまで決めてやってきた都市計画の方針や計画、事業、町民の血税をつぎ込んできた事業並びに、住民への説明と協力が無にされてはいけない、そのことを強く感じるんであります。

すなわち具体的には、町は現庁舎をはじめ、この田布施川沿いの地域を行政・文化ゾーンと定めてきました。たくさんの立派な道路を都市計画道路として建設をしてきました。土地区画整理事業を初め、道路や河川インフラ事業などを営々と進めてきたではありませんか。都市計画事業による区画整理事業では約３６億円の巨費を投じて、そしてこの環境を守るとともに、地権者の所有権やまた使用権等著しく制限もしてきました。そして、立派なまちづくりへの拠点をつくってきたわけでありますが、現在も道路整備など、ずっとその都市づくりの過程にあるのでございます。

私は、昭和５８年に議員に初当選をいたしましたが、さしていただきましたが、それ以前から本町のまちづくりに参画さしてただき、第１次総合計画から関わってまいりました。これは昭和５７年だったと思いますが、第１次総合計画からであります。

行政の継続というタイトルをつけましたが、この質問でありますが、そういう願いをしたのはそういう経過があって、それを今知る人がいないんじゃないかと残念に思うからであります。ここに私はきょうお持ちしましたが、これは昭和６０年につくられた土地区画整理事業のこの地域に関する整備計画を書いたものでございます。これは建設課にもあるはずです。こういうことが議会をはじめ、住民の皆さんにちゃんとこういうことでやりますということで、都市計画税もあるいは土地の所有者にはそういうことで所有権も一時その機能をとめてお金をつぎ込んできた、住民の血税もこれにつぎ込んできた、そういういきさつがあるわけです。それを無にしちゃいけません。私はやっぱり町民の皆さんの信頼をきちっとする。その意味では、私は役場、現在のこの地に建てるべきだと思うんです。

そういう観点から、私はこの質問しとるわけでありますが、何平米の土地っていうのはこの後回答があると思うんですが、このあたりでも２万平米近い土地があるじゃありませんか。現在の敷地、これは私はやっぱりこの地につくるべきだと思うわけで。大雨あるいは大津波が来たときっていうような話もちらちら漏れ聞きましたが、今の県がつくったハザードマップでも、ここはその津波の影響を受ける心配はないということであります。そういう危険地域には入っていません。

さらに先ほど触れましたように、借金で皆つくろうというような考えはしないほうがいい。これ私最近いただいたものでありますが、これは周防大島町の小松につくられた庁舎で、この庁舎は、ほんとに何年もかけて早くから計画をして、何年もかけて基金をためて、大方８０％近くを自前の金で建てて、そういうやはり堅実な取り組みが私が大事だと思うんです。

そりゃ地震はいつくるかもわからん、それに対することはしっかり対応していかなくてはいけないということは私も思います。思いますが、やはりその辺は、住民の血税を有効に生かしていけるように、また後への負担を残さんように気をつけていかなきゃいけない、これをぜひお願いしたいと思いつつ、ちょっと語気を荒げておりますが、こういうことでお訴え申し上げたいわけであります。

続いて、私の２つ目の質問に移らせていただきます。本町にはたくさんの重要文書があります。私は最近ある方に伺って、まだ所管課に聞いてないから何とも言えないんですが、この庁舎問題について、確認申請が４５年か前にあったはずで、その確認申請書は、今どこにあるんでしょうか。

局長、今お手元に例規集がありますか。どっか例規集がありますか。ありましたら、ちょっと机の上にわかるように出していいですか。副町長がお持ちでありますか。その例規集の中には条例が１４２あります。規則が１７０の規則があります。そして、告示をされた町長の名において告示をされた項目が告示が６つあります。どの種別にも分けられないというのが４つあります。その他知事の認可だとか許可だとかっていうのも含めて、以上の例規がたくさんあるわけでありますが、これを私たちはしっかり守っていかなきゃいけない。

この中で特に２番目にきょうお尋ねをしておりますのは、重要文書がどのように保存管理されていますかということをお尋ねしたいのであります。その管理者はどなたですか。もちろん責任者は町長でいらっしゃると思いますが、実際にこの文書を管理しいてる、保存管理をされている、保存年限はどのように区分されていますか。

重要で永久保存となる書類とか、年限を区切って廃棄されているとか、すぐ廃棄されるものなどそういう分類ですね、これをどのように誰がなさっておられるのか。これもちょっとお尋ねをいたします。この保存場所はどこですか。これもお尋ねをいたします。管理体制はきちんとしていますか。で、先ほど申し上げた重要文書があるんでしょうか、ないんでしょうか。これも正確にお答えをお願いしたいと思います。

以上はやはり庁舎に関して知りたいことでありますので、御答弁するわけであります。

３問目でございます。豆尾第１踏切の拡幅工事の現在の進捗状況をお尋ねします。

この踏切は、田布施駅から約１００メートル西側にあります。一昨年から国土交通省の了解をいただき整備されるとの情報がありましたが、その後どうなっておりますでしょうか。いつ完成をいたしますか。その点をお尋ねしたいと思います。

あの踏切は、もう御存知だと思いますが、他の踏切とは違うんです。どういうふうに違うかというと、駅のすぐ近く、構内からすぐのところにありますので、上り下りの線ともう１本線路があるんです。その線路の幅は、つまり渡る長さは１２メートル４０センチあります。そして幅といいますか、入るところは４メートル３３センチです。中へ行くほど狭くなるんです。そしてまた出るところに行くと戻るんです。そういう踏切であります。

そしてこれは平成２３年の４月から田布施工業高校と田布施農業高校とが統合されました。その前からぜひあれは長年の懸案だからお願いしたいということを町からも盛んにおっしゃっていただきまして、ようやっと昨年その話が出て、整ったように聞いております。ところが一向に工事は見えません。どうなっているのか。

町のほうの道路は、あそこは１０メートル近い幅に幅員に広げられてきておりますが、急にあの踏切で狭められているわけですね。これはＪＲのほうの非常にやかましい厳しい指摘もあって、ほかの踏切を廃止すればやってやるというような話もさんざん聞かされてまいりました。

私は、西の小学校のＰＴＡに関係さしていただいた昭和５１年からずっと言ってきております。ことしは昭和９１年に当たりますから、４０年言うてきました。それで、田布施農業高校のＰＴＡも１２年間さしていただきましたが、そのときも毎年のようにそのお願いをしてきた。そういうもうほんとに、言うただけの話になってきておりますが。今も田布施中学校にも４０名近い子どもさんが、あそこを渡って踏切を通って来るんです。車の離合はできません。非常に危険な踏切です。ほんとに早いこの工事完成が待たれるわけでありますが、そのことを私はあえて申し上げておきたいと思います。ちらと漏れ承ると、また話が元に戻ったようなことも聞いておりますが、その辺はどうなっておるか、お尋ねをいたします。

質問事項の第４番、今度は教育長に教育委員会の制度改革の現状についてお尋ねをいたします。よろしく御指導ください。特に教育委員会の制度改革については、どのような改革があったのか、そしてその目的は何なのか。今広島県でも大変学校の指導死って言われた新しい言葉も生まれましたけども、非常にかわいそうな話も聞いております。教育委員会の置かれておる立場っていうのも非常に大

事になってきていると思いますので、この点をひとつお尋ねを率直にさしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

では、以上を１回目の質問でお願いします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　それでは、髙川議員さんにお答え申し上げます。

まず第１点目、庁舎移転問題についてのお尋ねであります。まず、庁舎問題につきましては、平成２４年度に庁舎内に設置しました公共施設適正化配置・公有地有効活用プロジェクトチームにおいて、現在地での建て替え、旧田布施工業の跡地への移転、他の場所への移転の３案で検討進めた結果、平成２５年３月に旧田布施工業高校校舎の移転利用が最も良い案という報告が提出されました。

その主な理由は、校舎面積が広いため、保健センターの一体利用の可能性があること、財政状況に応じて建設計画の策定が可能であること、県有施設の有効活用にもつながることを挙げておりました。その報告があった後、県の予算等に対する県知事要望聴取の機会等を利用し、旧田布施工業高校跡地の譲渡や総合支援学校高等部の移転再考等について重ねて要望してまいりました。

そうした中、平成２６年度後半になって、県の教育委員会から総合支援学校高等部は、旧田布施工業高校跡地に移転するが、その規模から全敷地は必要ないため、本館については田布施町が庁舎として利用することを検討してもよいとする考えが示されたため、共同利用に向けた協議を開始しました。しかし、本館棟だけの利用はプロジェクトチームの報告書における前提条件と異なるため、県と協議を進めつつ職員の意見を集約し、また平成２７年７月に庁舎問題等検討町民委員会を設置し、変わった前提条件のもとで、再度検討、協議をしていただいた結果、庁舎問題の方向性は旧田布施工業高校の本館棟への移転という結論を全員一致で取りまとめていただきました。

移転後につきましては、メンテナンスを重ねながら、末永く使っていきたいと考えております。速やかに耐震性を確保し、町民の皆さんや職員の安全確保を図ることが私の責任であると考えております。

購入する土地の面積につきましては、現在、県と協議の中で６，７４８．７５平方メートルという数字が出ておりますが、建築基準法上、本町が取得しなくてはならないとされる日影規制区域と進入路等の共用部分の面積につきましては、今後、県の計画が進む中で県と詳細を詰めていく必要がございます。

次に、財務報告の信頼性ということでありますが、事業費につきましては、県との共同利用に向けた協議や、段差解消などの庁舎問題等検討町民委員会との要望にお答えする形にする中で変動しております。現状が、県の行政財産ということもあり、困難な面はありますが、議員の皆様方の御理解がいただけるよう、事業費の把握に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いします。

なお、庁舎整備にかかわる財源につきましては、通常地方債及び一般財源であり、地方債の元利償還金に対する地方交付税措置などはございません。したがいまして、庁舎を整備するに当たっては、できるだけ経費がかからない方法で効率的に整備してまいりたいと考えております。

次に、法令や方針の遵守についてでありますが、これまで田布施川沿いに土地区画整理事業をはじめ、各種事業を進めてきたことは、議員御指摘のとおりであります。私も庁舎につきましては、この地域に整備すべきだと考えており、旧田布施工業高校跡地であれば、継続性の観点から逸脱はしないものと考えています。

現在、県と協議し、解決しなければならない課題も抱えております。県との協議が深まっていくにつれ、今後ますます議員の皆さんや町民の皆様に説明しなくてはならないことが出てくると思いますが、その都度丁寧に説明してまいりたいと考えております。

最後に、私は全ての町民の安心・安全、生命を守るため、防災拠点の庁舎問題は最重要課題の中で取り組んでいなかければならない、全力で取り組みたいと思っております。

次に、２点目は、重要文書の文書保存についてのお尋ねであります。

これまでも一般質問で、公文書管理についてお答えしておりますが、本町におきましては、昭和３５年から文書保存規程により文書管理を行っておりましたが、平成１２年の個人情報保護条例及び情報公開条例の施行に伴い、文書の管理や保存を正確に行うため、平成２１年に「公文書等の管理に関する法律」が公布される前に、自治体で導入例もあまりなかった、民間企業等で導入されていた最先端の文書ファイリングシステムを導入することとし、それまでの文書保存規程を廃止し、田布施町文書管理規程として新たに整備しております。

その内容は、文書等の収受、処理、保存年限、そして保管、廃棄などの文書管理の全般にわたるもので、実務的な文書諸事務の諸様式、決裁の取り方、文書番号のつけ方なども多く規定しており、事務処理マニュアルの意味合いも多く含んだ規程となっております。

文書は、田布施町文書管理規程に基づいて、毎年２月に各課で大分類、中分類及び、小分類に区分し、保存年限も入った基準表を作成し、その後、総務企画課に報告し、総務企画課で個別フォルダーラベルを打ち出し、各課に配布し、各課でラベルを貼り、決裁や処理した文書を各区分に基づいて保存します。

原則、個別フォルダーで管理しますが、条例、規則や支出命令などの簿冊管理となりますが、その簿冊にもラベルを貼りつけます。保存年限は、法令などで定めがあるものを除き、１年、３年、５年、１０年、永年保存に区分しております。

毎年４月に各課の文書を文書保存箱に入れ、１階会議室に搬入し、総務企画課で区分順や保存年限別などに整理し、職員で電算室２階の倉庫に搬入しております。

管理者につきましては、各課で文書取扱責任者を置き、各課長が常に課内における文書事務の整理を把握し、総務企画課長が各課における文書事務の処理状況を管理し、改善を図るとともに、文書事務が常に適正、円滑に処理されるよう努めております。

なお、公文書管理規程につきましては、昨年４月に国が示した「行政文書の管理に関するガイドライン」などを参考にして改正を予定しております。

次に、第３点目は、豆尾第１踏切の拡幅工事の現在の進捗状況についてのお尋ねです。

この工事については、本年度町道「上定井手線」の詳細設計を発注し、豆尾踏切を含む交差点協議を公安委員会と行い、その結果を踏まえ、平成２８年１月２１日に西日本旅客鉄道広島支局と協議を行い了承をいただきました。しかし、西日本旅客鉄道からは、こうした踏切の改修の際には、同時に４種踏切の１カ所廃止をお願いしますと言われております。４種踏切とは、遮断機のない踏切を言います。

今後の予定としまして、平成２８年度に関係する建屋補償費の算定やその他の用地単価算定を決めるための委託を行うこととしております。その後、平成２９年度から建屋補償及び用地交渉に入り、用地等が解決した後に工事発注となります。

いつ完成しますかとのお尋ねでございますが、先に挙げた４種踏切の廃止や、用地交渉等がございますので、全力で取り組みますが、現在、何年とはっきりした答弁を申し上げることができませんので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、３点、私のほうからお答え申し上げました。

○議長（林山　健二議員）　尾﨑教育長。

○教育長（尾﨑　龍彦君）　失礼します。それでは、私のほうから４点目の教育委員会の制度改革の現状につきましてお話したいと説明したいと思います。

地方教育行政をめぐる、昨今の動向につきましては、教育委員会の在り方について問われるような大きな議案が次々に発生しておりまして、先ほど申し上げましたように、いじめによる自殺事案への不適切な対応等が社会問題化し、教育委員会制度そのものに対する議論となっております。

これまで、教育委員会の課題について大きく次の点が指摘されております。

１点目は、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい。２つ目は、教育委員会の審議が形骸化している。３つ目は、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない。４つ目は、地域住民の民意が十分反映されていないということです。５つ目としましては、地方教育行政に問題がある場合、国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるということです。

その結果、教育委員会の責任体制の明確化や、首長との連携等の充実を図るべく、平成２７年４月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、いわゆる地教行法の一部が改正されました。そして、次のような改革案が示されました。

１点は、教育行政における責任体制の明確化、２つ目は、教育委員会の審議の活性化、３つ目は、迅速な危機管理体制の構築、４つ目は、地域の民意を代表する首長との連携の強化、５つ目は、いじめによる自殺が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化する、以上、この制度の改革に当たっては、教育の政治的中立、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るとして、４つのポイントが示されたところです。

１点は、教育委員長と教育長を１本化した、新教育長の設置です。首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確になりました。

２点目は、教育長へのチェック機能の強化と透明化です。教育長が委任された事項の管理や執行状況について教育委員会に報告する義務や会議の議事録の作成、公開等です。

３点目は、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置し、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能となります。

４点目は、教育に関する大綱、大きな決まりごとを首長が作成して、地方公共団体としての教育施策に関する方向性を明確にすることです。

以上、教育委員会の制度改革について、改革の趣旨や目的について御説明をしましたが、次に、本町の現状について申し上げます。

１点目の、新教育長の設置につきましては、改正法附則第２条これは（旧教育長に関する経過措置）なんですが、の第１項により、本年１０月１日より、田布施町におきましては、新教育長制度へ移行する予定となっております。

２点目の教育委員会の報告や会議の議事録作成や公開等につきましては、これまでも行ってきているところでありまして、これも継続をしたいと思います。

３点目の総合教育会議の開催及び、４点目の大綱の策定につきましては、去る２月２４日水曜日の午後１時半より中央公民館会議室におきまして、第１回田布施町総合教育会議が開催されたところでありまして、田布施町総合教育会議設置要綱に基づいて協議がかわされまして、町長より、田布施町教育大綱が示されたところです。これら会議の内容や決定事項につきましては、町のホームページにより公開する予定となっております。

また、今後は、町長の示された教育大綱に基づいて、田布施町の教育の基本方針は策定されることとなります。

以上でございます。

○議長（林山　健二議員）　高川議員。

○議員（９番　高川　喜彦議員）　実は、庁舎移転については、住民の皆さんの関心も非常に強くて、私のほうへもお手紙をちょうだいしております。なぜ現在の非常に条件のいい好条件で、しかも敷地が約１万坪近い土地があるのに、今後の懸案である総合庁舎構想を目指し、集約する上においても十分に余裕もあるはずなのにどうして移転をするのか、旧田布施工業高校は、先ほどたまたまお尋ねしましたが、６，７７８平米ですか、の土地を購入してまでそこへつくらなきゃいけないのか、こういうことでお手紙ちょうだいしております。

しかも駐車場も十分確保ができんじゃないか、むしろ総合庁舎にしていく構想にも逆行しており、

その上、全国各地で建設されている庁舎と比べても非常に未来に向かった建設とはほど遠い、そういう庁舎になるじゃないか、なぜ強硬に進めるのか、その理由、なぜ現在位置ではいけないのか、移転案がなぜ良いのか、これを明確に町長もう１度お答えください。こういうことで手紙をいただいておりますので、私のお願いで、もう１度明確に町長お答えください。

○議長（林山　健二議員）　町長。

○町長（長信　正治君）　質問の中に町長が町民に対して十二分な説明と議員の皆さんに対しての説明をこれをしっかりお答えせよという再度の問いでございました。

きょう、実質、東北大震災の５年目ということとともに、２０年前、阪神淡路大震災、ともにテレビで放映され、私の脳裏の中に、あの情景が今もしっかりと焼きついております。この庁舎が、決してそれにはならないという私自身に保証がないこと。それは耐震審査で、ここはＸ軸、Ｙ軸とも０．３と０．２何ぼという数値が出ております。そうは言ってもすぐそれが地震でどうこうなるということではありません。ただ、震度６クラス、５強から６弱のクラスがきたときには、必ず影響が出るという庁舎であります。ただ、安心できるのは、この議事堂後ろ階段からこちらの議事堂は、耐震は十分クリアして、大丈夫だよという成果は出てますが、現在住民サービスを行っている庁舎側は、１、２そして上の議員の皆さんの控室を含めた３階までは、１、２階に対してその耐震補強をするためには、約２０センチクラスのコンクリート壁を正面の入り口、約２メーター分を外した以外は全部コンクリでつなぐようになってます。それが正解かどうかは私は確認はしておりませんが、耐震診断の結果、それはちゃんと。

そして今現在、正面入って、左右の住民サービスの窓口には、鉄骨の棒の約２００に近いと思います。これをブレースとして組み込まないともたないよ。それは１階と２階の一部にございます。そしてもう１点、目に実際には見えないんですが、言えば２階、３階部分の中間廊下部分は、当時吹き抜けで、実際にはスラブがなかったそうです。その部分に現在はスラブでちょうど廊下部分になってると思います。そういったものを踏まえて、本庁舎で十分もつという自信さえ持てればそれでやれると思ってたんですが、そういう耐震工事をやった場合は本庁舎の機能、住民サービスそういったものが全て失われて、それ以外は到底別に増設したりしない限り無理だと。そして、現在のこの庁舎回りも含めて、保健センター等含めて、それだけのスペースがとってあって、面積が十分あるが、それが十分がどうかということ。

その費用も今回ある工業高校は費用的には、現在数字的にはじいてる数字はまだ確定ではありませんが、それほど費用がかからないようここを建て替えたり、ここを増築したり、あるいはその改修工事をやるための全てのお金を計算したら大差がない、逆に言えば、ここはこことして活用できる可能性もあるんではないかなという思いの中から、そういう発案をして、それと同時にいろんな庁舎委員会等の意見を聞きながら、私の意見を今述べたわけです。

○議長（林山　健二議員）　髙川議員。

○議員（９番　髙川　喜彦議員）　３０秒で終わります。町長、周防大島庁舎は、今聞きますと坪が１１３万円でできたそうであります。今度徳山の周南市役所が新築をする坪１８５万円だそうで、今田布施庁舎を新築するには１１億円とか１７億円とか２０億円ということが今言われたりしておりますけど、坪１５０万円とかっていうような計算になりますが、そういうことであっては、いい加減なことじゃいけません。

私はここでぜひ最後にお願いをしときたいのは、きょうはちょっと質問の項目も多かったと思うのですが、これから決してきょうの答弁には承服しておりませんから、承知しておりませんから、ずっとこれから予算等の検討の中でもよく質問してまいりますので、ひとつ気長につき合ってください。そしてもう私は、ほんと住民の皆さんの願いに応えたいと思っておるんです。どうぞひとつよろしくお願いします。

以上のこと、ぜひ参考に含んでおってください。お願いします。まだ１分ありますか。

○議長（林山　健二議員）　いえ、ありません。
○議員（９番　髙川　喜彦議員）　どうもありがとうございました。
○議長（林山　健二議員）　以上で髙川喜彦議員の一般質問を終わります。

……

○議長（林山　健二議員）　次に、藤山巖議員。
○議員（２番　藤山　　巖議員）　それでは、まず本町の財政運営、今後どういう見通しであるのか、私は大変危惧してるもんですから、まずこの質問から御説明をいたします。

長信町長の町政を担当されまして、ことしで１０年目という節目を迎えられております。その間、逼迫する町財政に取り組んでこられまして、歳出、特に人件費がそうでありますが、歳出の抑制にはかなりのその成果が出ております。しかしながら、町税あるいは地方交付税の一般財源に対する経常経費、これは御存じのように人件費、扶助費、公債費でありますが、の割合を示す経常収支比率、これは町長が就任されました平成１８年でありますが、１０年前の１８年の前の平成１７年のデータでありますが、経常収支比率というのが９６．０％に対しまして、２６年度決算、これは９７．９％と過去１０年間で最も高い数値、これ悪い数値ですね、であります。

それから、将来負担比率というのも大変悪く、結果１９市町でいずれもワースト２位なんですね。最も悪いほうから２番目ということなんです。今議会に提出されております平成２８年度当初予算には、地方交付税の減額が盛り込まれております。今後予想されるのが、この人口減少に伴う町税収の減少であります。本町は基金も御存じのように限られております中で、本町の財政逼迫が一気にどういいましょうか、厳しい状況になるのではないかと、こういう私は心配をするわけです。

また、昨今の日銀のマイナス金利、この政策が長く続くということになりますと、本町は多額の債務償還ということを抱えておりますから、この償還ペースにも狂いが生じてくるんじゃないか、こういう私は心配をしてるもんですから、まずこのあたりから町長の御答弁をお願いいたします。
○議長（林山　健二議員）　長信町長。
○町長（長信　正治君）　それでは、藤山議員さんに対して、今後の財政見通しについてお答え申し上げます。

現在の本町の財政状況につきましては、財政の健全化度を表す財政健全化判断比率のうち、実質公債費比率につきましては、平成２２年度決算で１７．４％であったものが、平成２６年度決算で１４．２％と年々改善をしてきております。

将来負担比率につきましても、平成２２年度決算では１４７．３％でありましたのが、平成２６年度決算で１１４．４％となり、こちらにつきましても段階的に改善はしてまいりました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、平成２６年度の決算比率につきましては、県内各市町と比較しますと、本町の実質公債比率は県内ワースト３位、将来負担比率につきましてはワースト２位、そして経常収支比率、これは財政の弾力性を示す指標でありますが、これにつきましては９７．９％、ワースト２位となっております。依然として厳しい財政状況となっております。

平成２７年度の決算見込みでは、不確定ではありますが、実質公債費比率は１３．５％、将来負担比率は９９．９％で、ともに改善を見込んでおり、経常収支比率につきましては、事業費が伸びながらも地方交付税や地方消費税交付金の増収等により９６．８％と若干の改善を見込んでおります。平成２８年度につきましても、当初予算時点であり、的確に見込むことはできませんが、実質公債費比率が１２．５％、将来負担比率が９４．６％、経常収支比率は９７．９％としております。

平成２８年度予算編成方針の中に、５カ年間の収支見通しをお示ししておりますが、その見通しで試算しますと、平成３２年度には実質公債費比率は９．６％、将来負担比率は７４．２％となり、緩やかながらではありますが、改善する見込みとなっております。

国は、平成２８年度の地方の一般財源総額について、前年度を上回る額を確保したとしており、本町の平成２８年度当初予算の歳入においても平成２７年度当初予算と比較し、地方交付税は

５，０００万円の減額としておりますが、町税４，０００万円程度の増額、地方消費税交付金は７，０００万円の増額で計上しており、一般財源全体では増額を見込んでおります。

しかし、事業費の増もあり、昨年度と同様に基金から繰り入れを５，０００万円計上しております。こうしたことを踏まえますと、依然として厳しい財政状況ではございますが、近年町債残高や公債費は減少の方向で推移しておりますし、今すぐ債務の償還に大きな影響を及ぼすような状況ではないと考えております。

ただし、今後人口が減っていく中で、更新時期を迎えていく施設を全て整備をしていった場合、再び町債残高は大きく増加に転じ、過大な負担となっていくことが懸念されます。

国は、全国の地方自治体に公共施設等総合管理計画を策定するよう要請しており、本町も平成２８年度中に策定する予定としております。この計画は、人口の見通し等踏まえ、公共施設等の維持管理や更新等にかかる中長期的な財源見通しを把握し、今後の基本的な方針を記載するものです。内容はまだ未定ですが、基本的な方向性としてはこまめな維持管理により、施設の延命化を図ることや、人口に応じた施設規模の適正化を図ること、つまり既存施設の除却や統廃合等を含めて検討することになると考えております。

案ができました段階で、議会にもお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　地方交付税のこの減額につきましては、この議会も再三、将来減額がきますよということを指摘しただけに、くるべきものがきたかなという感は私自身否めないんです。今おっしゃったように、３２年度目途で、実質公債費比率が９．６％まで改善するんだと、こういうお話でありますが、地方交付税等が順調に入ってきてのこれ見通しだろうと思うんです。地方交付税は２８年度で５，０００万円、２９年度以降、現状維持、あるいはこれが増えるというようなことはないと思うんです。まだ私は減額できますよということを十分認識した上で、財政運営というものをやっていかんともたない。

それから、今話がありますように、これは２８年度の予算編成でもしておりますけれども、向こう５年間分だけ見ましても、少子高齢化に伴う税収減、あるいは社会保障費の増大、私はさらに先ほど来から議員の皆さんから指摘がありましたけれども、マイナンバーのおけるセキュリティの節に対する追加経費、あるいはさらに全く、そのまな板に乗るというか、町長のほうからも執行部のほうからも話出ておりませんが、膨大な国営圃場整備をやっている。さらにこの面積は増えるという予想なんですね。この償還ちゅうのはどうなるんですか。完成後には、当然本町も黙って、お金がありませんからちょっと後回しにしてくださいというわけにいかない。そういう等々の見通しを考えますと、今しっかりとした財政運営というのを財政計画というのを私ほしいんですけど、そうしたものを構えて、立ててやっていかないと、私は一気に悪化するんじゃないかというふうに思うんですよ。それから、今経常収支比率９７．９、県下で最も悪いのから２番目ですが、これ１００になった場合どうなりますか。答えて下さい。

○議長（林山　健二議員）　亀田課長 。

○総務企画課長（亀田　典志君）　経常収支比率については、地方交付税の算入によって、経常か臨時かということで、その比率っていうのが決まってくるわけですけど、実際に１００を超えるということもあり得ます。ですけど、その藤山議員言われるように１００に近づけば近づくほど、財政を硬直化して、柔軟性がなくなると言われておりますので、相当厳しい財政運営にはなるというふうには思っております。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　亀田財政課長が指摘してるとおりなんです。１００になりますと、まさに財政の弾力と言いましょうか、余裕はないです、これは。私は財政の面から言えば、危機的な状況に入ったなと、こういう近い現状じゃないかとこのように思っております。

そこで、最も心配されるのが社会保障費の増大なんです。これ今現在２６年度で１５億８,０００万円ですから約１６億円ですね、社会保障費、これ特会除いた分ですが。この社会保障費を将来、大体毎年どのぐらいの割合で伸びてきて、いつごろまでこの延び続けるのか、これちょっと教えてください。

○議長（林山　健二議員）　亀田課長。

○総務企画課長（亀田　典志君）　申し訳ございません。社会保障費全体で、今後の伸び率っていうのを計算しておりませんので、ちょっともしあれでしたら予算審査特別委員会等で御報告させていただきます。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　人口減少との対比というのを私は１番心配をするんです。２０５０年、３０年ちょっと過ぎてからになりますが、このあたりから今の人口、今１万五千七百何ぼじゃと思いますが、１万を切る状況となっております、人口が、本町の。そうしますと、税収ちゅうのは当然減ってくるんです、これは。もうちょっと伸びるかもわかりませんが。そうすると社会保障費までこれはまだ三十何年まで続きますからね。国が言っているのは５５年ぐらいまで社会保障費いわゆる高齢化率が上がっていくわけですから、この時点でまだ社会保障費は伸びる。ところが町税収のほうは逆に減ってく、こういう状況に陥るんじゃないかと思うんです。そうした場合に本町も慌てりゃいいんですよ。どういう慌て方をするとこういうことなんですがね。そういうことで、この人口減と社会保障費の増額、この辺を大体どの…比率と言いますか、ぐらいを目処に計画を立てて今後、今ちょうど地方創生でやっておりますが、見通しみたいなのをちょっと教えてくれませんか。

○議長（林山　健二議員）　亀田課長。

○総務企画課長（亀田　典志君）　申し訳ございません、うちで出してるものにつきましては、予算編成方針で５年間の収支見通しということでお出ししております。そこで扶助費のところについて該当してくるわけですけど、特別会計もを含めたもので、今社会保障費ということで言われておりますので、その全体の比率ということでいきましたら、ちょっと試算してみないとお答えできないというとこでございます。大変申し訳ございません。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　それからさっき町長は、実質公債費比率が３２年で９．６ぐらいまで改善するだろうと、こういう見通しを述べられました。今現在１４．２であります。１４．２というのは、相当私が当初申し上げたように改善はされている。ところが御存知のように、この町債、これがまた増え続けますと、先ほど事業費をいろいろ述べましたが、これいつこの１４．２というのをオーバーするかわからんわけですよ。例えばこれが１８％になったらどうなりますか、本町は。教えてください。

○議長（林山　健二議員）　亀田課長。

○総務企画課長（亀田　典志君）　実質公債費比率が１８％超えたらということでございますけど、これにつきましては、今起債を借りる前に許可制ということになります。今は１５％以下ですので、協議制ということでやっていると。以前は１５％超えておりましたので、県のほうに許可を得て、起債を借りるということでございます。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　財政課長は、やっぱその辺を掴んでおられるんです。まさにそうなんです。１８％になりますと、全て事業やるのは県の許可がいるんです。さらに計画書も立ててもっていかないと県は起債をオーケーしてくれません。全て自前の財源で事業をやる、住民サービスをやるちゅうことなんです。自前については、後ほどまた指摘しますがね、そういうこと考えると、ある程度自前のお金がないと、極めて厳しいような財政状況にあるということなんです。

さっき言いましたように、私は特に圃場整備の本町の町負担、たしか４％これ経済課長知っとると

思いますが４％ですね。そうしますと、これが今面積が相当増えてきてますから、このあたりの財政計画というのはどのようにみてるのか、僕はそりゃ恐ろしくなるんです。全く示されておりませんから。やれやれでいってるんです。だがこれは、私は指摘しておきますから。

そこで、これちょっと長くやると後が重要なんで困るんですが、いずれにしましても町税が伸びるというような状況にはありません。人口減少あるいは本町だけではありませんが、若い人の雇用というのは非正規雇用であります。いわゆる低賃金なんです。

さらに一方ではこの高齢者の年金、これは年々目減りの状況にあります。反面、各種税、これは介護を見てもそうです。３年おきぐらいにどんどん税の差っていうのがのしかかってきている。こういう全般的なことを収支の全般的なことを見ていきますと、いわゆるプライマリーバランスというのはほど遠い話なんです、これ。

こういうことがありますから、ひとつ支出カットした財政運営を私はしてもらいたい。いつも言うように、経済の基本ではありますが、入るを量りて出るを為す、これは今までは出るを為すの方は何とかなったんですが、入るを量るというのは全く、私は何回も指摘してきた。このほうに力がそそがれておりません。町長その辺も含めて、この項の最後、決意のほどを教えてください。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　自主財源については、もう議員の指摘のとおりであります。これをしっかり持たない限りは、町はしっかりとした安定財政が営めないという御指摘でありますが、何かにつけて私どもも、非常にその辺を考えながら進めていってる状況ではありますが、現在の景気情勢の中で、田布施町にしいて自主財源がどれだけ入るかと、そのためには企業連れて帰れよ、あるいは何かいい方法を設けて町に入る財源はないのかということを言われるんだろうというふうに思いますし、我々も一生懸命そのことについては考えながら、今進めてる状況でありますし、それと同時に歳出についても、やはり負担をかけないためにも、今後の町全体の運営については考えていかなければいけないというふうに思っておりますので。それと同時に、やっぱり歳入を自主財源歳入をどれだけやっていくかと、これは今地方創生の１つの中に、その辺を踏まえて一緒に取り組んでいきたいとこのように思っています。

○議長（林山　健二議員）　一般質問の途中で、ちょっと待ってくださいね。

本日の会議時間は議事の都合により、延長して、午後７時までとします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　異議なしと認めます。したがって本日は延長して午後７時までとします。

藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巌議員）　それでは町長、私１つ提案しましょう。２番目に挙げてるのはそれなんです。ふるさと納税制度、いわゆるふるさと寄附金制度でありますが、創設されて８年目を迎えます。昨今各自治体は、財源確保策の一環として、制度への取り組みを一段と活発化させておりまして、成果を上げてきております。

本町は平成２０年度の創設時からこれに取り組んでおるわけでありますが、積極さは見られず、今もって待ちの姿勢と言っていいと思います。

そこで、ふるさと納税専門のいわゆる専任職員を配置する一方で、農業、漁業者、あるいは町内の事業者との連携を密にする組織づくり、そしてこの組織の協力によって、多種多様な商品パッケージの返礼品というものを考えていけば、私は他の市町に負けない返礼品が十分生まれるというふうに思っております。もちろんそのインターネットの活用等も、時代に合った戦略で取り組めば、それなりの私は成果が上がるというふうに思っておりますが、これについてお答えお願いします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　それでは、ふるさと納税活用拡充と積極的な取り組みについてのお尋ねにお答え申し上げます。

まずは、「専任職員を配置し、農業、漁業者及び事業者等とも連携を密にして取り組めば、多種多様な返礼品のギフトも可能だ、さらにインターネット活用すをれば、寄附金の増額も期待できる」との御質問でございます。

本町の平成２８年度の計画として、まずふるさと納税ポータルサイトへのふるさとチョイスに登録をし、４月１日から運用を開始する予定としています。このふるさとチョイスは、全国的に最も有名なポータルサイトであることから、本町の知名度のアップや記念品のＰＲが十分に期待できると考えています。

さらに寄附者の利便性や簡素化を図るため、クレジットカードでの寄附ができるよう、ヤフー公金支払いも同時に開始する予定です。この決済システムとの連携により、申し込みから決済までをスムーズに行うことで、寄附金額の増加につながるのではないかと期待をしております。

また、これまでは記念品額を１，５００円、５，０００円としていましたが、来年度からはさらに１万円の枠を新たに設けることとしております。これにあわせてさらなる記念品の充実や事務の効率化を図るため、観光協会に記念品出展事業者の調整や記念品の選定、発送業務等を委託する予定としており、現在４月１日の運用開始に向け、出展事業者の募集や記念品の選定について協議を行っているとこです。

また、新たな試みとして、飲食店のお食事券を記念品として活用できるようあわせて準備を進めております。

以上、平成２８年度は全国的なポータルサイト、ふるさとチョイスへの加入、クレジット決済のできるヤフー公金支払いへの加入、１万円の記念品枠の新設、観光協会への業務委託、この４本柱として寄附金額を拡大に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　この寄附金というのは、御存じのようにこの自主財源にきわめて深く関係するわけですから、特に今年度全国を見てもこれ今おっしゃったふるさとチョイスですか、このデータで出ておりますが、寄附額も三十何億円とかね、相当な額に実はなっておるんです。そんだけ関心も深まってきたと、こういうふうに思うんです。

そこで、私はようやく町長がこれに力を入れてこられたかなと話を聞きまして思うわけで、私にすれば遅いなとこういうふうに感じなんですが、この今言いましたように自主財源なんです。自主財源を高めるための最も身近な、最も今取り組むべき、あるいはその成果が出るべき事業が、私はこれじゃないかと、それで各全国の市町が一気にこの二、三年のうちに取り組み始めたということではないかと、一方では地方交付税の減少ということがありますけどもね。

町長がそのちょっと自主財源のことで言いますが、これ強調するために、平成１６年度のこの自主財源比率というのが４１．２％、そして２０年が４２．９、この５年間というのは４０から４２％、私がいつも言ってる４０％をオーバーしてる、自主財源比率がね。ところが昨今どうかと言いますと、２６年度決算で３６．３、２７年度見込みでは３４．７、ここにきて急激にその自主財源の比率というのが落ち込んできてるんです。いかにさっきの私が言いますように、歳入に町長が力を入れてこなかったちゅうことこれではっきりしてるんです。

ところは出るのほうは、どんどん社会保障費から何から、今日、極めて予期せぬお金がどんどん出ていっております。出るのが激しいんであれば、入るほうも激しいように、力を込めて入るほうの量りもしっかりと見ていかんにゃいけんということなんです。

そこで、理屈をちょっと抜きにして申し上げるんでありますが、先ほどおっしゃった返礼、観光協会ですが、返礼品ついてはどのようにお考えですか。これは。

○議長（林山　健二議員）　亀田課長。

○総務企画課長（亀田　典志君）　返礼品につきましては、町内の企業、店舗も含めて拡大、これ先般も観光協会と一緒にその取り組み、商品を出してくれということ、先ほど言いましたけど、お食事券

なども取り入れて、町内循環ができるような形で拡大を毎年行っているような次第でございます。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　１問目とも関連するんですが、町長ちょっとこれ言葉を読んでみますと、「今あるものをどのように磨き直して生かすか、その取り組みを必死にやらないと地方は埋没してしまいます」これは平成２６年のふるさと寄附金で日本一になった長崎県平戸市の黒田成彦市長さんが、上梓の中で述べてることなんです。埋没するとこのままでは、地方は。町長はどういうお考えですか。田布施は埋没しない。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　埋没さしちゃ困ります。そんなことはないように、一生懸命努力をしてるし、議員の皆さんの協力もいただいてると思ってます。

町民の皆さんのために、やはり行政がしっかりとその辺の運営をしていかないといけないというのは、皆認識してると思いますから、しっかりやっていく。埋没させる気はございません。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　非常にいい答弁なんですが、私もそれはそうだと思ってるんですが、要はこのふるさと納税というのは、町長、首長の腹の中と言いますか決断ひとつなんです。やればやるほど実績が上がるんですから。まあいいじゃないかと、地方交付税もそれなりに入ってくるんじゃけえ。よそが相当結果を出した段階で取り組めばいいんじゃないかと。こういうことなのか、私はこれは想像です。町長の考えひとつこれは、この寄附金ちゅていうのは。

だから私はメリットがあるんであれば、こういうものっていうのはしっかり情報を勉強して、早くそのこういうものは着手するのが大事じゃないかと思うんです。唯一自主財源を得る、最初、１番最初おっしゃったですね、自主財源を得るためにしっかり勉強するとか何とかおっしゃったけども、これなんかまさにとりつきやすい国の制度なんです。

さっき申し上げた長崎県の平戸ですが、ここが今年度はこれはふるさとチョイスのデータですが２６億７，７００万円。トップの宮崎の都城市が３５億２，０００万円と、べらぼうな寄附金がきてるんです。それはなぜかというと、今言ったように返礼品なんです。返礼品をどうやったら田布施なりの寄附者にどういいましょうか、モテる、人気のあると言いますか、いわゆる田布施ならではの返礼品というのは見出せると思うんです。

私は交流館にもおりましたから、この地域でも特に野菜でもあるいはそれに類似した根菜類でもそうですが、極めて質がいいんです。そういうものをしっかりと農家あるいは漁業もそうです、提携して組めば、十分対応できると。その取り組みの組織づくりちゅうのがそこまで今いっておりませんから、今から徐々にのお考えだろうと思うんですが、これはもう財政課長も非常に難しいという面もあるんかもわかりませんが、徐々にそういうこともできれば取り組んでやるべきじゃないかというふうに思ってます。

今の平戸市なんですが、ここも創設当初から取り組んでいるんですが、この平戸のデータ見ても平成２２年は３０件、１２４万円、２３年は２４件、８４万円、本町と同じ待ちの姿勢なんです、これずっと。ところが、この黒田市長さんは、何とかこれを軌道に乗せて寄附金を増やしたいということで、どういいましょうか、企業がこれよく使うんですが、こちらから町長のほうからどうかっちゅうことを言うんでなくて、まず一旦、ボトムアップ方式っちゅうのがある、いわゆる若い意見を聞くと。たまたまその職員がいろんなアイデアを出してこられたもんですから、それを専任にしたちゅうんです。そしたら彼が次から次へとアイデアを出して、それからですよ、１人がてんてこまいでどんどんとこの寄附金が集まってきて、本年度初めには彼１人だったのが、よそから市長何をしとるんだと、１人に任せてるじゃないかというようなこともあって５人体制に一気にしたと。３人が正規職員、１人が臨時、１人がパート、計５人態勢でこのふるさと納税に今は対応してます。２７年度の４月に。

彼がその職員が考えついた最初のパンフです。これ、もう通販みたいなパンフです。当初は２６種

類、そのパンフに、しか載せていませんでした、返礼品のね。ところが現在は今言ったように５人体制にもうなったものですから、１１０種類の返礼品のメニューをそれに載せている。同窓会あるいは県人会、これ町内で配ってもしょうがありませんからね、そういうところに行って配付して、寄附者を集めてると。会員も３万３，０００の確か平戸、これ４０の島でなる平戸市でありますが、３万３，０００の人口を上回る３万７，０００人が今会員になってくれている。それリピーターですからね。それも几帳面に丁寧にこちらの返礼品の御案内するもんですから、予想が立つわけ、寄附金の。そこまでやる。だから二、三年のうちに取り組めば、そういう成果が出るということなんです。１番に心配されるのは、これは企画財政課長なんかあれでしょうが、地方交付税が自主財源増えれば地方交付税のほうも国のほうで減してきますから、その辺のつり合いっちゅうのがあるんですが、私は今日地方交付税がどんどん減ってくるちゅうこと思えば、これにはかなり力を注いでも、十分財政的にも成り立っていくいうふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思うんです。

それから、特に最近皆さん方が口にされておりますが、広島広域都市圏との関わりも深いようでありますから、こういう組織も利用して、そういうパンフをつくって、田布施の魅力というのをアピールして、寄附金の応募に応えてもらうということも私はできるんじゃないかと思います。そのためにはいろいろ人員的なこともあるでしょうが、本気で取り組んだらその辺は何とかなるんではないかっちゅう気もしますから。

それから、先ほど来からちょっと言っておりますが、この納税に対する専用サイトをいうのは、さっきはふるさとチョイス、ここも平戸もふるさとチョイスで、ところがそのほか「ふたくす」とか「ふるなび」とか「さとこ」とか、たくさんのどういいましょうか、専用のサイトが運営会社によってあるわけですが、もっとも老舗と言いましょうか草分け的なのが、ふるさとチョイスでありますから、企画財政課長が申しましたように、これを大いに活用して、また、これからも智恵をいただいて、ひとつ早くこれを軌道に乗せて、田布施のよさというものを地域にＰＲして、寄附金のアップにつなげてもらいたいとこのように思うんですが、町長いかがですか。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　ありがとうございます。うちもこの辺はしっかり目を向けていくということで、今、少しだけですが、前に進んでおりますので。問題は先ほど質問されました返礼品だろうというのが、今、このカタログを見たらつくづく感じました。ありがとうございました。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　そりゃ相当充実をしております。

それから、この寄附者に対する税の控除額ですが、これもこれ企画財政課長御存知でございましょうが、１割から２割になるということもあります。それから、特に２８年度の税制改正では、企業版のふるさと納税ということも国は税制改正で行うということ言ってます。このほうは返礼品は認めないとこういうことですから、これはもう企業のほうはその余り手をかけませんから、私は企業向けにもそういう案内版をつくって配ったらどうかと思う。せめて私は町内の企業さんを回られて、お宅も町外におられる工場なり事業所なりに１つ御協力をというんでもいいと思うんです。さしむき東京、大阪に行く出張旅費がないんであれば、ひとつそういうことも私は申し上げておきますから、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の項目にまいります。城南地区の地域振興策であります。城南地区は、少子高齢化により、近年就学児の子どもの数が減り続けておりまして、再来年、平成３０年度、城南小学校へ入学する児童数はいよいよ一桁と言いましょうか、今まで十何名だったのが９名になるということであります。それ以降どうかといいますと、増える要素はありませんで、一桁で推移するとこういう状況であります。

言ってみれば、これは本町もこういうふうにならなければいいがなという１つの暗示をするような数字なんでございますが、とにかく今のうちにこの城南地区の対策、人口減、児童減の対策というの

を講じなければ、これ大変なことになるんだと、こういう思いがいたします。ひとつ住みやすい城南地区の地域振興策というのは待ったなしでありますから、町長このワンブロックの話ではありますが、ひとつどのようなお考えを持っておられるのかお尋ねします。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　じゃあ３点目の城南地域振興策についてのお尋ねであります。

城南小学校は平成２５年度までは児童数が微増していましたが、その後減少傾向にあります。全国的に少子高齢化が進んでおり、田布施町の人口も減少傾向にあります。

しかし、土地が安価で鉄道が通っていて、周南、広島への通勤圏であり、ミニ住宅団地もでき、他市町よりは減少が少ない状況にはあります。全国で人口減少の抑制のため地方創生総合戦略の策定が進み、本町においても昨年１０月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、本年度より平成３１年度までの５カ年間の具体的な取り組みを実施しているところでございます。

具体的な取り組みには、城南地域に限定した取り組みはございませんが、子どもさんが地元に帰ってきていただくことが１番の方策と考えております。昨年４月より、２年間限定で親元近居応援事業や子育て世帯住宅取得応援事業を実施しており、また、平成２８年度より、山口県が３世代同居・近居事業を推進予定であり、この事業の協議会への参加や県事業への協力を行う予定としておりますので、城南地域全体で取り組みを実施いたしたいと考えております。

また、空き家の実態調査を平成２７年度で実施し、平成２８年度に空き家の改修費及び家財道具の移動費の一部を助成することも予定しております。補助することも予定しております。

さらに、光ファイバー網の整備を進め、サテライトオフィス用の空き家確保を行い、企業の誘致を図っていく予定にしています。

企業誘致や移住・定住の促進には、たぶせＩＪＵ推進協議会や田布施倶楽部との連携、取り組みが必要であり、また受け入れ地区との調整が必要になってきます。その他婚活イベント、新規就業者促進事業や創業支援事業など多種多様な取り組みを実施していきますが、全国でも同様に取り組みが進んでいる中、移住者等を増やすために田布施町にゆかりのある方に声をかけるなど、田布施町のよさを広めてもらい、受け入れ体制がある地域に移住してもらうことが人口減少抑制につながると考えています。

議員の御質問にあります、城南小学校の再編統合を回避するためにも、城南地域におかれましても取り組みをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　地域がみずからこういう問題に取り組むというのは最もベターかもしれませんが、行政なくして地域も動けません。その辺のサゼッションというか方向づけは、やっぱり行政が町長なんかが中心になって、やはり示さないと動けないんです。

それで、広島県なんかの山間をみてもそうでありますが、今日コンビニとかあるいは産直の店です。これはまさに人が集まりまして、地域の活力になっております。私も現地に広島のとこに行ったことございますが。今では疲弊する地域の救世主といいましょうか、そういう存在です。というのは、それだけで地方にあった店がそれぞれ高齢化、いろいろな事情があるでしょう、減ってきているということなんです。しかもプラス車社会、こういうことなんです。

それで、城南公民館の県道沿いに公民館周辺の県道沿いに町有地も私あると思ってるんですが、今スポーツクラブやってますが、あの周辺を私は指して言うんですが、ここにコンビニを誘致すると、そして一角にこの地産地消といいましょうか、産直のコーナーを同時に設けると、その業者と一緒でもいいんですが、その辺は進め方次第でありますが、その辺お考えはお持ちでないですか。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　今の段階で今初めて、あそこの場所等聞いたんですが、考えておりません。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　コンビニもどうかということは通告に入れておりますが、その考えもございませんか。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　正直言うて、城南も店舗等もあって商店街、今皆なくなってきておりますので、考えてもあれだろうと思いますが、コンビニの場合に、やはりそういうやる方がいらっしゃれば非常に助かるんですが、今現在本町のコンビニ、いろんなのがあるんでしょうけど、皆町が直接かかわっとるというのはなしに、「来てくださいよ」という要請はできるんかもしれませんが、直接の運営はそれぞれ個人のそれぞれの方が運営されているとこのように思っておりますんで、藤山議員さんでもやっていただけますと非常に助かるんです。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　町長、笑いじゃないんです。誘致はどうですかって言ってるんです。コンビニエンスストアちゅうのは業者がやってるんですよ。

○町長（長信　正治君）　そうです。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　それを誘致するのはどうですかって言ってるんです。

○町長（長信　正治君）　誘致ということはやはりそこの地域にちゃんと乗り出してくれる業者じゃないと意味ないわけですから。それをやはり地元の人が支援するということがない限り、ただあそこにコンビニ建ててください、あそこに事務所をつくってくださいと誘致しても、それが「はいそうですか」ちゅうてやってくれるとは私は思いません。やはり地元の人が私も一緒になって協力するからここへ誘致してやりましょうよという形でないと。町が誘致したって地元の協力がなかったらコンビニとかああいう商店はほとんど。現在にあそこにあったお店さんも高齢になられてやめた方もいらっしゃるが、ほとんどという今店舗がない状況であります。そりゃあしっかりと上手言うて来てもらってもいいいけど、それはちょっと誘致する場合に、非常に危険を有する誘致になってしまうような気がしますし、今の段階ではありません。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　極めて後ろ向きな答弁でありますが、ＪＲ田布施駅前から岩田駅、約６キロあります。この間、美理容店、ガソリンスタンド、これは昭和の半ば以降今日まで変わっておりませんから、これちょっと数に入れておりません。いわゆる日々の日常の日々の生活において欠かすことができない雑貨、八百屋とかそういうお店でありますが、これが近年減ってきておりまして、今まで１２軒あったものが、今日ではどういうことかと言いますと、お寿司を中心とした食事どころが１軒、鮮魚店が１軒、お酒店が２軒、２軒と言っても１軒は三輪市の旧道、県道ですね、ここに１軒、私も時々買い物に行くんですが、１軒ですから、これは周辺の集落のと言いましょうか、まち中の人だろうと思いますから、実質は３軒かもわかりませんが、４軒にしましても、１２軒あったものが４軒、３分の１に減ってるんです。砂田交差点から岩田の駅前交差点まで、数えてください。美理容店、ガソリンステンドは変わりません。

　この今のこの質問は、実は若い人から指摘されまして「コンビニがあるといいですな」と、私は２回、２人からと言っていいんですが、若い人からこの話を受けました。さっきおっしゃるように、地元とのバッティングっちゅうこともありますから、この辺は特にお酒ですよ。考えて協議しないとバッティング商品を扱ってはちょっと問題も起きますから、その辺はちょっと注意もあろうと思いますが、十分距離が必要と思いますが。こういう状況でありますから。それから、しかも瀬戸バイパスが開通するということになると、このこれ県道何ていうんですか下松上関線ですか、これ建設課がご存じですが、この交通量というのも減りはしません。増えてきます、当然、瀬戸バイパスが開通しますと。そうするとこの６キロ間に、ちょっと寄ってお買い物ということがないんです、場所が。今現状では。よう考えてみてください。ありはしませんよ。だったら私は、その城南の農協支所というの

がありますが、これも１つのこれを設けるためには、相談もしなくちゃいかんと思いますが、１番いいのはやはり、お買いものをされる半分は車ということも念頭にすれば、あの県道沿いというのを何とか確保して、そして町有地であればその借地料も多少、すぐというわけにいかんでしょう、５年以上ぐらいから借地料も払ってもらうっちゅうような計画でいけば、私は何とか地域のためにもなるんじゃないか。あるいは商売も成り立つんじゃないか、そこに産直の１つのコーナーを設けてもらうということをすれば、非常に町長が心配するほどのことじゃないんじゃないかと思うんですが。もう１度その考えはありませんか。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　ほんとにそういう町内起業をやってくれる業者さんとか地元の方がおれば、それはお話はできるかと思うんですが、今の状況から言いますと、私もよう上関の町長から言われます。わしゃ再々言うけど誰も来てくれんいやと。うちんとこよりかはるかに城南地域、通行行きどまりじゃけえじゃろうがちゅていうて冗談言うたんですが。上関もコンビニがない町であって、だから今度は町がつくったけえいいんじゃないですかちゅたら、そりゃコンビニがなきゃやっぱり若い人はコンビニほしいちゅて、夜でも買い物ができるとこがないじゃないかと。城南地域のあそこにコンビニエンスストア等つくって、しいて採算性がとれるかということになると、よっぽど慎重にお話を出さないと、何ぼ町有地をお貸しします、どうぞ自由に使ってくださいと言うて企業さんあるいは業者さん呼んでかなうかちゅうと、私は今の段階では、不安のほうを抱えております。１８８号線には２軒ぐらいできましたし、向こうの田布施でも結構コンビニエンスストアつくっておられるし、やってらっしゃるんですが、車社会の時代でどうしてもそれがオープンできて、それでそしてお互いに苦しい目をしてしまうという状況の中において、今の段階でコンビニ誘致とか、そんなちょっと私はちょっとようやりたくないなという気は持ってます。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　町長その話は極めて、冗談で話した冗談の話です。そりゃ心配されてるように、町長も僕に言われましたが、上関に海の駅か道の駅ができましたが、あんなとこへつくっても客は行きはせんよと私もひとつ首をかしげましたが確かに無理かなと、あるいは大和町の何とかの里ちゅうんがありますが、これも私は心配しました。

ところが、今は予期せぬ記録的な売り上げを伸ばしております。これはまさに車社会の今日の生活の状況だろうと、新鮮なものを求め、安全なものを求めている。そういうことを考えますと、今大和のあの直産の店に城南地域から何名の方が品物を納めておられるというふうな話も聞いております。そういう人を城南の今言ったコンビニの一角に設ける直産センターに商品出店してもらうということも、地場産業のためにも私はなると思うんです。これは、町長、あんまり寝ずに考えんでもいいから、ひとつ真剣に一方では、地域振興のために真剣に考えてもらいたいと思うんです。

それはきりがないんです、考えれば。こういう時代ですから。私はこれも若い人から言われたんですが、さっき６キロと言いましたね。田布施岩田駅間。城南駅、ＪＲ城南駅も私は不可能じゃないと思っている。それどういうことかと言いますと、昔は山陽本線、私現役時代にあさかぜ、ブルートレイン大変お世話になった。ところが今ブルートレイン１本も走ってないんでしょ。山陽ローカル線ですよ。広島駅からこっちに向けて駅が幾つできましたか。そりゃもちろん団地ができたっちゅうこともあります。そのあたりの説得の仕方。私は岩国空港行くか、新幹線に乗るか、新幹線に乗るかちゅうのは田布施駅からじゃないんです。城南駅につくれば、徳山までの行く時間も非常に短縮になる。決して私は今山陽本線という認識はありません。山陽ローカル線です。ここにプラットホームだけつくってくれればいいんです。駅舎は町有林の間伐材でつくってもどうちゅうことはない。要は駐車場がいりますがね。そういうことも入れれば、この城南地域の振興ちゅうのは、かなり私は振興策というのは、効果が出てくると思う。若い人が寄ってくると思うんですよ、私は。もちろん高齢化も進んでおりますから、何とか若い人を引きつける城南地域にしなくちゃいかん。早くはありません。むし

ろ私に言わせれば遅いんです。ひとつ最後の決意を。

○議長（林山　健二議員）　長信町長。

○町長（長信　正治君）　ＪＲ城南駅をつくれっていうのは、私も以前聞いたことあるんですが、それは藤山議員も御存知だと思います。あそこの榎本さんというもう亡くなられましたが。私が四十何歳のときに区長やったときに、あの方が駅つくれという話がございました。まだあのころは今と違いまして、お店もあったり、今の城南学園さんが通う人が結構おって、若い、学生も小さな子どもも逆に入ってきた時代だった。

今は学園の子たちも、正直言うて、はあ成人者ばっかりです。未成年はおりません。そういう状況で今学園も運営されております。そういった意味も含めて、何とか城南を活性化しなきゃいけないというのは私も同じ城南の住民でありますからよくわかっております。

ひとつ今から城南に向けて対応していきたいなっていうのは、基盤整備は藤山議員さんところも宿井川もできちょるし、そこはただつくっただけで、生産するだけじゃだめだ。あれを必ず生かしていく方法を城南の活性化にもしたいなという気持ちは今も以前からも話したことがあります。圃場整備で将来借金が残るんじゃないかっていう話が出ましたが、そんなことありません。ちゃんと生かしていく方向を、これはできてくるというふうに思っています。

それはまた議員さん方、地権者の方、一体となって物事進めないとできない。そこにやはり地域活性の１つの基盤ができてくると。店舗を持ってきたり、コンビニを持ってきたり、駅持ってきたりっつうのも１つの手だろうとは思いますが、１番早いのはやはり地域の皆さんが一体となってやれること、これがやはり１つの城南地域の活性の１つであろうという意味で、答弁の中でも頭の中にも城南地域の課題ということで申し上げておりました。

以上です。

○議長（林山　健二議員）　藤山議員。

○議員（２番　藤山　　巖議員）　圃場整備はまたの機会に私が言います。これは大変簡単にはいかない問題です。経済関係の方には大変御無礼なんですが、やはり城南地域も極めてというか、文化面でも重要なところです。私は、ある人に申し上げておりますが、富永有隣の館といいましょうか、あるいはあそこの居宅跡周辺の整備というのを私は今強く申し上げております。そういう経済は文化のしもべということを言うたら経済の方は意に介せんもわかりませんが、やはり文化がないと人は集まらない、そういう面も含めて町長、城南地域の振興策というのをしっかりと考えてもらいたい。

以上で終わりにします。

……

○議長（林山　健二議員）　以上で、藤山巖議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。暫時休憩します。再開は５時。

午後５時０７分休憩

……

午後５時２０分再開

○議長（林山　健二議員）　休憩前に引き続き、本会議を開きます。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第６．議案第１号
日程第７．議案第２号
日程第８．議案第３号
日程第９．議案第４号
日程第１０．議案第５号
日程第１１．議案第６号
日程第１２．議案第７号

日程第１３．議案第８号
日程第１４．議案第９号
日程第１５．議案第１０号
日程第１６．議案第１１号
日程第１７．議案第１２号
日程第１８．議案第１３号
日程第１９．議案第１４号
日程第２０．議案第１５号
日程第２１．議案第１６号
日程第２２．議案第１７号
日程第２３．議案第１８号
日程第２４．議案第１９号
日程第２５．議案第２０号
日程第２６．議案第２１号
日程第２７．議案第２２号
日程第２８．議案第２３号
日程第２９．議案第２４号
日程第３０．議案第２５号
日程第３１．議案第２６号
日程第３２．議案第２７号
日程第３３．議案第２８号
日程第３４．議案第２９号

○議長（林山　健二議員）　日程第６、議案第１号専決処分の承認について（平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第５号））から、日程第３４、議案第２９号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更についてまで、２９件を一括議題とします。議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信　正治君）　それでは、本日提案いたします２９議案の概要について御説明申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、私の平成２８年度の行財政運営全般にわたる所信の一端を申し上げます。

私にとりましては、本年度は町長として１０年目の節目となります。この１０年間、我が国や本町を取り巻く状況は大きく変化してまいりましたが、さらに今日の我が国は内外ともに多くの重要な課題や問題に直面しており、それらに対処するため、国においても、また地方においても大きな転換を迫られる状況にあると認識しています。

近年、本町の財政状況は、改善の方向にはありますが、県内他市町と比べると依然として厳しく、これまでと同様、健全な財政運営を念頭に諸事業を進めていくという立場には変わりございません。

反面、今未来に向けた取り組みをしなければ、人口の減少は続き、産業をはじめとして地域の活力は失われてしまうという危機感は、国と全国の地方自治体が共有しております。

本町では昨年度、人口減少問題の克服を主眼において、「田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、すでに諸施策を展開しております。全国的にも同様の取り組みは進めているところですが、特に「しごと」という面におきましては、本町の場合は現在、国営圃場整備事業が進められており、大きな産業基盤ができつつあります。将来に向けまして、そうした他の自治体にはない強みを生かした事業展開を図ってまいりたいと考えております。

また、「ひと」という面におきましては、子育てカフェや田布施町ＩＪＵ推進協議会など子育て支

援や移住定住促進に向けた新たな取り組みについて、当初予算にも計上しております。加えて現在、関係課において、町独自の社会保障施策を展開できないか、研究・検討してるところでございます。本年度中には、正式な報告があると思いますので、私が効果的であると判断した場合には、追加して予算計上したいと考えております。

一方、財源には限りがあり、足下に目を向けると、庁舎をはじめ、公共施設は老朽化しております。特に庁舎は、災害時に町民の皆さんの命を守るため、防災拠点となる施設であります。本町は、南海トラフ地震が発生した場合、震度６弱以上の揺れが予想される「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されております。東日本大震災の教訓を踏まえると、楽観的な予断は厳に慎むべきであり、一刻の猶予がないと考えるべきだと私は思います。

まちのことを考えるにあたって、私には責任があります。従来のように町民の皆さんの安全・安心な生活を優先しつつ、新たに未来に向けた取り組みも進めていかなくてはなりません。現実的には、これから人口が減っていくと予想される中で、こうした取り組みを両立させるために、効率的な方法により工夫を凝らして実施していく必要があります。

身の丈を考え、町民の皆さんや将来の世代にできるだけ負担がかからない方法で、なおかつ有効的に諸事業を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案の概要について説明申し上げます。

まず、議案第１号は、地方自治法第１７９条の規定により専決処分いたしました、平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第５号）について承認をお願いするものであります。

内容は、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員に欠員が生じたため、３月１５日告示、３月２４日投開票という日程で行われる選挙費用であります。

歳入には、県委託金７９万４，０００円を計上し、歳出では投開票立会人等の報酬、職員の時間外勤務手当、事務用品などの選挙費用として８２万８，０００円を計上し、予備費を３万４，０００円減額して、歳入、歳出それぞれ７９万４，０００円を追加補正し、予算総額を５７億５，２８３万円としたものであります。

議案第２号は、昨年１２月３１日付で専決処分いたしました、田布施町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、承認をお願いするものであります。

改正内容は、昨年１２月１８日に示された、平成２８年度与党税制改正大綱において、地方税分野における個人番号及び法人番号の利用の取り扱いの一部が見直されることになり、本条例も同様に町民税の減免申請及び、特別土地保有税の減免申請について、個人番号の記載を不要としたものであります。

議案第３号も同じく１２月３１日付で専決処分いたしました、田布施町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止する条例について、承認をお願いするものであります。

昨年の１２月議会において、番号法の施行に伴う個人番号の記載に関する事項を定めるため、田布施町介護保険条例の一部を改正する条例を議決いただき、公布いたしておりましたが、１２月１８日付で平成２８年度与党税制改正大綱が示され、地方税における減免等については、個人番号の記載が不要となりました。そのため、このことについて改めました、田布施町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止したものであります。

次に、議案第４号は、平成２８年度田布施町一般会計当初予算であります。予算総額は５７億７，２００万円で、前年度当初予算に比べ５．７％、３億１，０００万円の増額であります。

まず、歳入について主なものを説明いたします。町税は、景気回復に伴う法人町民税の伸びや、固定資産税の増額等を見込み、前年度に比べて４，０６１万円の増額となる１６億７，８０６万５，０００円を計上しております。

次に、地方消費税交付金でありますが、地方財政計画の伸び等による７，０００万円の増額で計上

しております。
地方交付税につきましては、普通交付税は前年度より５，０００万円減額、特別交付税は前年度同額として全体で１９億８００万円を計上しております。
国庫支出金は、臨時福祉給付金事業や保育所運営費、社会資本整備総合交付金等により、前年度に比べ１億３，８９７万８，０００円の増額となる７億１，９３１万９，０００円を計上しております。
県支出金は、多子世帯保育料等軽減事業や再生可能エネルギー等導入推進基金事業、参議院議員選挙委託金等により、前年度に比べ５，７０４万７，０００円の増額となる４億４，０８７万５，０００円を計上しております。
財産収入は、県道平生港田布施線拡幅にかかる町有地の売り払い１８２万１，０００円のほか、オラレ誘致に伴い周南市から事務委託金１６３万１，０００円を計上したこと等により、前年度に比べ３４８万１，０００円の増額となっております。
町債は、地域防災センター整備事業の計上等により、前年度より２，６１０万円の増額であります。
次に、歳出について主なものを説明します。
総務費は、給与費改定に伴う増額のほか、庁内イントラネットに係るソフトウエア使用料の増、また本年度から企画費の中に、「まち・ひと・しごと創生費」を設け、関係経費を整理し、そのうち多子世帯保育料等軽減事業が増となったこと、その他参議院議員選挙費の計上等により、前年度に比べ３，０７３万４，０００円の増額となる７億４，２８１万４，０００円を計上しております。
民生費は、臨時福祉給付金事業の大幅増や法人保育園委託料の増額等により、前年度に比べ１億１，４３６万４，０００円の増額となる１９億３，６４３万５，０００円を計上しております。
農林水産業費については、多面的機能支払交付金や農業水利施設整備事業負担金、尾津漁港海岸保全事業の増額等により、前年度に比べ１億８２３万１，０００円の増額となる３億２，５５９万２，０００円の計上であります。
土木費は、前年度に比べ８，４８２万９，０００円の増額となる６億１，７２１万７，０００円を計上しております。これは、道路橋梁点検委託料と詩情公園整備事業の計上、その他、町道改良事業や橋梁改修事業の増額等によるものです。
消防費でありますが、県道平生港田布施線の拡幅改良工事に伴う、消防団第３分団の消防機庫整備事業と、浜城地域に設置予定の、地域防災センター整備関連経費の計上等により、前年度に比べて４，７０８万２，０００円の増額となる２億７，８２０万２，０００円を計上しております。
教育費につきましては、田布施西小学校と城南小学校の屋内運動場非構造部材耐震化事業が完了したこと等により、前年度に比べて５，８７０万７，０００円の減額となる５億３，６９０万１，０００円の計上であります。なお、本年度は、保健体育費にスポーツセンター第１体育館の太陽光発電等設置事業と非構造部材耐震化事業を計上しております。
公債費は、過去に借り入れた起債の償還が終了したこと等により、前年度に比べ１，３３６万５，０００円の減額となる７億２，７４４万７，０００円を計上しております。
議案第５号から議案第８号までは、特別会計の当初予算であります。
まず、議案第５号の国民健康保険特別会計ですが、保険給付費や介護納付金の減額を見込み、前年度に比べ２，４５２万円の減額となる２２億９，８１７万８，０００円を計上しております。なお、歳入につきまして、共同事業交付金等の減額が見込まれるため、基金繰入金３，０００万円を計上しております。
次に、議案第６号の下水道事業特別会計であります。前年度に比べ５，６１４万１，０００円の増額となる９億８４万５，０００円の計上であります。主な増額原因は、旭・高塔地区の管渠整備事業の実施や中央雨水幹線整備事業の増額であります。
議案第７号の介護保険特別会計は、地域密着型介護サービス給付や施設介護サービス給付等の保険給付費について増額が見込まれるため、前年度に比べ８，０７９万３，０００円の増額となる１４億

８，６３７万６，０００円を計上しております。

議案第８号の後期高齢者医療特別会計は、システム改修事業の完了や職員給与費の減額等により、前年度に比べ１，０３２万８，０００円の減額となる２億４，２５８万１，０００円を計上しております。

議案第９号から議案第１３号まで、平成２７年度の各会計に係る補正予算に関するものであり、歳入財源の確定見込み及び各事業の終了見込み、また国の補正予算に伴う事業の追加計上等により、所要の補正を行うものであります。

議案第９号は、一般会計補正予算であります。２，０６４万４，０００円の減額補正をし、予算総額を５７億３，２１８万６，０００円とするものであります。

まず、歳入ですが、町税は、景気回復等による法人町民税の増収見込み等により３，４９７万円増額としております。

地方消費税交付金につきましては、収入状況等により３，０００万円の増額をしております。

国庫支出金は、国の補正予算に係る情報セキュリティ強化対策事業６２５万円の地方創生加速化交付金４，０２６万１，０００円の追加計上をしましたが、事業費見込み等により、児童手当交付金や海岸保全事業等が減額となったことにより、全体では１，０９２万８，０００円の減額となりました。

県支出金は７６０万円の減額補正であります。地域子ども・子育て支援事業や海岸保全事業等の県補助金の減額によるものです。

町債につきましても７，２５０万の減額補正であり、事業費見込みによる補正であります。

次に、歳出ですが、まず総務費につきましては１億６５４万４，０００円の大幅な増額補正としております。これは、国の補正予算に係る情報セキュリティ強化対策事業５，４５２万７，０００円、地方創生加速化交付金事業４，１２６万１，０００円を計上したことによるものであります。

民生費は、児童手当や延長保育促進事業の事業費見込みにより２，６１０万６，０００円の減額補正です。

衛生費は、予防接種やがん検診事業等の事業費見込みや、周東環境衛生組合負担金の減等により４０５万５，０００円減額補正しております。

農林水産業費は、農業水利施設整備事業負担金や尾津漁港海岸保全事業の事業費見込み等により３，９６１万１，０００円の減額補正です。

土木費は１，６５２万円の減額補正であります。これは橋梁改修工事や街路事業負担金の減等によるものです。

教育費につきましても３，３１４万４，０００円の減額補正であり、田布施西小学校と城南小学校の屋内運動場非構造部材耐震化事業や埋蔵文化財発掘調査等の事業費見込み等によるものであります。

議案第１０号から１３号までは特別会計に関するもので、いずれも事業内容の確定または見込み額に伴い、所要の補正を行うものであります。

なお繰越明許費を計上しておりますので、御説明いたします。

まず、一般会計繰越明許費でありますが、情報セキュリティ強化対策事業を５，４５２万７，０００円、地方創生加速化交付金事業４，１２６万１，０００円、都市計画道路網見直し事業２９８万１，０００円の３事業、合わせて９，８７６万９，０００円の計上であります。

次に、下水道事業特別会計の繰越明許費につきましては、公共下水道事業として１，９７５万３，０００円を計上しております。

以上が、予算関係議案についてであり、引き続き、条例その他の案件について御説明いたします。

議案第１４号から議案第１７号までの４件は、人事院勧告及び山口県人事委員会勧告に準じて実施する特別職及び一般職の給与改定等に伴う条例改正であります。

まず、議案第１４号では、町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例であります。改正内容は、期末手当支給割合の改定であります。議案第１６号で説明いたしますが、平成２７年度人事院勧告等において、一般職員の平成２７年度の勤勉手当が年間０．１月分引き上げられたことに伴い、

国の「特別職の職員の給与に関する法律」で規定される期末手当支給割合も年間０．０５月引き上げの改定がなされました。

町長等及び町議会議員の期末手当については、これまでこの法律に準じて支給割合を定めてまいりましたので、今回も国に準じ１２月期の給与割合を０．０５カ月引き上げ、期末手当の年間割合を３．１５月分とするものであります。

なお、平成２８年度については、改正条例第２条の規定しておりますように、国同様、６月期、１２月期、改定分を振り分けることとしております。

また、この条例は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行日である平成２７年４月１日に在職する教育長（いわゆる旧教育長）については適用されず、廃止前の「教育長の給与、勤務時間その他勤務条件等に関する条例」が、なお効力を有してることから、現教育長の期末手当の支給率についても改正条例第３条及び第４条の規定の中で所要の改正を行っております。

次に、議案第１５号町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例は、平成１８年度から継続実施している町長、副町長、教育等に関する給与削減措置を平成２８年度も継続することに伴うものであります。

議案第１６号は、田布施町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

昨年８月、人事院は、国家公務員の月例給、特別給のいずれも民間を下回っていることから、給料表について若年層を中心に平均０．３６％引き上げ、勤勉手当支給率についても０．１カ月分引き上げるように勧告しました。

また、昨年１０月に山口県人事委員会も給料表について、若年層を中心に平均で０．６％引き上げ、勤勉手当支給率についても０．１カ月分を引き上げるよう勧告し、この勧告に沿った給与改定案が県議会に提出されています。

改定の内容は、まず改正条例第１条において、給料表については、昨年同様に、県に準じ改正することとし、平均０．７８％の引き上げとなります。また勤勉手当については、６月期及び１２月期の勤勉手当支給割合を０．０５カ月分ずつ引き上げ、期末勤勉手当の総支給割合を年間４．２カ月分とするものであります。なお、この給与改定に伴う影響額は１，０４６万円で、平成２７年３月補正予算案に計上しております。

また、改正条例第２条では、地方公務員法の一部改正により、条例で規定することが義務づけられた等級別基準職務表について規定するとともに、議案第２０号で御説明申し上げます、行政不服審査法の改正に伴う条項整理を行っています。

また、改正条例第３条では、単身赴任手当月額３万円について、平成３０年３月３１日までは、月額２万６，０００円とする特例措置を規定していましたが、国に準じ、平成２８年３月３１日までとする改正を行っております。

次に、議案第１７号は、田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。改正内容は、議案第１４号と同じく、期末手当支給割合の改定であります。

議案第１８号は、田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例であります。

本案は、社会教育指導員の報酬を月額８万２，５００円から９万５，７００円に改正するものであります。改正理由は、ここ数年、最低賃金の引き上げが続き、該当する時間給については、必要に応じ改定を行ってまいりましたが、今回、月額の報酬や賃金も含め、全体的に見直すこととしたことから、この条例で規定しております社会教育指導員の月額報酬についても、その勤務状況等から改正しようとするものであります。

議案第１９号は、田布施町実費弁償条例の一部を改正する条例であります。この条例は、地方自治法の規定により、議会、選挙管理委員会、農業委員会及び公聴会等に出頭または参加された方への日当や旅費等に関する事項を規定しております。

今回、平成２８年４月１日付で農業委員会法の一部改正が施行され、同法で規定する実費弁償に関する条項が繰り下げとなることから、その改正を行うものであります。

なお、改正農業委員会法においては、農業委員の選出方法が公選制から市町村長が議会の同意を得て任命するように変更されます。これに伴い、現在の農業委員の任期が満了する平成２９年度に関係条例の整備を行うこととしております。

議案第２０号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

これは、行政不服審査法、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。

行政不服審査制度は、昭和３７年の法制定以来、５０年以上、実質的な法整備がなく、今回、過去の行政手続法の改正や、行政事件訴訟法の改正など関係法制度の整備・拡充を踏まえ、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から見直しが行われたものであります。

新たな制度では、行政処分への不服申し立ての手続が審査請求に一本化されるとともに、審査請求の手続として、その行政処分に関係ない職員が、まず審理員となり、双方の主張を中立的な立場から聞き、その後町長が裁決案を第三者機関に諮問するという制度が導入されます。この第三者機関については、後ほど議案第２９号で御提案いたしますが、山口県市町総合事務組合で新たに共同設置することとしております。

本案は、この法改正に基づき、田布施町情報公開条例、田布施町個人情報保護条例、田布施町固定資産評価審査委員会条例及び、田布施町税条例の一部改正を一括整備するものであります。

議案第２１号は、田布施町行政手続条例の一部を改正する条例であります。

これは、本年４月１日から施行される行政手続法の一部改正に準じ、第三者が法令等に違反する事実がある場合は、行政機関に対して、それを是正するための処分や行政指導を求めることや、法令等に反する行政指導の中止等を求める仕組みを設けるとともに、行政指導の方式の改正を行うものであります。

また、あわせて先ほどの行政不服審査法の改正に伴う所要の改正も行うものであります。

なお、この改正により、第３３条第２項が同条第３項に繰り下がることに伴い、改正附則において、関係３条例の改正をあわせて行っております。

議案第２２号は、田布施町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、地方公務員法の一部改正により、平成２８年４月１日から職員の退職管理の状況の公表や、中長期的な人材育成及び適切な人事管理等を行うことを目的とする人事評価が義務づけられたことによる改正と、行政不服審査法の改正に準じ、不服申し立てを審査請求に改めるものであります。

議案第２３号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、地方公務員法の改正により、条例第１条で引用する地方公務員法第２４条第６項の規定が、同条第５項に繰り下げられることによる改正であります。

議案第２４条は、田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例であります。

本案は、屋外広告物法に基づき、広告物の表示場所及び方法並びに広告物を掲出する物件の設置及び維持に関して、必要な規制を行う事務について、県から移譲を受けることに伴い、広告物の種類ごとに手数料を定めるものであります。

議案第２５号は、田布施町河川環境保全条例についてであります。

本町では、平成１４年度から美しいまちづくり推進条例により、美しいまちづくりを推進しておりますが、自然環境が豊かで、安心して住み続けられるまちを守り育てていくためには、やはりきれいな水と水辺の環境を将来にわたり、保存していくことが私たちの務めであることから、新たに河川環境保全条例を制定しようとするものであります。この条例は水や河川環境の保全に関する、町、事業者、町民それぞれの責務をまず明確にし、啓発活動や汚濁防止、不法投棄の禁止、事業所排水の浄化

などへの取り組みを規定しております。

さらに、廃棄物処理施設などの事業所を建設する場合には、町長に河川環境保全などに関する事前協議を義務づけております。

また、水質に関しても、必要に応じ水質保全協定の締結や事業排水を排出する事業者から実施状況等の報告や調査などを行い、勧告、命令、公表ができるように定めております。

議案第２６号は、田布施町企業立地促進条例の一部を改正する条例であります。

本案は、現在の条例が本年３月３１日をもって失効することから、引き続き田布施町への企業立地を促進するため、立地促進制度を５年間延長しようとするものであります。

また、昨年作成しました、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおきましても、産業振興による雇用の創出の主な取り組みとして、「条例の更新にあわせた交付金対象企業の拡大」を掲げておりました。このため、今回の改正において、これまでの製造業、情報通信業、宿泊業、学術研究、専門・技術サービス業に今回新たに運輸業、郵便業と卸売業を追加しようとするものであります。

なお、サテライトオフィス誘致につきましては、県、通信事業者と連携した誘致活動を行い、新たな助成制度を創設し、移住・定住等につなげていきたいと思っております。

議案第２７号は、田布施町消防団条例の一部を改正する条例であります。東日本大震災以降、女性の視点を生かした広報活動、災害支援、防災ボランティア活動などが重要視されています。このため、田布施町消防団でも昨年度から１０名程度の女性消防団員の募集を行っており、この入団に際し、団員定数を現在の１７７名から１８７名に変更しようとするものであります。また、消防組織法に基づく、消防団に関する諸規定の全面改正を行うものであります。

議案第２８号は、平成２８年４月１日より、連携中枢都市の要件を満たす広島市と連携して、連携中枢都市圏制度を活用して事業を行うため、事務を処理するに当たっての基本的な方針や役割分担を定める連携協約を締結する協議について、地方自治法第２５２条の２第３項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第２９号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

規約改正の主な内容は、１点目として組合加入団体の増減に関する規定、２点目として非常勤職員公務災害補償等事務、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償等事務を共同処理する団体を追加する規定、３点目として、先の議案第２０号で御説明いたしました行政不服審査法改正に基づく、審査会の共同設置に関する規定であります。

以上、本日御提案申し上げました議案２９件について、その概要を説明しましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（林山　健二議員）　これで、提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

議案第１号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第２号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第３号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　なしと認めます。

議案第４号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第５号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第６号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第７号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第８号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第９号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第１０号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第１１号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第１２号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第１３号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第１４号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第１５号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第１６号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第１７号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第１８号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。
　議案第１９号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。
　議案第２０号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。
　議案第２１号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。
　議案第２２号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。
　議案第２３号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。
　議案第２４号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。
　議案第２５号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。
　議案第２６号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。
　議案第２７号、質疑はありませんか。清神議員。
○議員（４番　清神　清議員）　１７７人を女性１０名含めて１８７人にすることと、それから年齢制限を下見ますと１８歳以上の者というふうに書いてありますが、さらに志操堅固でかつ身体強健の者とも書いてあるんですが、上限というのは示すべきじゃろうと。８０の人が申し込むことはないとは思うんですが。下は書いてはあるんですが、１８歳以上の者というふうに書いてあるんですが、上限が例えば６０歳とか７０歳とか、その辺の上限は書かなくてもいいんですか。
○議長（林山　健二議員）　亀田課長。
○総務企画課長（亀田　典志君）　上限につきましては、近隣の市町、今回改正するのは定員を増やすことによるものと、近隣市町の状況を踏まえてそこのところは入れてこうということでやっております。上限につきましては、近隣市町もそこのところについては、定めていないというところもございますので、今回については入れていないというとこでございます。
○議長（林山　健二議員）　清神議員。
○議員（４番　清神　清議員）　わかりました。それと２８年４月１日からというからというとすぐなんですが、もう募集で確定はしたんですか、今から集めるんですか。
○議長（林山　健二議員）　亀田課長。
○総務企画課長（亀田　典志君）　女性消防団員につきましては、もう昨年から募集を行っております。今実際に１人の方が活躍しておられまして、消防団を通じて、あと一、二名ぐらいと候補の方はいらっしゃるんですけど、うちとして１０名の方を確保していきたいということで、ここの定数をプラス１０ということでやっていきたいということで今回上げさせていただいたところでございます。

○議長（林山　健二議員）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第２８号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第２９号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

ここでお諮りします。議案第４号から議案第８号までの５件については、予算審査特別委員会を設置し付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　異議なしと認めます。したがって本件については、議長を除く１２人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。それでは議員控室にて予算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。終わり次第、議事堂にお集まりください。

午後６時１６分休憩

……

午後６時１９分再開

○議長（林山　健二議員）　休憩をといて会議を再開します。

先ほどの休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に石田修一議員、副委員長に瀬石公夫議員が選任されましたので御報告します。

次に、議案第１号から議案第３号まで、議案第９号から議案第２９号までの２４件は、会議規則３９条第１項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３５．陳情第１号

日程第３６．陳情第２号

○議長（林山　健二議員）　日程第３５、陳情第１号、日程第３６、陳情第２号を議題とします。お手元に配付の陳情文書表のとおり、陳情第１号は経済厚生委員会に、陳情第２号は総務文教委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（ベル）

午後６時２２分散会

―――――――――――――――――――――――――――――――――

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　林　山　健　二

署名議員　谷　村　善　彦

署名議員　河　内　賀　寿

平成２８年　第１回（定例）田　布　施　町　議　会　会　議　録（第２日）

平成２８年３月２４日（木曜日）

議事日程（第２号）

平成２８年３月２４日　午前９時００分開会

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　議案第１号
専決処分の承認について（平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第５号））
（委員長報告）
日程第３　議案第２号
専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）　（委員長報告）
日程第４　議案第３号
専決処分の承認について（田布施町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止する条例）　（委員長報告）
日程第５　議案第４号
平成２８年度田布施町一般会計予算議定について　（委員長報告）
日程第６　議案第５号
平成２８年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について　（委員長報告）
日程第７　議案第６号
平成２８年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について　（委員長報告）
日程第８　議案第７号
平成２８年度田布施町介護保険特別会計予算議定について　（委員長報告）
日程第９　議案第８号
平成２８年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について　（委員長報告）
日程第１０　議案第９号
平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第６号）議定について　（委員長報告）
日程第１１　議案第１０号
平成２７年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定について
（委員長報告）
日程第１２　議案第１１号
平成２７年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について
（委員長報告）
日程第１３　議案第１２号
平成２７年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について
（委員長報告）
日程第１４　議案第１３号
平成２７年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定について
（委員長報告）
日程第１５　議案第１４号

町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第１６　議案第１５号

町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第１７　議案第１６号

田布施町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第１８　議案第１７号

田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第１９　議案第１８号

田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第２０　議案第１９号

田布施町実費弁償条例の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第２１　議案第２０号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例　（委員長報告）

日程第２２　議案第２１号

田布施町行政手続条例の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第２３　議案第２２号

田布施町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第２４　議案第２３号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第２５　議案第２４号

田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第２６　議案第２５号

田布施町河川環境保全条例　（委員長報告）

日程第２７　議案第２６号

田布施町企業立地促進条例の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第２８　議案第２７号

田布施町消防団条例の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第２９　議案第２８号

広島市と田布施町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について　（委員長報告）

日程第３０　議案第２９号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について　（委員長報告）

日程第３１　陳情第２号

現庁舎は耐震化し財源の見通しが立った後、現在地に新築を要望する陳情書　（委員長報告）

日程第３２　陳情第４号（平成２７年）

最終処分場建設計画に反対を求める陳情書　（委員長報告）

日程第３３　議案第３０号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（銭谷忠義）

日程第３４　議案第３１号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（谷茂子）

日程第３５　閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）
日程第３６　閉会中の継続調査（特定事件）について（総務文教委員会）
日程第３７　閉会中の継続調査（特定事件）について（議会広報広聴調査委員会）
日程第３８　議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　議案第１号
専決処分の承認について（平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第５号））
（委員長報告）
日程第３　議案第２号
専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）　（委員長報告）
日程第４　議案第３号
専決処分の承認について（田布施町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止する条例）　（委員長報告）
日程第５　議案第４号
平成２８年度田布施町一般会計予算議定について　（委員長報告）
日程第６　議案第５号
平成２８年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について　（委員長報告）
日程第７　議案第６号
平成２８年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について　（委員長報告）
日程第８　議案第７号
平成２８年度田布施町介護保険特別会計予算議定について　（委員長報告）
日程第９　議案第８号
平成２８年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について　（委員長報告）
日程第１０　議案第９号
平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第６号）議定について　（委員長報告）
日程第１１　議案第１０号
平成２７年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定について
（委員長報告）
日程第１２　議案第１１号
平成２７年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について
（委員長報告）
日程第１３　議案第１２号
平成２７年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について
（委員長報告）
日程第１４　議案第１３号
平成２７年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定について
（委員長報告）
日程第１５　議案第１４号
町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例　（委員長報告）

日程第１６　議案第１５号
　町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例　（委員長報告）
日程第１７　議案第１６号
　田布施町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例　（委員長報告）
日程第１８　議案第１７号
　田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例　（委員長報告）
日程第１９　議案第１８号
　田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例　（委員長報告）
日程第２０　議案第１９号
　田布施町実費弁償条例の一部を改正する条例　（委員長報告）
日程第２１　議案第２０号
　行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例　（委員長報告）
日程第２２　議案第２１号
　田布施町行政手続条例の一部を改正する条例　（委員長報告）
日程第２３　議案第２２号
　田布施町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
　（委員長報告）
日程第２４　議案第２３号
　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例　（委員長報告）
日程第２５　議案第２４号
　田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例　（委員長報告）
日程第２６　議案第２５号
　田布施町河川環境保全条例　（委員長報告）
日程第２７　議案第２６号
　田布施町企業立地促進条例の一部を改正する条例　（委員長報告）
日程第２８　議案第２７号
　田布施町消防団条例の一部を改正する条例　（委員長報告）
日程第２９　議案第２８号
　広島市と田布施町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議
　について　（委員長報告）
日程第３０　議案第２９号
　山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について
　（委員長報告）
日程第３１　陳情第２号
　現庁舎は耐震化し財源の見通しが立った後、現在地に新築を要望する陳情書
　（委員長報告）
日程第３２　陳情第４号（平成２７年）
　最終処分場建設計画に反対を求める陳情書　（委員長報告）
日程第３３　議案第３０号
　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（銭谷忠義）
日程第３４　議案第３１号
　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（谷茂子）
日程第３５　閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）

日程第３６　閉会中の継続調査（特定事件）について（総務文教委員会）
日程第３７　閉会中の継続調査（特定事件）について（議会広報広聴調査委員会）
日程第３８　議員派遣について

出席議員（１３名）

１番	國永美惠子議員	２番	藤山　巖議員
３番	松田規久夫議員	４番	清神　清議員
５番	西本　篤史議員	６番	畠中　孝議員
７番	谷村　善彦議員	８番	河内　賀寿議員
９番	髙川　喜彦議員	１０番	木本　睦博議員
１１番	瀬石　公夫議員	１２番	石田　修一議員
１３番	林山　健二議員		

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	上部　能之君	書記	川上　美則君

説明のため出席した者の職氏名

町　　長	長信　正治君	副 町 長	東　　浩二君
教 育 長	尾﨑　龍彦君	総務企画課長	亀田　典志君
税務課長	堀川　　誠君	経済課長	向山　智章君
建設課長	鳥上　清史君	建設課技幹	田中　和彦君
町民福祉課長	川添　俊樹君	町民福祉課主幹	向山　幸和君
健康保険課長	中田　正美君	会計室長	大島　克己君
学校教育課長	本城　嘉也君	社会教育課長	中村　俊彦君
給食センター所長	中村　和宏君		

午前９時００分開会

(ベル)

○議長（林山　健二議員）　これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（林山　健二議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２０条の規定により、髙川喜彦議員、木本睦博議員を指名します。

――――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．議案第１号
日程第３．議案第２号
日程第４．議案第３号
日程第５．議案第４号
日程第６．議案第５号
日程第７．議案第６号
日程第８．議案第７号
日程第９．議案第８号
日程第１０．議案第９号
日程第１１．議案第１０号
日程第１２．議案第１１号
日程第１３．議案第１２号
日程第１４．議案第１３号
日程第１５．議案第１４号
日程第１６．議案第１５号
日程第１７．議案第１６号
日程第１８．議案第１７号
日程第１９．議案第１８号
日程第２０．議案第１９号
日程第２１．議案第２０号
日程第２２．議案第２１号
日程第２３．議案第２２号
日程第２４．議案第２３号
日程第２５．議案第２４号
日程第２６．議案第２５号
日程第２７．議案第２６号
日程第２８．議案第２７号
日程第２９．議案第２８号
日程第３０．議案第２９号
日程第３１．陳情第２号
日程第３２．陳情第４号（平成２７年）

○議長（林山　健二議員）　日程第２、議案第１号専決処分の承認について（平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第５号））から日程第３２、陳情第４号（平成２７年）最終処分場建設計画に反対を求める陳情書まで３１件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（石田　修一議員）　おはようございます。

予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る３月１１日の本会議において、当委員会に付託されました議案第４号から議案第８号までの議案５件について、３月１５日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案については、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第４号平成２８年度田布施町一般会計予算議定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、特別会計に係る議案４件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（林山　健二議員）　次に、石田総務文教委員長。

○総務文教委員長（石田　修一議員）　総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る３月１１日の本会議において、当委員会に付託されました議案第１号、議案第２号、議案第９号、議案第１４号から議案第２４号、議案第２７号から議案第２９号の議案１７件について、３月２２日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第１号、議案第２号は全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定し、議案第１７号田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。残りの議案１４件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、陳情第２号現庁舎は耐震化し財源の見通しが立った後、現在地に新築を要望する陳情書は、賛成多数で採決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（林山　健二議員）　次に、瀬石経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（瀬石　公夫議員）　経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る３月１１の本会議において、当委員会に付託されました議案第３号、議案第１０号から議案第１３号及び議案第２５号、議案第２６号の議案７件について、３月１７日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案７件について、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案７件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。（発言する者あり）

どうも、失礼いたしました。

陳情審査報告書、経済厚生委員会のほうに陳情が出ておりました、最終処分場建設計画に反対を求める陳情が出ておりました。

これは、全員賛成で、採択でございます。御報告申し上げます。

○議長（林山　健二議員）　これから各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。――清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　陳情のほうの質疑もういいですか。

先ほど総務委員長のほうから、庁舎問題の件に関して、賛成多数ということで採択と決まりましたけれども、陳情の冒頭にですね、現庁舎は耐震化をやって、さらに財源の見通しが立った後に現在の新築を要望するというふうに書いてあります。この耐震化する場合、昨年のたしか、７月の６日に示された庁舎問題の検討資料に示された耐震補強工事の４，５００万円と、この仮設庁舎の工事１億９８万円、これだけで済むのか。

また、その他ですね、費用面だとか手法等の詳細について、意見、検討等が出たのか、ということ

と、これは総務委員長に３件ほど質問したいんですが、それが１件ですね。

費用面、手法等の詳細な意見が検討されたかということと、２件目は、町長や執行部の話は既に、田布施工業高校跡地に移転する方向で話が進んでいるように私、受け止めておりますけれども、陳情書は、先ほど賛成多数で採決となったようですが、これはさまざまな課題が山積していると思っておりますけれども、趣旨採択したらどうかというような意見は出なかったかということが２件目です。

もう１つは、東日本大震災から５年が経過しておりますが、現在の場所が、この庁舎ですね、町の中心地であって、場所的には最適な場所と思うんですけれども、地震だとか大津波、この辺の心配はないのか、いわゆる防災面に対しての検討はされたか、この３点ですね。総務委員長のほうに、委員会でどのようなお話をされたか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（林山　健二議員）　石田委員長。

○総務文教委員長（石田　修一議員）　お答えします。

まず、順番は、違うかもわかりませんが３件ですね。

１件目、趣旨採択はなかったかということでございますが、先ほど、皆さんにもご報告しましたけれども、賛成多数ということで、具体的には採択が４票です。そして、１票が趣旨採択という結果であります、それが１点。

それから、防災の件でございますが、防災の件につきましては、県のほうも津波が来ても大体山口県４メートル以下。そして、ここは海抜６．８メートルの位置であります。そういうことから考えますと、まず、防災という面では、ここの現在地というものは、よほどのことがない限り、まず安全だということになる、その点についてもいろいろ総務文教委員会で話し合いました。

そして、これはいろいろ意見が出た中の一部でございますが、旧田布施工業高校の跡地、これは現庁舎の敷地の４分の１以下で狭い。で、当初は、あそこ全体ということであったと思うんですが、今、約２分の１ということになりますと、保健センター等の集約これができず、また、隣接するのは支援学校が隣接するということで、保護者の心理、そういう負担を、そして現庁舎のここの利便性ですね、そういうことを考えたときに当面は、この庁舎耐震化ということをして、そして資金計画を立て、この現在地に新築をするということでございます。

で、先ほど言われましたけども、耐震化ということで、一案が出とりましたけども、これやはり執行部のほう、どこまで審査したかということを聞きましたときに、詳細についての審査っていうのは、やってないようにお聞きしております。

だから、ここの、現在のこの我々がいるところ、これは耐震化については十分あると。だから前側のほうが弱いということで、いろいろ今は技術も相当進んでおりますので、だから、いろいろ検討する余地はあるんじゃないかということで、そういうことも審査、いろいろしました。

もう少し経緯を申し上げますと、この件については、議会全体で、いろいろ検討する大きな問題ということでありましたけど、総務文教委員会６名に付託されました。そういうことで、具体的には２月１６日、これも協議会を設けてやりました。そして、２月の２６日、このときは陳情者の代表、大島忠義、これを参考人招致し、そして、こちらも真剣に質問をし、説明を求めました。そして、その結果また委員会でいろいろ話し合いました。その後また３月２日、もうしっかり覚えとるんですが、３月２日にまた再度どうするか、いうことも含めていろいろ検討しました。

余談になるかもわかりませんけど、この問題は、そこまで検討して、我々で結論出したけど、私個人としては、議会全体で考えるのにどうしたらいいかと、総務文教委員長の責を降りてでも全体で討議することはできないかと、そこまでも考えました。

だから、この６名でありますけど、本当に真剣に考えての結果であります。

以上、報告いたします。

○議員（４番　清神　　清議員）　ありがとうございました。

○議長（林山　健二議員）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。議案第１号から陳情第４号（平成２７年）まで、討論はありませんか。松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　議案１７号です。

○議員（１番　國永美恵子議員）　議案第４号です。

○議長（林山　健二議員）　國永議員

○議員（１番　國永美恵子議員）　私は、議案第４号、平成２８年度田布施町一般会計予算議定について、反対の立場から討論を行います。

以後、西暦で申し上げます。

一昨年４月の消費税率引き上げによって深刻な景気の悪化が生じております。政府は消費税の景気への影響は一時的なものだという宣伝を盛んに行っておりましたが、消費税引き上げによる物価上昇は円安による輸入原料価格の値上がりが加わり、国内ＧＤＰの６０％を占めるという個人消費が落ち込んでおります。政府統計でも、実質賃金は２０１４年が前年比２．８％減、２０１５年は前年比０．９％減となり、連続して低下いたしております。

年金生活者からは、年金は減る一方なのに負担ばかり増えるという声が上がり、家計の落ち込みは深刻であります。

経済状況の悪化のもとで町民の暮らしが脅かされております今、田布施町に求められておりますのは、何よりも町民の暮らしを守ることにあります。特に、子育て中の世代への支援の充実は重要と考えます。

現在、子どもの貧困率は過去最悪を更新し、６人に１人の子どもが貧困状態に置かれているということであります。このことは、本町も決して例外ではありません。まず、就学援助について申し上げます。

本町では、この認定基準の引き下げを前町長のときに行い、制度の改悪となりました。現在、他市町との比較でも本町の状況が厳しい状況であることを承知しながら、認定基準の緩和が図られていないことは納得できません。子どもたちが安心して学校に通えるよう、この認定基準の緩和と制度の充実を求めるものであります。

また、子どもの医療費の無料化は次年度からではなく、本予算から行うことを求めるものであります。

そのほかで言えば、町有地に小規模場外舟券売場オラレを設置することには、反対であります。理由につきましては、以前から申し上げておりますとおりであります。

マイナンバー制度は、情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能だと言われておりますし、国の補助１００％の事業であるなら、１００％国に求めるべきであります。

この度は特に、本町の子育て支援が充実されますことを願っての反対討論といたします。

議員の皆様の御賛同よろしくお願いいたして、私の討論を終わります。

○議長（林山　健二議員）　議案第４号に対する賛成討論はありませんか。――松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　議案１７号の議員報酬に関する改正について、自分の思いを述べさせてもらいます。反対討論です。

思いを述べますので、原稿なしで話しますから、お聞き苦しいことがございましたら、お許しください。

特別職の報酬については、議員報酬と同様の考えであれば、反対しなければなりません。しかし、特別職については、１５％、１０％の減額があります。ですから、特別職の報酬アップについては賛成いたしました。

予算につきましても、行政が住民の皆様方に提供するサービスの継続性ということを考慮しまして、

賛成しました。

議員報酬につきましては、我々、本当に身近な問題であります。

人事院勧告がなされ官民格差の是正ということで勧告がなされました。この官民格差の比較は、民間企業の現役世代であります。ですから、町役場の職員については、財政的に余力があればこの勧告に従えばいいと思います。

現役世代、今、国会では同一賃金……同じ仕事をしていれば同一賃金、ちょっと言葉が歳のせいか、すんなり出てこんのですが、同じ仕事をしている人であれば、同じ報酬を得ましょうというふうな話題になっていますが、という考えであれば、特別職議員、歳関係なく、若い人であろうが高齢であろうが、みんな同じ賃金という考え方も成り立つ、これも理解できます。

しかし、今、一般的には６０歳で退職、再雇用、現実に町役場の職員もそのようになっています。６０歳で退職して同じような仕事をしても賃金をカットされます。民間企業であれば、一応、今、６５歳が定年になっておりまして、知識とか技術のある人は、希望すればまだ、さらなるカットで働けるというふうなことになっています。

議員は、選挙という特別なハードルを越えて、希望すれば簡単に議員になれるものではありません。特別なハードルを越えた選ばれた人だから、日本の仕組みと違った形になっていてもいいというものじゃないというふうに私は思うんであります。

今の日本の仕組みに近づけるために議員も、若い人、高齢者、考える必要があると思います。

私はことし６６になります。１３人いる議員の中で、３番目に若いのです。有権者の構成とこの議会の議員の構成は、年代構成ですね、随分、差があります。

確かに、６０代、７０代前半、時間、経済力、いろんな面で余裕があり、田布施にお役に立ちたいという思いで、皆さん、議員になられているというふうに思います。世の中の仕組みにあわせるべく、議員報酬も若い人は上げればいいでしょう、勧告に従って。私を含め、定年退職したその世代の人にとっては、上がらない、もしくはアップでなくダウンということも必要かもわかりません。

そういう思いで、私は、この一律に、議員報酬が上がるという条例に反対する意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（林山　健二議員）　ほかに討論はありませんか。谷村議員。

○議員（７番　谷村　善彦議員）　私は、庁舎の件に対し、採択に対して反対の立場で討論をいたします。

１町３村が合併し、ここに庁舎を建設する際には、大変な苦労があったように聞いております。議会はもちろん、町民を二分するようなことになったようなことも聞いております。そのようにしてまで、建設されたこの庁舎には、私も非常に愛着があります。

一方、田布施工業高校も長い間、評議員として、出入りさせていただきました。これにも愛着をずっと持っております。

さて、どちらが最適であるかと、もし私に聞かれましたら、両方に愛着があると答えます。

庁舎問題は、始まったばかりであります。議論は、これからが正念場だと思っております。耐震問題、防災問題、利便性、地域など、どちらも一長一短だと思います。議会として、これらについてはもちろんですが、コスト、財政面などについても十分議論を尽くす。町民の皆様に、ベストではないがベターと言ってもらえる結論を出すべきだと思っております。

どちらか一方に決めてしまえば、選択肢はなくなります。現庁舎、学校校舎、町民の皆様には、それぞれに思いはあります。現庁舎が全てでも、校舎が全てでもありません。いずれ、どちらかに決めることになりますが、十分説得できるだけの議論を重ね、結論を出す。議会もよくやってくれたと言われるまで、尽くすべきではないでしょうか。

趣旨採択、継続なら、その話し合いもできます。しかし、採択ということになりましたら、一切選択肢はなくなります。従いまして、私はそれはすべきでない。このように思い反対をするものであり

ます。

思い起こせば、柳井との合併協議、結果は、柳井に断わられ、失敗に終わりましたが、あのときのような議会を二分し、町民を二分した苦い経験は二度と繰り返してはなりません。ベストではなくてもベターな結論を出して、町民の皆様に納得してもらおうではありませんか。

議員の皆さん、趣旨に御賛同よろしくお願い申し上げます。

これで討論終わります。

○議長（林山　健二議員）　ほかに討論ありませんか。畠中議員。

○議員（６番　畠中　孝議員）　私は、この庁舎問題について、陳情に賛成の立場で討論させていただきます。

昨年から、９月議会、１２月議会と、この問題については、お互い深く議論し追求してまいったわけでございますが、まず、予算面について、８月の時点で、工業高校の移転については約６億円だという提示がございました。それから新築についても、１１億円という数字が出ておると思います。

ところが、１２月議会では、この６億円が８億２，０００万円と金額が増加しております。今後さらに、これで終わるのか、さらに増えていくのか、非常にあいまいな不透明な状況であります。場合によっては、新築の１１億円と大差のない金額になるのではないかとも言われております。

それから、総務文教委員長石田委員長が、先ほど質問に対する答弁で耐震化についても、この位置で十分耐えうるという結論も出ております。

そして、何より先ほど、谷村議員が趣旨採択でやるべきではないかというお考えですが、現在、町長は、ほかの選択肢はもう捨てて、工業高校移転の方向で走っております。これは時間をかければかけるほど、後戻りできなくなるのは目に見えてわかっておるわけです。

ですから、陳情書にあるように、この現庁舎は耐震化し、財源の見通しが立った後、現在地に新築を要望するということは、これは、全く正論であろうと私は理解しておりますので、賛成討論としたいと思います。

どうぞ議員の皆様、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（林山　健二議員）　ほかに討論ありませんか。松田議員。

○議員（３番　松田規久夫議員）　私も、賛成討論をさせていただきます。

反対討論の中で、谷村議員も触れられましたが、柳井との合併の件で、うまくいかなくて単独町政になりました。

私は、この単独町政の決断をしたというのが、今の田布施にとって大変よかった決断だっていうふうに考えております。

ですから、この基本方針は、単独で田布施は生き残っていくんだという、この基本方針は崩してはいけません。そう考えたときに、今、移転で８億円の金を、果たして使っていいもんだろうかという疑問が湧いてくるわけです。

陳情書にありましたように、財政的な見通しがつくまでは、お金を蓄えるときだ。私は、公のお金も、個人の家庭のお金の使い方も、基本的には同じでなければいけないと、例えば、自分の家の今住んでいるところが建築基準法にクリアできんから、危ないよというふうな指摘をされたときに、お金がなくても簡単にアパートを借りよう、家を建てよう、そういうことを個人の場合はしますか。公の場合も一緒だろうと思います。

田布施は、単独を選択したわけですから、ましてや、隣の大和町、近くの熊毛町、周辺部になって、田布施自体もこの中心街はまだいいですが、周辺部はもう高齢化の波で、周辺になればどういうふうになるかというのがもう見えております。

ですから田布施、頑張れるうちは単独で頑張っていきたいと、この思いで今、８億円からの金は使うべきではないというふうに、私は考えておりますので、陳情書に賛成の立場で、この場で意見を述べさせてもらいました。

○議長（林山　健二議員）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第１号専決処分の承認について（平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第５号））を採決します。

本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第１号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第２号専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第２号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第３号専決処分の承認について（田布施町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止する条例）を採決します。

本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第３号は委員長の報告のとおり承認されました。

これから、議案第４号平成２８年度田布施町一般会計予算議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立多数です。したがって、議案第４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５号平成２８年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてから、議案第８号平成２８年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてまでの４件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第５号から議案第８号まで４件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第９号平成２７年度田布施町一般会計補正予算（第６号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１０号平成２７年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定について

を採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第１０号は委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第１１号平成２７年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定についてを採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第１１号は委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第１２号平成２７年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定についてを採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第１２号は委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第１３号平成２７年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定についてを採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第１３号は委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第１４号町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第１４号は委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第１５号町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第１５号は委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第１６号田布施町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第１６号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。
　次に、議案第１７号田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立多数です。したがって、議案第１７号は委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第１８号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第１８号は委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第１９号田布施町実費弁償条例の一部を改正する条例を採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第１９号は委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第２０号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第２０号は委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第２１号田布施町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第２１号は委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第２２号田布施町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第２２号は委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第２３号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
　本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第２３号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第２４号田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第２４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号田布施町河川環境保全条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第２５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号田布施町企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第２６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２７号田布施町消防団条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第２７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号広島市と田布施町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第２８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２９号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第２９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第２号現庁舎は耐震化し財源の見通しが立った後、現在地に新築を要望する陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立多数です。したがって、陳情第２号は採択されました。

次に、陳情第４号（平成２７年）最終処分場建設計画に反対を求める陳情書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、陳情第４号（平成２７年）は採択されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３３．議案第３０号

日程第３４．議案第３１号

○議長（林山　健二議員）　日程第３３、議案第３０号及び日程第３４、議案第３１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての２件を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信　正治君）　それでは、提案理由を申し上げます。

議案第３０号及び議案第３１号は、人権擁護委員の推薦に関するものであります。

現在、本町では、清水俊澄氏、錢谷忠義氏、谷茂子氏、岩本宏司氏の４名が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員として活動しておられます。

このうち、錢谷忠義氏、谷茂子氏の任期が、平成２８年６月３０日をもって満了いたしますが、引き続き両氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

錢谷忠義は、平成１７年６月１日より人権擁護委員として御活躍いただいておりますが、法務省において長い間、少年院教育部門に力を注がれ、退職後は地域の防犯、教育、環境美化などに御尽力をいただいております。行政に御協力いただきながら、現在は、柳井保護区保護司会会長を務められております。

谷茂子氏は、平成２２年７月１日より人権擁護委員として御活躍をいただいておりますが、長く学校教育に携わられ、退職後は、田布施町更生保護女性会の理事として、また、平成２７年６月１日からは同会長を務められるなど、明るい地域社会の実現に御尽力をいただいております。

両氏は、人権問題についての理解も深く、これまで人権に係る啓発行事、出前講座等を企画、運営し、また参加され、人権擁護委員として適任と考え、推薦するものであります。

何とぞ、御同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（林山　健二議員）　これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第３０号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

議案第３１号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第３０号及び議案第３１号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　異議なしと認めます。したがって、議案第３０号及び議案第３１号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第３０号及び議案第３１号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　討論なしと認めて、これで討論を終わります。

これから、議案第３０号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（錢谷忠義）を採決します。

本件は、これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第３０号は同意されました。

次に、議案第３１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（谷茂子）を採決します。

本件は、これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山　健二議員）　起立全員です。したがって、議案第３１号は同意されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３５．閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）

○議長（林山　健二議員）　日程第３５、閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）を議題とします。

経済厚生委員長より、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、陳情第１号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３６．閉会中の継続調査（特定事件）について（総務文教委員会）

○議長（林山　健二議員）　次に、日程第３６、閉会中の継続調査（特定事件）について（総務文教委員会）を議題とします。

総務文教委員長より、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３７．閉会中の継続調査（特定事件）について（議会広報広聴調査委員会）

○議長（林山　健二議員）　次に、日程第３７、閉会中の継続調査（特定事件）について（議会広報広聴調査委員会）を議題とします。

議会広報広聴調査委員長より、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３８．議員派遣について

○議長（林山　健二議員）　次に、日程第３８、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第１２２条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山　健二議員）　異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は、議長に委任されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（林山　健二議員）　これで、本日の日程は終了しました。

以上で、会議を閉じます。平成２８年第１回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前１０時０５分閉会

―――――――――――――――――――――――――――――――――――

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　林　山　健　二

署名議員　髙　川　喜　彦

署名議員　木　本　睦　博